

四国における  
津波災害からの復興まちづくりに向けた  
事前対応の手引き

平成31年3月

国土交通省 四国地方整備局  
災害に強いまちづくり検討会

## 目次

はじめに .....	1
(目的・利用方法) .....	2
(手引きの構成) .....	2
第1章 四国における津波災害の状況と課題 .....	4
1. 想定される津波災害の状況 .....	4
2. 四国における取組状況と課題 .....	5
(1) 四国における取組等の状況 .....	5
(2) 四国における課題 .....	7
第2章 復興まちづくりに向けた事前対応の概要 .....	10
(1) 津波被害からの復興まちづくりに向けた取組の概要 .....	10
(2) 地域特性を踏まえた復興の検討 .....	11
1. 基礎情報・被災状況の収集・整理 .....	13
2. 復興まちづくりに必要な制限の検討・実施 .....	18
3. 住まい・生活の再建 .....	23
4. 復興まちづくり計画等の策定 .....	28
5. 共通・その他 .....	35
取組のチェックリスト（2018版） .....	37
第3章 取組事例 .....	41
1. 復興準備に関する取組事例 .....	41
【「基礎情報・被災状況の収集・整理」にかかる取組事例】 .....	41
【「復興まちづくりに必要な制限の検討・実施」にかかる取組事例】 .....	42
【「住まい・生活の再建」にかかる取組事例】 .....	46
【「復興まちづくり計画等の策定」にかかる取組事例】 .....	49
【「共通・その他」にかかる取組事例】 .....	60
2. その他の取組事例 .....	65
3. 東日本大震災の市街地復興に活用された各事業手法の概要 .....	82
4. 関係機関の技術的指針等 .....	83
参考資料 .....	90
【用語集】 .....	90
【参考文献】 .....	92
【本手引きの検討体制】 .....	93

## はじめに

四国地方は、南海トラフ地震が今後 30 年以内に発生する確率が 70～80% 程度と予測され、最大クラスの地震で震度 6 強から震度 7 の強い揺れが発生するとともに、太平洋沿岸域では巨大な津波が襲来すると想定されており、その強い揺れと津波等により四国地方全体で最悪の場合約 9.6 万人の死者、約 15.2 万人の負傷者が発生するという甚大な被害が想定されている。

このような事態に対応するため、四国 4 県及び各市町村においては、地域住民等と連携しながら、様々な防災まちづくりの対策が講じられてきているところであるが、「災害には上限がない」ことを前提とすると、大規模な災害が発生した場合には都市が広範囲に被災することも想定されることから、これまで講じられてきた対策と併せ、被災後を想定して速やかな復興が行われるよう検討し、準備しておく「事前対応」が重要となる。

特に四国地方は、全国に先駆けて 1985 年をピークに人口減少に転じ、65 歳以上の高齢者の割合は平成 24 年には約 30% となるなど、人口減少・少子高齢化の進展が他地域と比べて顕著な状況にあり、これらの課題に対応したまちづくりも喫緊の課題となっている。

このようなことから、津波災害からの復興まちづくりに向けた事前対応の取組を進めることは、被災後の円滑な復興に役立つだけでなく、前述の課題等も踏まえた中・長期的なまちづくりの将来像を検討する契機となるとともに、住民の意識向上や合意形成等にもつながるものであるため、単に災害対応という観点だけでなく、平時におけるまちづくりの取組の一環として位置づけ、取り組んでいくという視点を持つことが重要である。

本手引きは、以上の問題意識に基づいて、四国地方の地方公共団体関係者等が、津波災害を想定した復興まちづくりについての事前対応の取組を進める手がかりとして利用されることを目的に作成したものであり、この手引きが四国地方の防災まちづくり等を担当する地方公共団体職員等の意識を高め、地域における復興まちづくりに向けた事前対応の取組の機運を醸成し、取組の推進に少しでも役立つことを願っている。

最後に、本手引きの作成は、徳島県、愛媛県、高知県の 3 県、徳島県美波町、愛媛県八幡浜市、高知県黒潮町、独立行政法人都市再生機構及び四国地方整備局建政部の担当者による検討に負うところが多く、この場をお借りして関係者に厚く感謝申し上げる。

平成 29 年 3 月

四国地方整備局 災害に強いまちづくり検討会

## (目的・利用方法)

本手引きは、四国の地方公共団体の防災まちづくり等に係る実務担当者が、南海トラフ巨大地震による津波の災害に備えて事前に被害を想定し、速やかな復興まちづくりが行われるよう被災前に実施しておく準備（復興まちづくりに向けた事前対応）を進めるにあたり、参考として利用されることを想定している。

本手引きでは、防潮堤等の施設整備により市街地を防護するとされている規模の津波（L1クラス）による災害ではなく、南海トラフ巨大地震等の大規模地震に起因する津波により、特に甚大な被害が予想され、復興まちづくりが必要となる規模（L2クラス）の災害への対応を主として念頭においている。ただし、L1クラスの津波災害にも適用できるものも含まれており、平時におけるまちづくりにも参考となると考えている。

なお、復興まちづくりは、都市基盤や住宅の整備に限らず、産業分野をはじめ、教育、医療・福祉等の様々な分野に関係してくるが、本手引きでは、国土交通省所管のまちづくりの観点を中心に記載するとともに、事前対応のうち「復興準備」の観点を中心に整理している。

### ■復興準備

災害に備えて、事前に被害を想定し、速やかに復興が行われるよう検討・準備しておくこと

### ■事前復興まちづくり

被災後の市街地整備・再整備など、復興に向けたまちづくりの姿について  
事前に検討した上で、被災前にまちづくりの一部を具体的に実現すること

本手引きについては、今後、東日本大震災により被災した地方公共団体へのヒアリング等により、内容の実行性を検討し、随時更新することを予定している。

## (手引きの構成)

本手引きは、四国の現状や課題を踏まえ、地方公共団体にとって参考となるよう、事前対応に当たって必要と考えられる事項や参考となる取組事例等を記載したものである。

地方公共団体が事前対応の検討を進めていくにあたっては、各地域の特性や想定される災害の規模、被害の程度等に対応して、本手引きに記載されている事項以外についても検討・対応が迫られる場合が考えられる。

したがって、本手引きは、地方公共団体の防災まちづくり等に係る実務担当者が、事前対応の重要性や問題意識を共有するという観点から、各地の取組事例をはじめ検討の手がかりになると考えられる情報を中心に作成したものである。

あわせて、地方公共団体における自らの取組の進捗状況を簡便に確認し、次の取組に活用されることを想定し、事前対応に関する取組等のチェックリストも収録している。

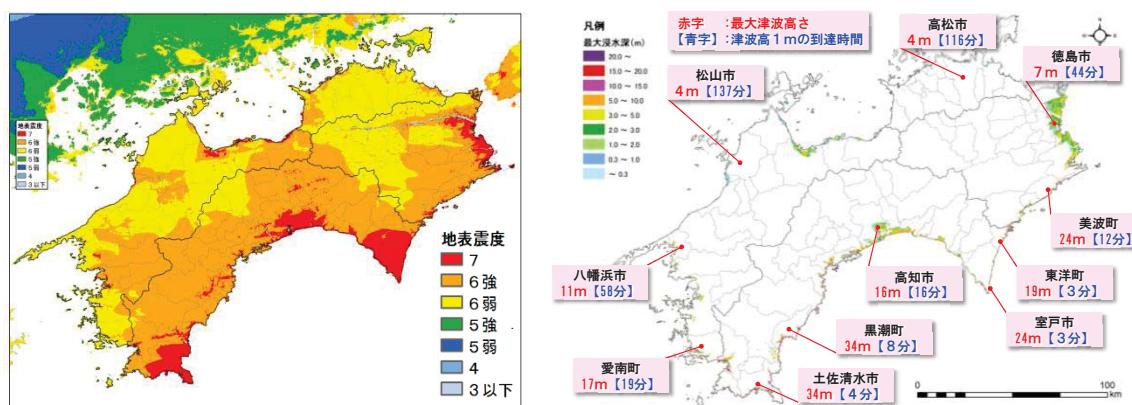
なお、本手引きは、平成28年5月に国土交通省都市局が作成した「津波被害からの復興まちづくりガイダンス（以下、「ガイダンス」という。）」等の先行する検討成果等も参考にしており、それらの関連部分を文中に付記しているので、詳細はそちらを参照されたい。

# 第1章 四国における津波災害の状況と課題

## 1. 想定される津波災害の状況

四国各県が公表している津波浸水想定区域の状況によると、高知県や徳島県・愛媛県の太平洋側において甚大な津波被害が想定されている。

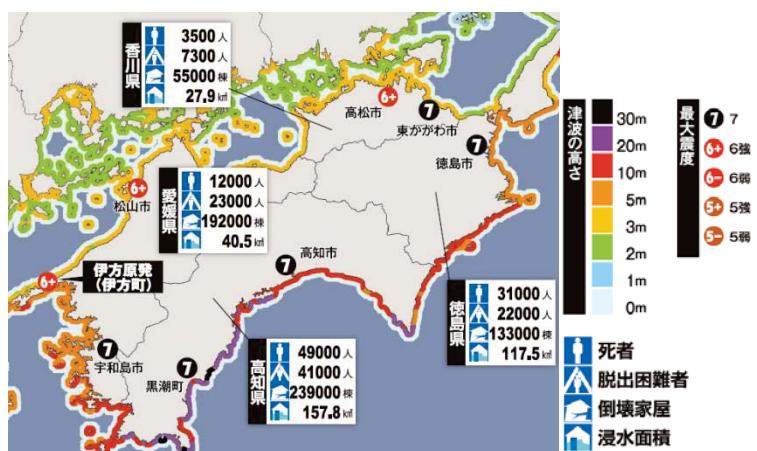
特に、最大クラスの津波が発生した場合、津波高は最大で34m（高知県土佐清水市千尋岬、黒潮町熊の浦）、最短津波到達時間（+1m）は最短で3分（高知県室戸市、東洋町）、浸水想定区域（四国4県の合計）は34,370haに及ぶと予測されている。<sup>1</sup>



南海トラフ巨大地震時の最大震度想定

津波の最大値と1mの津波到達時間

出典：内閣府「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等（第二次報告）」H24



南海トラフ巨大地震による最大の被害想定

出典：中央防災会議「南海トラフの巨大地震モデル検討会」(H24)、「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」公表資料

※同一条件による被害想定として内閣府や中央防災会議の公表資料を用いており、各県が公表した数値等とは異なる。

1 南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告 平成24年8月29日発表資料）

## 2. 四国における取組状況と課題

### (1) 四国における取組等の状況

四国においては甚大な津波被害が想定されていることから、各地で避難場所や防災拠点の整備、庁舎や病院等の施設の高台移転等のハード対策や避難訓練等のソフト施策の取組等が進められているところであるが、以下に示すように、まちづくりに係る分野において今後改善していくことが必要となるものが数多く残されている。

- ・防災拠点となる市役所等をはじめとした公共施設の耐震性について、徳島県、高知県、愛媛県は全国的にも耐震化率が低い状況にあるほか、避難施設等についても耐震性が確保されていないものがみられる。
- ・庁舎・消防署等の防災拠点施設や、保育園・病院・福祉施設等の要配慮者関連施設が津波浸水想定区域に多数存在する。
- ・避難路の整備や津波避難ビル・津波避難タワー等の避難場所の確保が進められている一方で、避難困難地域（津波の到達時間までに、安全な避難場所等に避難することが困難な地域）が多数残っている。また、避難場所への案内表示等の誘導が不十分なものもある。
- ・狭い道路が残っている、避難路の沿道に耐震性の低い建築物が多数存在する、避難経路の橋梁等構造物の耐震性等に不安があるなどにより、避難経路としての機能に問題がある地域がみられる。
- ・地域防災計画等の策定は進んでいる一方で、地域の自主防災力を高める目的で位置づけられた地区防災計画については未着手の市町村が多くみられる。
- ・ほとんどの市町村が災害時相互援助協定を締結しているが、リスク分散の観点を踏まえた広域的な支援を念頭に置いた遠方の市町村や複数の相手方との締結がなされていない市町村もみられる。
- ・復興まちづくりを円滑に進めていくための前提となる地籍調査について、特に四国の太平洋沿岸部市町村において進んでいないところが多くみられる。

（上記は本手引きを作成するにあたり、四国地方整備局が四国3県（徳島県、愛媛県、高知県）の太平洋沿岸部の38地方公共団体に対して実施したアンケート調査（平成28年11月）の結果や、関係機関の調査結果等<sup>2</sup>を主な根拠として整理したものである。）

このような中、発災直後の避難手段の確保や復旧段階を想定した各種準備を引き続き進めていく必要があるが、併せて、最大クラスの津波災害の発生を想定した復興まちづくりに向けた事前対応も重要となると考えられる。

2 南海トラフ巨大地震対策に関する実態調査（総務省 四国行政評価支局 平成27年11月）

防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査結果（総務省消防庁）

国土交通省 地籍調査Webサイト（国土交通省 土地・建設産業局 平成28年3月調べ）

東日本大震災では、東北地方の太平洋沿岸部の市町村で広範囲に津波被害を受け、被災後に各種の復旧活動と同時に、「復興計画の策定」等の取組を並行して進めざるを得ない中で、地区により復興の進捗等に大きな差異が発生するなど様々な課題が浮き彫りになった。主なものを整理すると以下の点である。

### 【住民の合意形成に係る課題】

- 関係者が多く、住民合意等に時間を要した。また、住民側の考えと行政側の方針に齟齬が生じ、合意形成が難航した。
- 内陸部等の他市町村への避難者等がいたことから合意形成が長期化した。
- 事業期間が長期となることで、避難者等の生活や意向の変化（避難先での就職等）が生じ、計画の見直しが必要となった。

### 【行政手続等の複雑化・長期化等に係る課題】

- 地権者が死亡・行方不明であったり、多数の相続関係者が存在するといった土地があり、事業を進める際の用地買収等の手続きに時間を要した。
- 地籍調査が終わっていない箇所では、土地の境界確認等に困難をきたした。

### 【人的・物的資源等の不足に係る課題】

- 復興に係る資機材や業者が不足し、事業に支障が生じた。
- 市町村の職員等が少なく、大規模かつ多くの事業推進が困難だった。
- 災害時における契約方式の検討・選定、発注手続きの円滑化が必要となった。

また、国土交通省都市局において、東日本大震災の被災地方公共団体における復興まちづくり計画策定時の課題等についてアンケート調査を実施したところ（平成 26 年 11 月）、以下の課題が挙げられた。

- ・住民意向の変化により、事業手法や区域見直しが必要となった。
- ・拠点施設の機能や規模に関する検討が長期化した。
- ・復興まちづくりの経験等がない中、計画策定に労力を要した。

さらに、復興庁が公表している「住まいの復興工程表」<sup>3</sup>によると、時間の経過に伴い、土地区画整理事業や防災集団移転促進事業等の計画戸数は減少を見せており、被災住民がこれまで居住していた市町村から流出している状況が明らかくなっている。

これらの東日本大震災で浮き彫りになった課題を踏まえると、被災後の住まい・生活の再建や復興まちづくりをできるだけ円滑かつ速やかに対応することがその後のまちづくりに中長期的に影響していくことから、これに向けた事前の準備が非常に重要であると言える。

---

3 復興庁 住まいの復興工程表 <http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-12/20130730105832.html>

## (2) 四国における課題

四国地方整備局が復興準備や事前復興まちづくりの検討状況について聞いたアンケート調査において、回答のあった地方公共団体の半数以上が検討に着手できていない現状にあり、四国管内においても、事前対応の取組は進んでいない状況である。その理由として、取組の必要性は感じているものの、当面は避難対策等を優先させていいるとの意見がみられた。

このような状況の中で、四国においては、以下に掲げる四国を取り巻く諸課題にかんがみ、復興まちづくりに向けた事前対応の必要性・切迫性が他の地域と比べ非常に高いと言える。

### ① 急激な人口減少、少子高齢化等復興を阻害する状況の進行

他地域と比べ人口減少、少子高齢化が顕著であるとともに、住宅等の空き家の割合が全国上位の四国では、市街地の空洞化が今後急速に進むおそれがあり、その地域に不在の宅地所有者等の増加も懸念され、復興まちづくりにも影響が出るものと考えられる。

また復興を円滑に進めていくための基盤となる地籍調査の実施状況が、特に沿岸部の市町村の多くにおいて進捗率が低いなど、復興まちづくりの阻害要因となる状況が数多く存在しており、これらによる復興の長期化、復興まちづくりへの影響が懸念される。

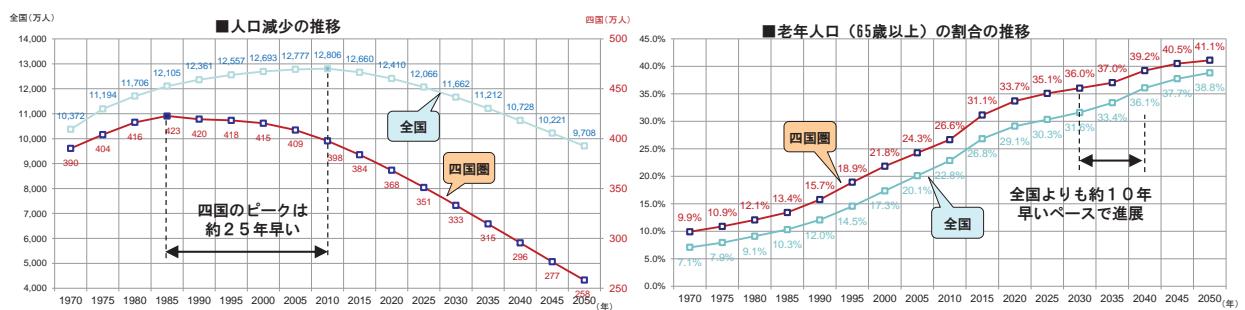


図 四国圏の人口と老人人口の割合の推移<sup>4</sup>

表 沿岸部市町村の地籍調査進捗率<sup>5</sup>

(平成 28 年 3 月末現在)

県名	徳島県	高知県	宮城県	岩手県
進捗率	18%	37%	73%	78%

4 国立社会保障・人口問題研究所「都道府県の将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」、国土交通省「国土のグランドデザイン 2050」をもとに作成

5 上記 4 県の進捗率は、国土交通省地籍調査 Web サイトに掲載された数字を元に加重平均した数字である。

## ② 南海トラフ巨大地震特有の災害現象等

本手引きの対象としている南海トラフ巨大地震による津波災害では、東日本大震災等と比べ震源地が比較的近いと予想されており、四国は津波が非常に短時間で到達する地域が多く、また、地震の揺れによる家屋等の倒壊被害や四国に多く残る密集市街地における火災被害も多く想定されていることから、これらの複合的な被災の可能性を考慮した復興まちづくりに向けた事前対応の体制整備を進めておくことが必要となる。

## ③ 地方公共団体の組織体制の脆弱性

東日本大震災では、震災後約2年の間に、例えば石巻市でまちづくりに係る分野だけでも60人以上の地方公務員が派遣されており<sup>6</sup>、甚大な被害が生じた場合は、被災地方公共団体において多くの人的支援が必要となる可能性がある。

しかしながら、南海トラフ巨大地震による災害は、四国以外の地域でも甚大な被害が出ることが想定されており、四国の被災地方公共団体が東日本大震災におけるような人的支援を受けることができないおそれがある。特に、四国の地方公共団体は、大都市圏と比べ、その組織体制の規模も小さいことから、被災後に復旧・復興にあたる体制・人員が十分確保できないことが懸念される。

このような中、限られた体制で復旧・復興にあたることができるように、事前に被害を想定し、速やかに復興が行われるような検討・準備（復興まちづくりに向けた事前対応）を進めておくことが重要となる。

## ④ 被災地に対する支援の困難性

南海トラフ巨大地震による被害は、最悪の場合、関東から九州までの広範囲のものとなることが想定されており、大都市も被災している可能性があることから、四国以外の地域からの支援を受けることが困難となるおそれがある。

また、交通ネットワークの整備が全国に比べ遅れている状況にある四国では、甚大な津波被害が想定されている太平洋側へのアクセスが限られたものとなるおそれがあり、災害の規模によっては広域的な支援を受けることが困難となることが懸念される。③で述べたように、四国の地方公共団体の多くが小規模な組織体制であることも考慮すると、事前対応を十分に行っておくことがより重要であると言える。

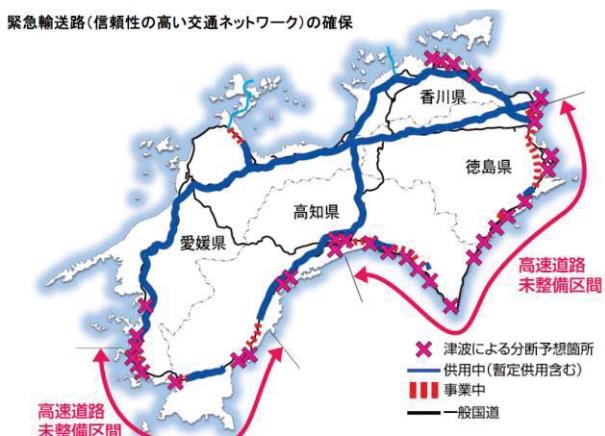


図 津波による分断予想箇所

出典：四国地方整備局作成

6 宮城県 平成25年度沿岸15市町職員別必要・充足・不足人数調べ

以上に述べた課題を踏まえると、四国地方においては、災害対策という観点だけでなく、中長期的な視点に立ったまちづくりも踏まえた復興まちづくりの検討（例えばコンパクト・プラス・ネットワーク等の検討）が強く求められていると言える。

復興まちづくりに向けた事前対応は平時のまちづくり検討と並行してできるだけ早期に着手していくことが求められており、この事前対応が不十分であると、東日本大震災での課題で述べたように被災後の復興が長期にわたるおそれがあり、さらなる人口の流出やこれによる都市の活力の減衰につながり、持続可能な都市の運営に影響を及ぼすことが懸念される。

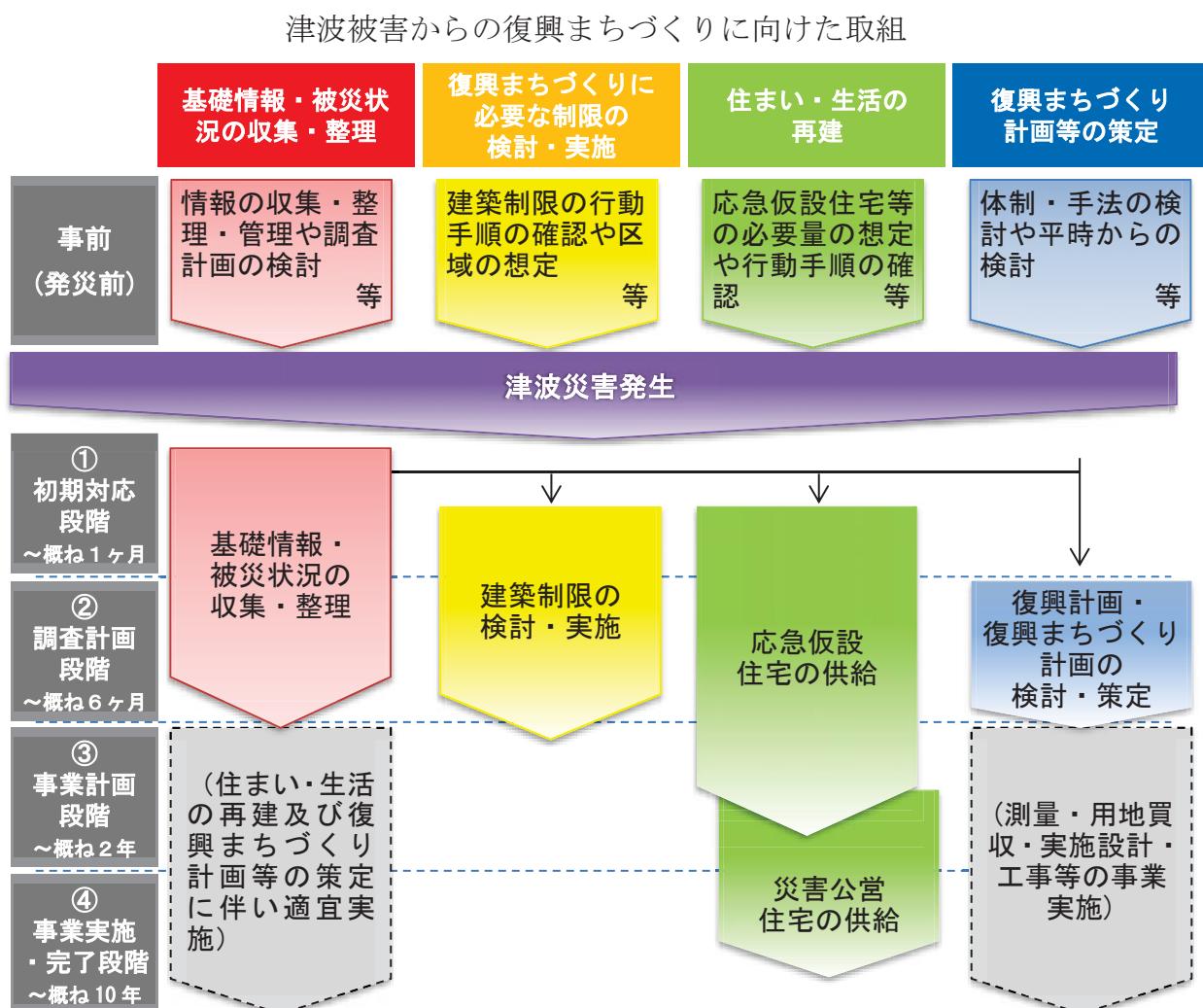
## 第2章 復興まちづくりに向けた事前対応の概要

### (1) 津波被害からの復興まちづくりに向けた取組の概要

第1章で示した四国における津波防災の現状及び課題や東日本大震災における復興まちづくりの課題等を踏まえ、南海トラフ巨大地震等の大規模地震による津波災害に備え、円滑な復興まちづくりに向けて事前に取り組んでおくことが考えられる項目や留意点等について、発災後の時間軸に沿って以下に示す。

以下のフロー図は、まちづくりの観点から、発災後の各段階において必要となる取組を4項目に分類し、事前に必要な取組の一例を示したものであり、これらを事前に検討し取り組んでおくことが、迅速かつ円滑な復興につながるものとして示すものである。

これらについては、発災前から事前に調査・検討・整理等の対応をしておくことにより、発災後速やかな対応が可能となり、円滑な復興につながるとの認識を関係者間で共有することが重要である。また、大規模災害の場合には、関係する部局が多岐にわたることから、円滑な復興には関係部局間の連携が不可欠となることは言うまでもない。



## (2) 地域特性を踏まえた復興の検討

事前対応の検討を進めるに当たっては、四国地方の太平洋沿岸部は、地形や都市構造上の特性が様々であるので、そのことを踏まえて、それぞれの地域の特性に応じた検討を進めていくことが重要である。

地域の特性によっては、広範囲に被害が及ぶことが想定される場合や、同一市町村区域内に内陸移転が可能な土地が存在しない場合もあり、これらの特性が市街地の復興の対象地や復興パターン等を左右することとなる。

それぞれの地区における復興まちづくりの検討に当たっては、以下に示す地域モデルの分類例による被害特性や、次頁に示した「東北の例」の欄に掲げた地区の取組等を参考に検討を進めることが考えられる。また、面整備の他に、避難に時間を要する地区等では、津波避難タワーの建設や津波避難ビルの指定などを行うことも考えられる。<sup>7</sup>

### 【海岸平野部】

津波が地域の奥深くまで広範囲に押し寄せる中、周辺に高台がないため、避難に時間を要し、被害の拡大につながることが懸念される。

東日本大震災の際の仙台平野では、仙台東部道路が二線堤として機能し、内陸市街地へのがれき流入を阻止した。

復興にあたっては、高台移転や嵩上げ、津波浸水のおそれのない地区での新たな市街地整備、交通インフラ等を活かした二線堤整備等、大規模な面整備が進められた。

### 【山地が迫る沿岸部】

海と背後の山までの距離が比較的短く、安全な高台の確保や避難路の整備等による避難対策が重要となる。限られた平地に河川が縦断する地形では、津波の遡上等による被害拡大が懸念される。

東日本大震災では、リアス式海岸のため、津波が奥深くまで到達し、被害が甚大化した。

復興にあたっては、高台移転や嵩上げを伴う土地区画整理事業による面整備等が進められた。

### 【半島・島しょ部】

海と背後の山までの距離が比較的短く、安全な高台の確保や避難路の整備等による避難対策が重要となる。小規模な漁村集落が多く、アクセス手段の被災による地域の孤立等が懸念される。

東日本大震災では、リアス式海岸の沿岸では壊滅的な被害を受けている箇所が多く、津波が收れんして波高の増大等が生じたと考えられている。

7 「高知県津波避難計画策定指針」(平成25年12月 高知県)  
「津波避難施設の整備に関する基本的考え方」(平成25年3月 仙台市)

復興にあたっては、防災集団移転促進事業による高台移転と併せて、沿岸部においては漁業集落防災機能強化事業による嵩上げや生活基盤整備等が進められた。

### 地域モデルの分類例

地形や都市構造上の特性 (地域モデル)	四国の例	東北の例
<b>海岸平野部(太平洋側)</b> ・大規模な津波が極端に短い時間で襲来することが懸念され、広範囲の浸水や津波の河川遡上等が想定される。	阿南市 安芸市(安芸中心部) 香南市	岩手県陸前高田市(高田松原地区) 宮城県仙台市 宮城県石巻市(門脇地区)
<b>山地が迫る沿岸部</b> ・海底から山までに勾配があり、これに沿って津波高が高くなるため、まちの浸水深が深くなることが想定される。	美波町(日和佐地区) 八幡浜市(八幡浜市街地) 中土佐町(久礼地区) 黒潮町(佐賀地区)	宮城県女川町 岩手県宮古市(田老地区)
<b>半島・島しょ部</b> ・海と背面の山に囲まれた狭い平地部に集落が点在しており、津波被害と背後の斜面の崩壊の危険性が高い。	愛南町(由良半島)	宮城県牡鹿半島 宮城県気仙沼市(大島地区)

※地域モデルの分類は、「災害に強いまちづくりガイドライン」(四国地方整備局)による区分のうち、津波災害に該当する地域を抽出している。

なお、岩手県では、以下のように「津波防災まちづくりの基本型」が示されている。

### 津波防災まちづくりの基本型

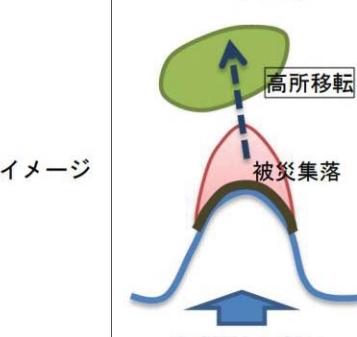
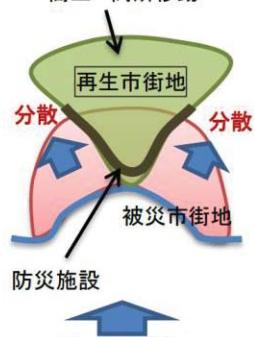
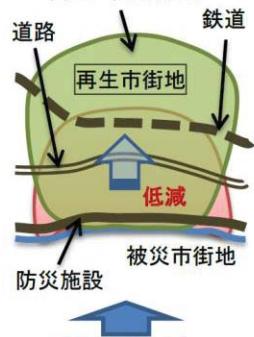
分類	エネルギー回避型	エネルギー分散型	エネルギー抑制型
ねらい (巨大津波に対して)	生命と財産を守る	生命を守り、財産の多くを保全する	生命を守り、財産の壊滅的被害を防ぐ
手法	高台移転	V字防災	多重防災
イメージ			

図 津波防災まちづくりの基本型 (出典: 岩手県)

## 1. 基礎情報・被災状況の収集・整理

### ポイント

- ・被災後の建築制限等の手続きや復興計画、復興まちづくり計画の策定や各事業の実施を検討していくためには、その前提となる基礎情報や被災状況を十分に把握することが重要である。<sup>8</sup>
- ・被災直後には、応急措置や救援・救助活動等の災害応急対策等も含めた膨大な事務作業が発生するとともに、調査会社への発注等が円滑に実施できることは限らないので、平時からの基礎情報の収集整理や、被災現況調査の方法の検討等の事前対応が重要である。<sup>9</sup>

### (1) 被災後に想定される対応

#### (①初期対応段階)

- ・被災後のまちづくりに関する方針・計画や、事業の実施等に必要となる基礎情報の調査・整理が必要となる。
- ・調査に当たって、調査会社への発注や国・県・関係団体等へ関連する情報提供を依頼すること等が必要となる。<sup>10</sup>

#### (②調査計画段階～③事業計画段階)

- ・建築制限等の検討・実施、復興計画・復興まちづくり計画の策定や事業実施の検討に当たって必要となる被災状況等の調査・精査が必要となる。

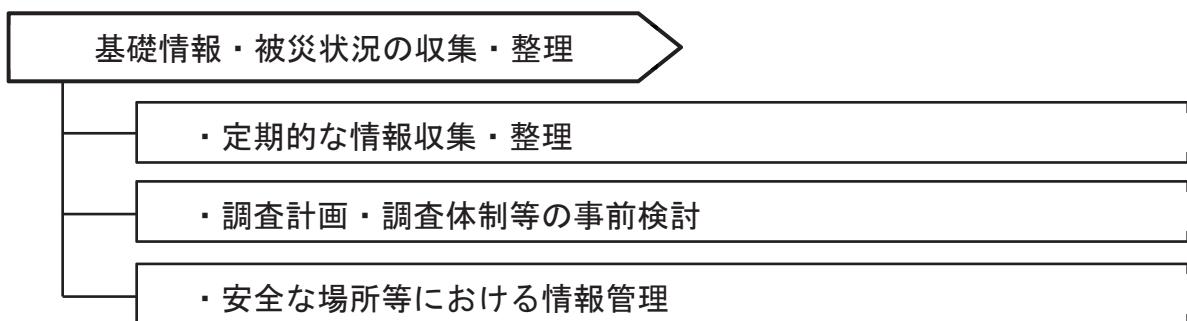
8 ガイダンス 3-2

9 ガイダンス 2-11, 3-12

10 ガイダンス 3-4

## (2) 事前対応に当たっての留意点

(対応の例)



等

(留意点)

### 【定期的な情報収集・整理】

- ・人口や世帯、土地利用等の基礎情報は、都市計画基礎調査などと合わせて定期的に収集・整理しておく。<sup>11</sup>
  - ・特に被災想定区域の地籍調査、土地の権利調査については、被災後に円滑な事業を実施していくためにも、事前に優先的に実施することが重要である。<sup>12</sup>
- また、所有者の所在の把握が難しい土地への対応については、「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン（第2版）」（所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会）や所有者の探索を合理化する仕組み等を含む「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案」（平成30年3月9日閣議決定）の動向等を参考にすることが考えられる。
- ・必要となるデータとしては、例えば下表のようなものが考えられるが、特に事前準備の欄にある情報は平時から調査しておく。

⇒事例番号①：地籍調査の推進（P41 参照）

⇒技術的指針：「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン（第2版）」（所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会）（P88 参照）

11 ガイダンス 2-11

12 ガイダンス 2-12

## 必要となるデータ・情報の例

分類	必要データ	利用内容	事前準備	データ利用段階		
				初期対応	調査計画	事業計画・事業実施
人口・世帯	被災世帯所在地・世帯構成等	・住民の生活再建意向の把握		●	●	
	地区別人口（年齢階層別）	・被災地区における将来人口推計	●		●	
	地区別世帯数（構成別）					
	住民組織の状況（自主防災組織、連絡体制等）	・コミュニティ形成状況の把握	●		●	
土地	土地利用状況（都市計画基礎調査等）	・被災前の土地利用状況（面積・都市施設状況・公共交通状況等）の把握	●		●	●
	事業不適格地	・事業不適格地の把握（埋蔵文化財包蔵地、農振農用地分布、保安林分布）	●		●	●
	洪水・土砂災害等の災害危険箇所	・津波以外の災害リスクの把握	●		●	
	公有財産台帳	・応急建設住宅団地整備用地の調査	●	●		
	都道府県公有地・国有地の照会	・仮設店舗・工場団地整備用地の調査	●	●		
応急仮設の確保等	応急仮設住宅の建設候補地	・応急仮設住宅の建設候補地の把握	●	●		
	仮設店舗・工場団地整備用地の候補地	・仮設店舗・工場団地の整備候補地の把握	●	●		
	応急仮設住宅入居意向	・応急仮設住宅ニーズ把握に基づく必要戸数の精査		●		
	事業者情報（業種、連絡先、事業継続意向等）	・仮設店舗・工場ニーズ把握調査の実施	●	●		
空き住戸	空き住戸戸数（活用可能な空家等を含む）	・応急借上げ住宅として供給可能性のある住戸の戸数把握	●	●		
	空き住宅所有者意向			●		
	物件状況の確認			●		
被災概況	航空写真（現況／被災後）	・津波浸水区域の特定 ・津波シミュレーションによる今後の津波浸水リスクの把握	●	●		
	浸水範囲の現地状況	・建物被害状況の把握 ・応急仮設住宅必要概数の把握 ・津波シミュレーションによる今後の津波浸水リスクの把握		●		
	津波浸水深の状況	・津波シミュレーションによる今後の津波浸水リスクの把握			●	
	図面（基盤地図、インフラ図面等）	・被災状況調査等の基礎資料	●	●		
	住家被害	・被災状況の把握、応急仮設住宅の必要戸数の把握		●		
権利・価格	被災建築物応急危険度判定			●		
	被災宅地危険度判定			●		
	登記簿（土地／建物）	・応急建設住宅団地整備用地の調査	●	●		
	固定資産課税台帳	・仮設店舗・工場団地整備用地の調査	●	●		
関連計画	地権者情報（地籍調査の推進、所有者不明土地の探索を含む）	・事業計画等の合意形成	●		●	●
	不動産鑑定標準価格	・被災宅地買い取りを伴う事業における概算事業費の算定や被災者との合意形成	●			●
	都市計画マスタープラン等の都市計画関連の上位計画	・被災地区的将来の都市像や担うべき都市機能などの検討	●		●	
基盤施設の状況	防災施設等の被害状況／復旧方針／整備計画	・復興まちづくり関連事業との調整を図るべき施設の把握			●	●
	インフラ施設の被害状況／復旧方針／整備計画				●	●
	公共施設・ライフラインの被害状況／復旧方針／整備計画				●	●

※参照：津波災害からの復興まちづくりガイドライン P3-6 を基に加筆

## 【参考】データ・情報の入手・確認方法（例）

(地形図)

◇国土地理院地図

<http://maps.gsi.go.jp/index.html#5/35.36222/138.731389&base=std&ls=std&disp=1&vs=c1j010u0f0>

(航空写真)

◇G空間情報センター

[https://www.geospatial.jp/gp\\_front/](https://www.geospatial.jp/gp_front/)

(各種の法規制)

◇土地利用調整総合支援ネットワークシステム（LUCKY）：土地利用基本計画図（都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域）

<http://lucky.tochi.mlit.go.jp/>

(統計データ)

◇地図で見る統計（統計GIS）：人口、産業

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/toukeiChiri.do?method=init>

- ・航空写真等については、被災前と被災後の比較を行うことで、被災状況等の把握が可能となることから、国や県、関係機関が所有するデータ・情報等も含めて事前の収集に努める。
- ・事前に収集したデータ・情報等については、共通のフォーマットへの整理やGISデータとして整備する等、関係部局で共有できる仕組みを構築しておくことが有効である。また、各種データ・情報等のうち、公開可能なデータについてはオープン化を図ることも考えられる。

## 【調査計画・調査体制等の事前検討】

### （調査計画等の事前検討）

- ・被災後に円滑な調査に着手できるよう、被災現況調査の調査内容・調査手法・整理フォーマット・調査工程などを事前に検討しておく。<sup>13</sup>
- ・調査会社への随意契約等の発注方法や発注先を予め検討しておくとともに、予算措置についても検討しておく。<sup>14</sup>

13 ガイダンス 3-12

14 ガイダンス 3-12

### (調査協力体制の構築)

- ・平時から、国や県・業界団体等と協議を行い、発災後速やかに情報共有や調査協力を得られる仕組み（協定の締結）を構築しておくとともに、行政からの情報提供の方法、頻度等を検討しておく。<sup>15</sup>
- ・速やかな応急仮設住宅の確保等につなげていくためには、家屋の被災状況等の調査が重要であり、建築士会との協定等による調査実施体制を構築しておく。
- ・被災状況の把握等にむけ、郵便局等との協定を締結している事例もあり、信頼性の高い情報入手手段の検討が重要である。

### 【安全な場所等における情報管理】

- ・被災後に必要となる基礎情報等は、被災して喪失しないよう、津波浸水想定区域外や遠隔地での保管、複数の保管先の確保、災害時相互援助協定を締結した地方公共団体間でのバックアップ等、適切な場所・手法により管理する必要がある。<sup>16</sup>
- ・なお、災害発生時において停電等が生じた場合は、必要な情報・データが使用できない状況が生じる可能性もあることから、災害発生後にすぐに必要となるデータ（例えば、被災状況等を整理する図面等）については、紙媒体での保管も行う必要がある。

---

15 ガイダンス 3-12

16 ガイダンス 2-11

## 2. 復興まちづくりに必要な制限の検討・実施

### ポイント

- ・被災地域において、住宅・事業所等の個別復旧等が行われることによりその後の復興に向けた市街地整備に影響があるとされる場合、建築基準法第84条に基づき建築制限区域の指定を行うことができる。<sup>17</sup>
- ・また、津波浸水が想定される区域では、津波防災地域づくりに関する法律（津波防災地域づくり法）に基づき、事前に津波災害特別警戒区域や市町村条例で定めた区域を指定しておくことにより、一定の開発行為や建築の制限を行うことができる。
- ・これらの指定は、県や特定行政庁の権限とされているものもあるので、平時からこれら機関との連携が重要となる。

#### （1）被災後に想定される対応

##### （①初期対応段階）

- ・津波浸水や建物被害の状況を把握した上で、市街地整備の必要性を勘案し、建築制限の可否等を検討することが必要となる。
- ・東日本大震災で一部自治体が行ったように、建築制限を行わず、住民等に建築行為の自粛を呼びかけることも考えられる。<sup>18</sup>（次頁参照）
- ・建築制限は、原則発災後1ヶ月以内に限定されていることを考慮し、被災状況や基盤整備の状況、住宅や事業所等の自立再建の意向を踏まえ、その後の事業実施をしないと判断される区域においては、制限を適宜解除することが必要となる。<sup>19</sup>

##### （②調査計画段階）

- ・市街地の復興を推進するため、被災状況に応じ、都市計画に2年以内を限度に被災市街地復興推進地域（被災市街地復興特別措置法第5条等）を定め、建築行為等の制限を行うことも考えられる。
- ・津波等の危険の著しい区域を建築基準法第39条に基づき、条例で災害危険区域に指定することも考えられる。なお、防災集団移転促進事業を活用する場合、災害危険区域の指定が必要となる。

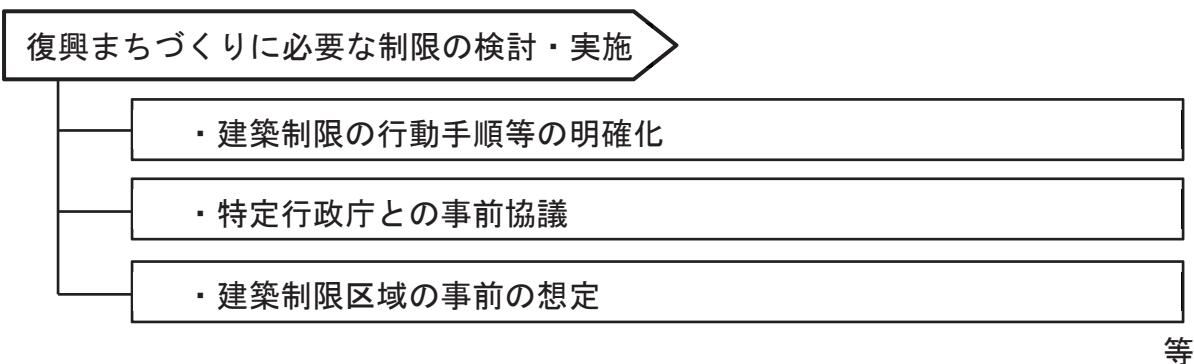
17 ガイダンス3-13

18 ガイダンス3-15, 16

19 ガイダンス3-16

## (2) 事前対応に当たっての留意点

(対応の例)



(留意点)

### 【建築制限の行動手順等の明確化】

- ・建築制限の実施から都市計画決定までの流れを整理し、県・市町村職員が的確かつ速やかに行動できるよう手順を明確にしておく。<sup>20</sup>
- ・次頁に、発災後の建築制限の手順の一例を示す。

### 【特定行政庁との事前協議】

- ・建築制限を行う場合は、建築基準法第84条に基づき、特定行政庁と被災市町村が連携し、制限区域の検討・指定等の作業を行うこととなるので、指定の必要性や、考え方・具体的な手続等について、特定行政庁との事前協議を行っておく。<sup>21</sup>
- ・なお、建築制限は、望ましくない建築行為を抑制するものであるため、導入する場合には迅速に行う一方で、住宅や事業所の早期の自立再建を阻害しないよう、制限が必要ないと判断した地域については適宜解除することが必要となる。速やかな判断を行うために、建築制限区域の指定及び解除の判断基準を明確にしておくことが重要である。<sup>22</sup>

### 【建築制限区域の事前の想定】

(被災後のまちづくりを見据えた想定)

- ・被災後のまちづくりを見据え、市街地に大きな被害が発生することが想定され、被災後に土地区画整理事業等の面的整備が必要となる区域がある場合は、上記の制限区域の指定等の検討を事前にを行い、場合によっては関係住民等に情報提供することが考えられる。

### (津波防災地域づくり法に基づく区域指定の検討)

- ・津波防災地域づくり法に基づく津波災害警戒区域、津波災害特別警戒区域

20 「震災復興都市計画指針（手引書）」（平成28年3月 高知県）

21 ガイダンス2-16

22 ガイダンス3-16

の指定（いざれも県知事指定）により、発災前から土地利用規制を行うことが可能となることから、将来の土地利用動向等を見据えつつ、指定を検討することも考えられる。

- ・また、同区域の指定が要件となっている防災・安全交付金事業（津波復興拠点整備事業）があるため、指定を検討する場合は、これら事業の実施の可能性等について併せて検討しておくことが考えられる。

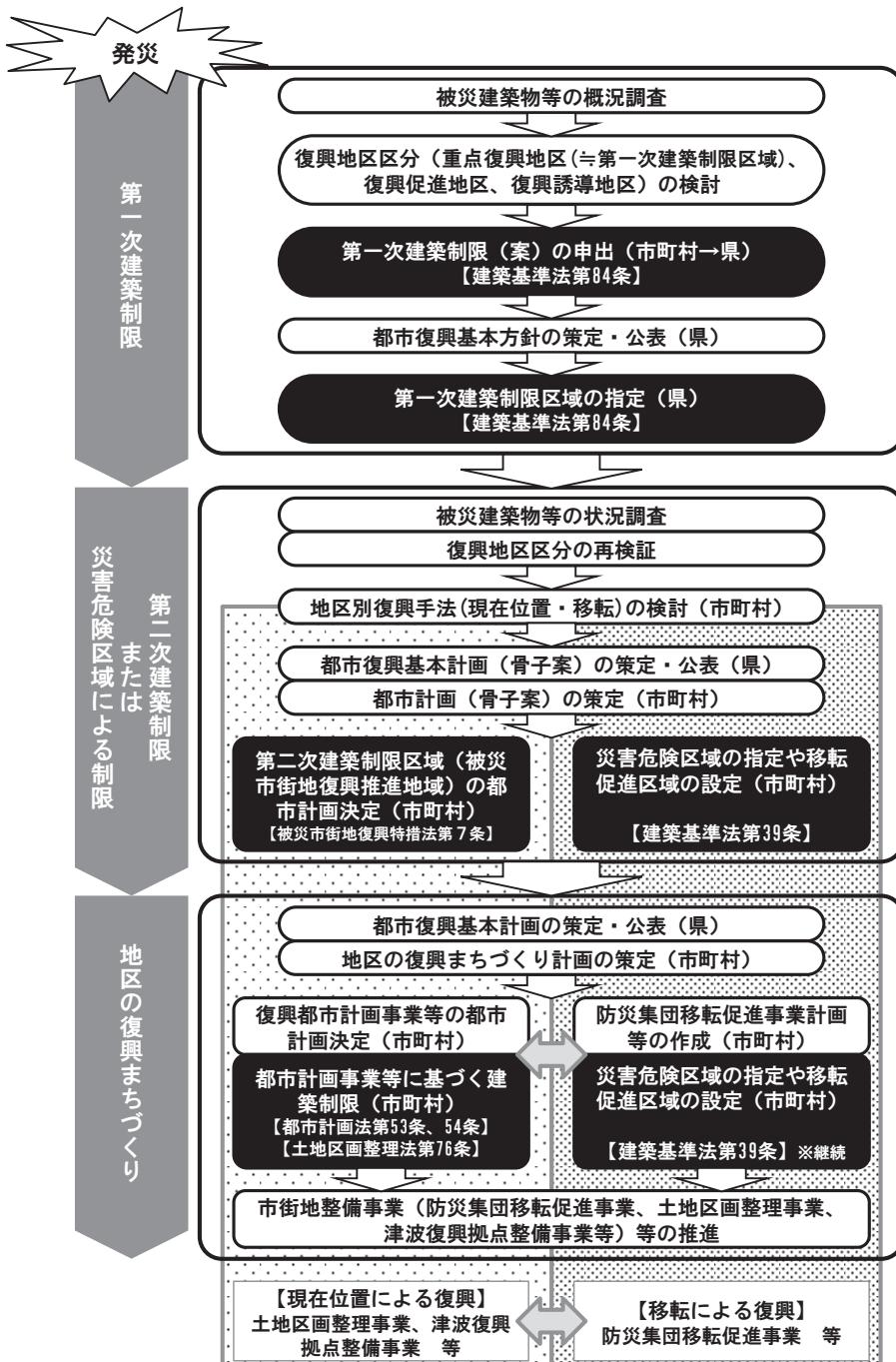


図 発災後の建築制限の行動手順（例）

※本フローは、高知県震災復興都市計画指針（手引書）を参考に作成したものであり、詳細な内容等については取組事例②～④を確認されたい。

表 主な建築制限等に係る法制度一覧

制限の種類（根拠法）	実施時期・制限期間	制限の概要
被災市街地における建築制限（建築基準法第84条）	(①初期対応段階) 発災後1ヶ月以内 (1ヶ月の延長可)	・市街地に災害があった場合において、都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要があると認める場合は、特定行政庁が区域を指定して、建築物の建築を制限又は禁止することができる。
被災市街地復興推進地域の指定（被災市街地復興特別措置法第7条）	(主に②調査計画段階～③事業計画段階) 発災後2年以内	・大規模な災害により被害を受けた市街地の復興を推進する区域について、市町村の都市計画で指定し、地域内における土地の形質の変更、建築物の新築、改築、増築等に許可が必要となる。
都市計画施設等の区域内における建築制限（都市計画法第53条、54条）	(主に②事業計画段階～④事業実施・完了段階) 都市計画事業の認可の告示まで	・都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内における建築物の建築を行う場合は許可が必要となる。
土地区画整理事業の施行地区内における建築制限（土地区画整理法第76条）	(主に②事業計画段階～④事業実施・完了段階) 換地処分の告示の日まで	・土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更、建築物の新築、改築、増築等に許可が必要となる。
災害危険区域（建築基準法第39条）	(主に③事業計画段階～④事業実施・完了段階 又は 事前対応)	・津波、高潮、出水等による危険が著しい場所を地方公共団体が条例で災害危険区域に指定し、当該区域内における建築禁止、構造や地盤面の高さに関する制限等の建築制限を条例で規定することができる。 ・防災集団移転促進事業等が計画されている地区で居住に適当でない移転後の土地を「災害危険区域」に指定することとなる。
津波災害特別警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律第72条）	(主に事前対応)	・都道府県知事は、基本方針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波災害警戒区域のうち、津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物の建築又は用途の変更の制限をすべき土地の区域を、津波災害特別警戒区域として指定することができる。

制限の種類（根拠法）	実施時期・制限期間	制限の概要
		・なお、指定にあたっては、公衆への縦覧や関係市町村の意見聴取等の手続きが必要である。
津波防災地域づくりに関する法律第73条に基づき市町村条例で定める区域	(主に事前対応)	・津波災害特別警戒区域内において、津波の発生時における利用者の円滑かつ迅速な避難を確保することができないおそれが大きいものについて、市町村条例にて規制を追加することができる。

⇒事例番号②：津波防災区域（建築基準法第39条に基づく災害危険区域）の設定  
(宮城県東松島市) (P42 参照)

⇒事例番号③：災害危険区域の指定（岩手県宮古市）(P43 参照)

⇒事例番号④：第一次建築制限の適用（宮城県）(P44 参照)

⇒事例番号⑤：被災市街地復興推進地域の指定（宮城県南三陸町）(P45 参照)

### 3. 住まい・生活の再建

#### ポイント

- ・住まいの再建には長期間を要することから、それまでの応急的な住宅として応急仮設住宅の供給が必要となる。<sup>23</sup>
- ・応急仮設住宅の供給は、被災住民の応急的な生活再建とともに、被災市町村からの人口流出の抑制の観点からも重要な要素であり、被災後にできるだけ速やかに応急仮設住宅が確保できるような事前対応が重要である。
- ・長期的な復興まちづくりにおいては、被災者の住まいと生活の再建に向け、災害公営住宅整備事業、防災集団移転促進事業による移転などの事業の実施が必要となる。<sup>24</sup>
- ・応急仮設住宅と災害公営住宅等の建設用地は競合しやすく、両方の用地を十分に確保することは困難な場合もあるため、事前に復旧及び復興まちづくりの利用適地の幅広い抽出を行い、発災後の復興まちづくり事業に影響を及ぼさないよう検討、調整しておくことが重要である。
- ・住まい・生活の再建は、住民に身近な問題であり、被災後の人口流出等に直結する事項であることから、被災後の速やかな対応に向けて事前対応を進めていくことが重要である。

#### (1) 被災後に想定される対応

##### (①初期対応段階～②調査計画段階)

- ・地震直後、早急に、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止するとともに、被災者がそのまま自宅にいてよいか、避難所へ避難したほうがよいかなどを判定する被災建築物応急危険度判定が必要となる。<sup>25</sup>
- ・応急仮設住宅の供給にあたって、供給方法の検討、用地の選定、必要戸数の把握、入居基準の選定等の作業が必要となる。<sup>26</sup>

##### (③事業計画段階～④事業実施・完了段階)

- ・現地再建、高台移転、災害公営住宅への入居等の被災者意向を把握し<sup>27</sup>、その意向を踏まえ、災害公営住宅の整備、防災集団移転促進事業等による被災者の住まいと生活の再建に本格的に着手することが必要となる。
  - ・事業完了後、宅地・災害公営住宅等の円滑かつ速やかな引渡しを行う。<sup>28</sup>
- ⇒事例番号⑥：応急仮設住宅の建設への対応（宮城県）（P 46 参照）

23 ガイダンス 3-17

24 ガイダンス 2-17

25 一般財団法人日本建築防災協会ホームページ

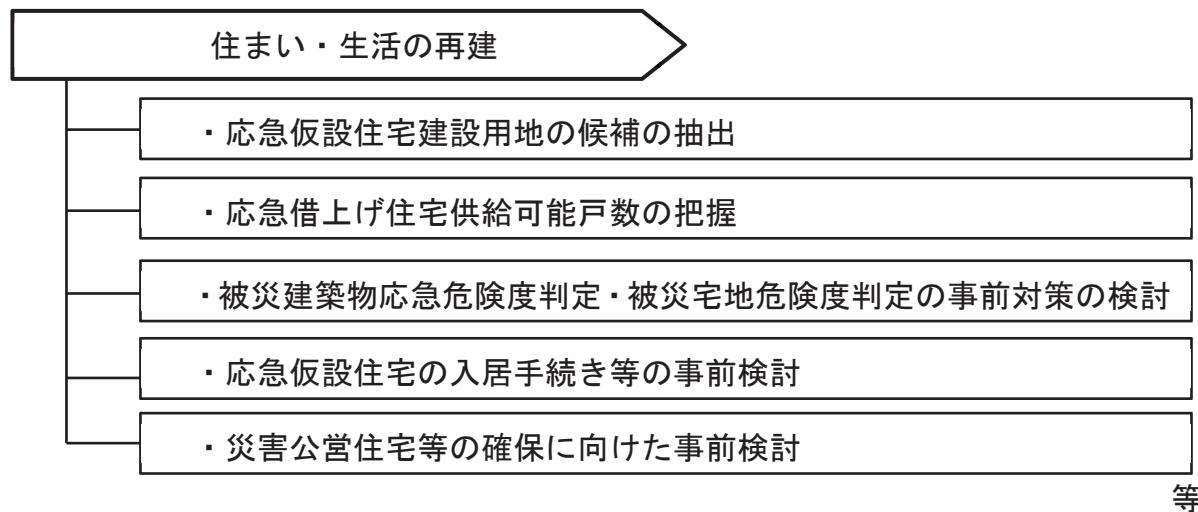
26 ガイダンス 3-3

27 ガイダンス 3-37

28 ガイダンス 3-45

## (2) 事前対応に当たっての留意点

(対応の例)



(留意点)

### 【応急仮設住宅建設候補用地の抽出】

- ・都市計画基礎調査等の結果をもとに、応急仮設住宅建設用地の候補をあらかじめ抽出しておくことが重要である。抽出にあたっては、自市町村の公有地だけでなく、県の公有地や国有地等についても照会することが考えられる。
- ・その際、復旧期に必要となる避難所、医療救護所等の施設が復興期に必要となる災害公営住宅等の各事業用地等と重複することが考えられるため、あらかじめ調整を図っておくことが重要である。
- ・特にまとまった規模の土地が必要となるような復興まちづくりに係る用地（防災集団移転促進事業による移転先団地整備用地、災害公営住宅整備用地等）を考慮する必要がある。<sup>29</sup>
- ・応急仮設住宅の用地の確保にあたっては、生活者の視点で、ライフラインの配備や、生活に必要となる商業施設等への交通アクセスを考慮して選定することが重要である。なお、予めこの適地を確保することを想定した高台への広場や防災公園等の整備も考えられる。
- ・災害復旧期に求められる用地については、必要量の把握に努めるとともに、事前候補地の被災、及びがれき置き場や自治体・公益企業の応急復旧に必要な資機材との調整等により使えない場合も想定し、その対応策を検討しておくことも重要である。<sup>30</sup>

⇒事例番号⑦：応急期機能配置計画の策定（高知県）（P47 参照）

29 ガイダンス 2-17

30 四国ガイドライン 7-1-19

### 【応急借上げ住宅供給可能戸数の把握】

- ・応急仮設住宅の不足や用地確保が困難な場合も想定されることから、応急借上げ住宅として利用する可能性のある民間賃貸住宅等の空戸数を定期的に把握しておくことも考慮する。
- ・応急仮設住宅の早期確保のためには、空き家をみなし仮設住宅として活用することも考えられる。

### 【被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定の事前対応】

- ・発災後、被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定を円滑に実施するため、判定士の養成、判定に関する計画の作成及び判定資機材の備蓄等に取り組む必要がある。<sup>31</sup>
- ・被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定の対応は、自市町村で実施することは困難な面があり、建築士会との協定締結等により、実行性のある体制を構築しておくことが重要である。

### 【応急仮設住宅の入居手続き等の事前検討】

#### (入居手続き、入居者の選定等の事前検討)

- ・入居者の選定基準を事前に明確にするとともに、申込受付、抽選、入居者選定の通知等の具体的方法について検討しておく。<sup>32</sup>なお、入居者の選定にあたっては、その後の復興まちづくりを円滑に進めていくという観点から、集落単位のコミュニティを維持することを考慮して対応することが望ましい。<sup>33</sup>

#### (住まいに関する意向の把握方法の事前検討)

- ・被災した住民の住まいに関する再建意向の速やかな把握のため、調査項目や実施方法等の事前検討を行っておく。

#### (速やかな供与に向けた事前検討)

- ・応急仮設住宅の速やかな供与に向け、関係機関と連携を図りながら、資機材の準備や標準仕様の検討等に努めることが重要である。

---

31 被災建築物応急危険度判定必携（全国被災建築物応急危険度判定協議会）

32 ガイダンス 3-17

33 ガイダンス 3-19

## 【災害公営住宅等の確保に向けた事前検討】

### (災害公営住宅整備用地等の抽出)

- ・復興まちづくりにおける災害公営住宅整備用地や防災集団移転促進事業による移転先団地用地等の候補地を、事前に抽出しておくことが重要である。抽出にあたっては、上述の応急仮設住宅建設候補地等との調整を行うことが必要である。
  - ・復興まちづくりにおいては、用地の確保が大きな課題となることから、法規制や生活利便性、既存のインフラの整備状況、事業費への影響、安全性、過去の土地利用の履歴（盛土造成や埋め立ての履歴等）、地盤状況等を踏まえつつ、地域住民等の意向も十分に考慮することが望ましい。<sup>34</sup>
- ⇒事例番号⑧：住宅復興計画（骨子）の策定の取組（静岡県浜松市）（P 47 参照）

### (住宅再建に対する住民意向の把握)

- ・時間の経過に応じて、住宅再建に関する住民意向が変化する場合も想定されることから、継続的な住民意向の把握に努め、各種事業計画の変更等の見直しを想定しておくことが必要である。<sup>35</sup>
- ・住宅再建の意向把握においては、「東日本大震災における災害公営住宅の供給促進のための計画に関する検討－災害公営住宅等に関わる意向把握方法に関する研究－」（国土交通省 国土技術政策総合研究所 平成 28 年 12 月）を参考にすることが考えられる。

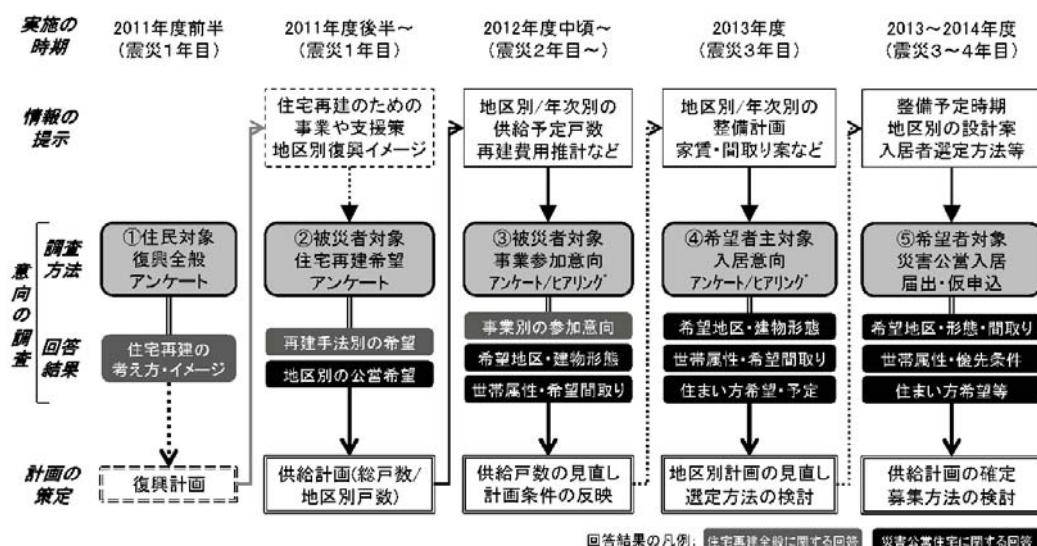


図 意向把握の進め方の概念図

出典：東日本大震災における災害公営住宅の供給促進のための計画に関する検討－災害公営住宅等に係る意向把握方法に関する研究－（国土技術政策総合研究所 国立研究開発法人建築研究所 平成 29 年 1 月）

34 ガイダンス 2-17

35 ガイダンス 1-15

(コミュニティへの配慮)

- ・住宅再建と併せて、被災地の定住を促すには、産業振興による地域のにぎわいや生業の場の創出を同時に検討することが重要である。
- ・宅地の引渡し後や災害公営住宅の入居においては、良好な地域コミュニティの形成に向けた配慮が重要である。<sup>36</sup>
- ・その他バリアフリーの考慮、女性や子どもが安心して暮らせる空間づくりの考慮が重要である。

⇒事例番号⑨：女性の視点を応急仮設住宅の提供等に生かす取組（高知県高知市）

（P 48 参照）

## 4. 復興まちづくり計画等の策定

### ポイント

- ・被災後は、被災自治体全域での復興に関する理念や目標、目標に向けた各種施策等を体系的にとりまとめた復興計画の策定、被災地域での復興まちづくりに関する復興パターンや基盤整備方針等をとりまとめた復興まちづくり計画の策定を行うことが必要となる。<sup>37, 38</sup>
- ・復興まちづくり計画等の検討・策定に当たっては、住民等の意向把握や意向反映等の合意形成を図っていくための取組が重要である。

### (1) 被災後に想定される対応

#### (①調査計画段階)

- ・被災現況調査等を踏まえ、復興計画や復興まちづくり計画を策定し、復興まちづくりパターンの検討や基盤整備の事業手法等の検討を行うことが必要となる。その際には、計画の策定体制・発注方法の検討、住民・事業者等の意向把握、合意形成、都市計画決定等が重要となる。検討に応じて、事業予定区域に建築制限（本手引き2-2参照）が必要となる。<sup>39</sup>

#### (②事業計画段階)

- ・復興まちづくりに係る事業推進体制や多様な発注形態の検討等を踏まえた事業計画の策定に取り組むことが必要となる。<sup>40</sup>

#### (③事業実施・完了段階)

- ・現地測量・用地測量・地質調査、土地鑑定・用地買収、設計・工事等の実施が必要となる。<sup>41</sup>

37 ガイダンス3-23

38 国土交通省「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」

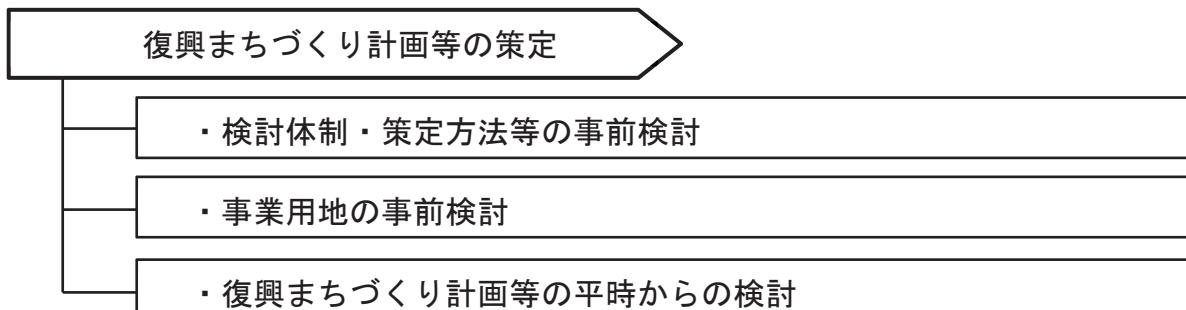
39 ガイダンス3-23

40 ガイダンス3-34, 35

41 ガイダンス3-39~41

## (2) 事前対応に当たっての留意点

(対応の例)



(留意点)

等

### 【検討体制・策定方法等の事前検討】

(復興計画・復興まちづくり計画の検討体制の構築)

- ・被災後速やかに復興まちづくりに関する検討を開始できるように、復興所管部局の役割分担や検討会議体の組織など府内体制について事前に想定しておくことも必要である。<sup>42</sup>
- ・また、地元大学や調査会社、コンサルタント会社と協定を締結しておくことや、検討会議の構成員等について検しておくことも考えられる。

⇒事例番号⑩：震災復興都市計画指針（手引書）（高知県）（P 49 参照）

(復興計画・復興まちづくり計画の策定方法、スケジュールの検討)

- ・被災地の地域コミュニティの特性や被災状況、被災時の職員確保等の課題も踏まえたうえで、復興計画・復興まちづくり計画に関する合意形成の方法や工程管理の方法を検討しておく。<sup>43</sup>

⇒事例番号⑪：震災復興都市計画全体訓練（高知県）（P 50 参照）

(住民等との合意形成の進め方の検討)

- ・復興計画や復興まちづくり計画を検討し、策定していくためには、被災者をはじめ住民等関係者との合意形成プロセスが重要な鍵となる。その場合、国土交通省都市局・住宅局が作成した「東日本の被災地における復興まちづくりの進め方（合意形成ガイダンス）」（平成 24 年 6 月）等を参考に検討を進めることが考えられる。
- ・復興の過程では、住民や地権者等へのまちづくり情報の定期的発信等のきめ細かな情報提供と定期的な個別面談の実施により、意向確定を促進し、意向の変化に応じて柔軟な計画の見直しを行うことも必要となることに留意する。<sup>44</sup>

42 ガイダンス 2-13

43 ガイダンス 3-26

44 ガイダンス 3-36

## 【事業用地の事前検討】

- ・公有地等の利用可能な用地の抽出を行うとともに、被害想定を踏まえながら、利用目的に応じた適地選定やゾーニング<sup>45</sup>の考え方を検討しておく。
- ・民有地等の利用が想定される場合は、地権者の意向の確認、災害時の利用に関する協議・交渉等を行っておくことが望ましい。<sup>46</sup>

## 【復興まちづくり計画等の平時からの検討】

### (復興まちづくり計画の検討の視点)

- ・被災前に復興計画や復興まちづくり計画を事前に検討する際は、都市計画マスタープラン等を活用して、20～30年といった長期的な視点でまちの構造を災害に強いものに変えていくこと、その際、事前復興計画で描かれたまちの姿に徐々に近づけていく視点も重要である。
- ・被災後に復興計画や復興まちづくり計画を検討する際は、都市計画マスタープランにおける基本的な方針との整合に留意するとともに、必要に応じ、都市計画マスタープランや地域防災計画等の計画の見直しが必要となることに留意する。
- ・想定される津波浸水深と津波到達時間から、災害リスクの高いエリアを抽出し、復興まちづくり計画等の検討を進めていくことが考えられる。<sup>47</sup>
- ・津波浸水深、津波到達予想時間により市街地を分類し、その分類によって津波対策を検討するとしている以下の視点を参考とすることが考えられる。その中では、AとBの地区は市街地に甚大な被害が生じる可能性が高いとして被害軽減のためのまちづくりやその被害を前提とした復興計画の策定が必要とされている。

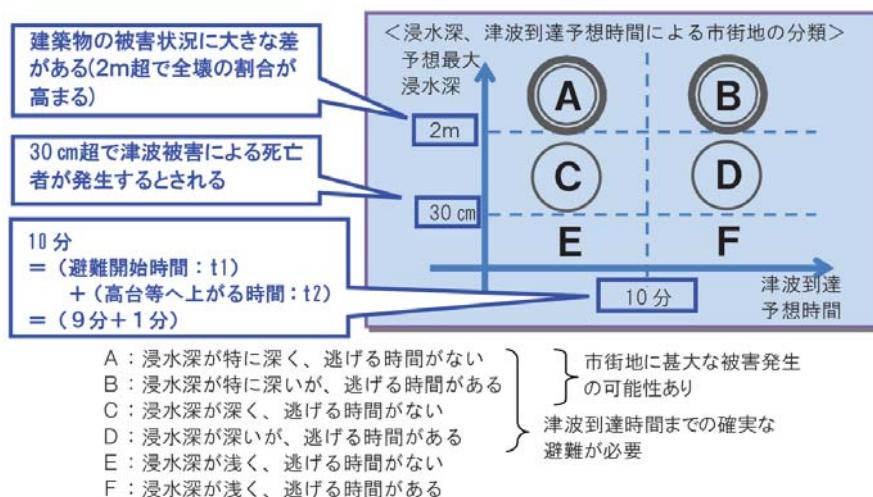


図 浸水深・津波到達予想時間による市街地の分類

出典：独立行政法人都市再生機構「津波に強いまちづくりの検討に係る手引き」

45 ガイダンス 2-17

46 ガイダンス 2-17

47 四国ガイドライン 7-1-19

- ・地域に愛着をもって暮らせる景観、産業振興の軸となる観光資源や、農業・漁業等への影響も勘案した自然環境などにも留意する必要がある。これらのまちの特徴や財産は、復興まちづくりを考える上での前提条件ともなるため、復興まちづくりワークショップ等を開催し、老若男女の幅広い参加を募り、様々な立場の意見を聞くとともに、その意見の反映を丁寧に検討することが重要である。併せて、施設整備後の住民の利用や、住民参加による維持管理コストの削減など、長期的なまちづくりの観点から、住民との意見交換について検討することが重要である。
- ・また、他事業との連携を考慮することも重要である。例えば、比較的内陸側を通り、いわゆる命の道となる高規格道路のインターチェンジやランプ等との位置関係と重ね合わせることにより、まちづくりの検討がより効果的となることが考えられる。

⇒事例番号⑫：復興に向けた景観デザインの検討（岩手県）（P51 参照）

⇒事例番号⑬：住民参加による土地利用の検討（宮城県岩沼市）（P52 参照）

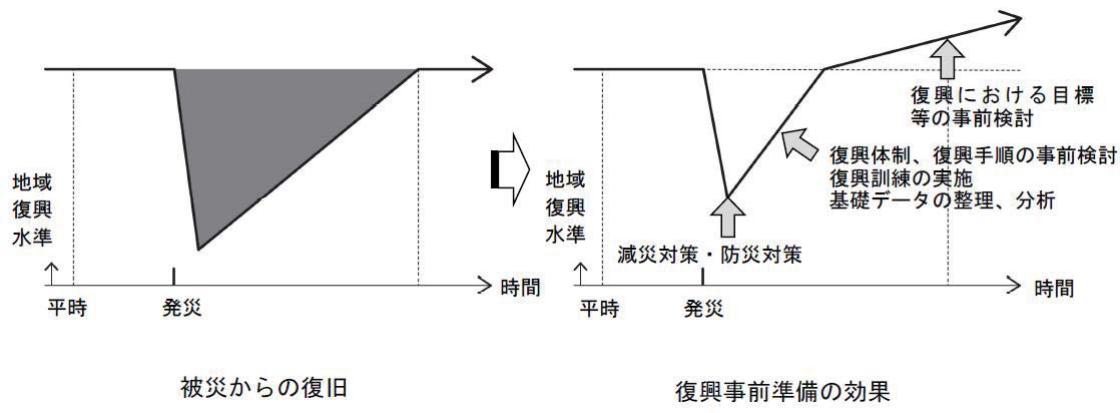
#### (復興まちづくり計画の平時からの検討)

- ・被災直後においては、安全性の評価を最重要視する傾向にあるため、安全性の評価だけでなく、社会経済動向の変化も踏まえた中長期的なまちづくりに必要となる様々な視点にたった復興まちづくりのあり方について、平時から検討しておくことが望ましい。<sup>48</sup>
  - ・津波規模はL2のみでなく、それより小規模なものとなる可能性もあることから、L2、L1又はその他の規模の津波を想定して複数パターンの復興まちづくりの計画・事業を検討しておくことが望ましい。<sup>49</sup>
  - ・復興まちづくりに関する住民意向を把握する際には、想定する被害の規模を明確にすることや複数パターンの被害想定の提示等の工夫が必要となる。
  - ・事前の復興まちづくりの検討結果については、都市計画マスタープランや国土強靭化地域計画等の関連計画へ反映させておくことが重要である。
- ⇒事例番号⑭：復興イメージトレーニング（徳島県）（P53 参照）
- ⇒事例番号⑮：事前復興まちづくりに関する住民意向調査（徳島県美波町）（P54 参照）
- ⇒事例番号⑯：まちづくり方針における復興準備の位置づけ（愛知県名古屋市）（P55 参照）
- ⇒事例番号⑰：東日本大震災前からの土地区画整理事業による高台団地の整備（高知県土佐清水市）（P56 参照）
- ⇒事例番号⑱：都市計画マスタープランにおける復興まちづくりの位置づけ（東京都葛飾区）（P57 参照）
- ⇒事例番号⑲：復興まちづくりイメージ（和歌山県）（P58 参照）

---

48 ガイダンス 3-29

49 ガイダンス 2-10



出典：国土交通省「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」

#### □事前復興計画の構成の例

「I はじめに」では、事前復興計画の目的、位置づけと対象区域を設定する。対象区域は、地域特性と被害想定を図上で重ね合わせ、被害が想定される地区を中心に設定する。

「II 復興まちづくりの実施方針」は、市町村マスタープランに位置づけた復興まちづくりの実施方針に基づき整理する。

「III 復興体制」、「IV 復興手順」、「V 復興訓練」は、地域防災計画に位置づけた復興体制、復興手順と復興訓練に基づきマニュアル化、ガイドライン化する。

この、復興体制、復興手順と復興まちづくりの実施方針を1つの計画にまとめる中で、復興まちづくりの実施方針を実現するために必要となる復興体制や復興手順を検討し、必要に応じて地域防災計画を見直すことが望ましい。

構成		計画内容				
I	はじめに	(1) 事前復興計画の目的 (2) 事前復興計画の位置づけ (3) 対象区域				
II	復興まちづくりの実施方針	(1) 現況整理、復興まちづくりの実施に向けた課題の整理  ①現況の整理 ・人口・世帯数、産業、土地利用、都市基盤等 ・上位関連計画  ②被害想定	現況課題 ③復興まちづくりの実施に向けた	(2) 復興まちづくりの目標・方針 ※都市マスと基本的に同じ  (3) 将来都市構造 ※都市マスと基本的に同じ	(4) 分野別の復興まちづくりの実施方針  ①土地利用の方針 ②市街地整備の方針 ③道路交通、公園緑地、防災等	(5) 復興事前準備の推進に向けて
III	復興体制	(1) 復興体制の目的 (2) 庁内での復興体制				
IV	復興手順	(1) 復興手順の目的 (2) 庁内での復興手順				
V	復興訓練	(1) 復興訓練の目的 (2) 庁内での復興訓練				

図 事前復興計画の構成の例

出典：国土交通省「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」

## (復興まちづくり関連事業の事前検討)

- ・住民等との合意形成が図られた地域では、復興市街地の位置・規模・用途、導入する事業（防災集団移転促進事業や土地区画整理事業等）等の具体的な検討を行っておくことが考えられる。<sup>50</sup>
- ・復興まちづくりや復興まちづくり関連事業の事前検討を通して、被害状況や導入する事業によっては建築制限が必要となるエリアが発生する可能性があることについて、地域の住民や事業者等に周知を図ることも必要である。
- ・被災後には、災害応急対策等も含めた膨大な事務作業が発生する中で、復興に向けた速やかな検討が必要となるところであるが、一方で復興計画・復興まちづくり計画の策定方法や発注方法の検討は平時から可能であり、出来る限り準備を進めておくことが重要である。<sup>51</sup>
- ・地域の津波防災への対応や意識を向上させるために、津波浸水想定を踏まえ、津波防災地域づくり法第10条の規定による津波防災地域づくり推進計画を策定することが考えられる。

⇒事例番号⑩：津波防災地域づくり推進計画～環境・観光・防災のバランスのとれたまちづくりに向けて～（静岡県伊豆市）（P59 参照）

津波浸水想定			
設定済みの府県名	設定日	設定済みの府県名	設定日
茨城県	平成24年 8月	兵庫県(阪神、淡路、神戸、播磨地域)	平成26年 3月
青森県(下北八戸沿岸の一部)	平成24年10月	大分県	平成26年 3月
徳島県	平成24年12月	長崎県	平成26年 4月
高知県	平成24年12月	鹿児島県	平成26年 9月
宮崎県	平成25年 2月	愛知県	平成26年11月
青森県(陸奥湾、下北八戸沿岸の残部)	平成25年 2月	青森県(津軽、陸奥湾沿岸、下北八戸の一部(変更))	平成27年 3月
熊本県	平成25年 4月	山口県(日本海沿岸)	平成27年 3月
岡山県	平成25年 4月	沖縄県	平成27年 3月
和歌山県	平成25年 4月	三重県	平成27年 3月
広島県	平成25年 4月	神奈川県	平成27年 3月
香川県	平成25年 4月	佐賀県	平成27年 7月
愛媛県	平成25年 6月	静岡県(伊豆半島沿岸の一部)	平成27年 8月
大阪府	平成25年 8月	福岡県	平成28年 2月
静岡県(遠州灘、駿河湾沿岸 伊豆半島沿岸の一部)	平成25年11月	山形県	平成28年 3月
山口県(瀬戸内海沿岸)	平成26年 1月	京都府	平成28年 3月
		秋田県	平成28年 3月

津波災害警戒区域	
指定済みの県名	指定日
徳島県	平成26年3月
山口県(瀬戸内海沿岸)	平成27年3月
山口県(日本海沿岸)	平成28年2月
静岡県(東伊豆町、河津町)	平成28年3月
和歌山県(19市町)	平成28年4月

推進計画	
作成済みの市町村名	作成日
静岡県 焼津市	平成26年3月
静岡県 浜松市	平成26年4月
和歌山県 串本町	平成27年3月
宮崎県 宮崎市	平成27年3月
静岡県 磐田市	平成27年11月
愛知県 田原市	平成28年5月
宮崎県 日向市	平成28年6月

※ 津波浸水想定の設定日は「津波防災地域づくりに関する法律」第8条第4項に基づく国土交通大臣への報告日による

図 津波浸水想定の設定、津波災害警戒区域の指定及び推進計画の作成状況  
(国土交通省「津波浸水想定の設定、津波災害区域の指定及び推進計画の作成状況」H28.7現在)

50 ガイダンス 2-10

51 ガイダンス 3-25

### (3) 事前復興まちづくりを進めるにあたっての留意点

復興まちづくり計画策定の事前準備を踏まえ、発災前にあらかじめ事前復興まちづくりに着手し、一部を具体的に実現する場合には、以下のような点に留意することが必要である。

- ・公共事業の予算にも限りがあることを前提として、事業を進めていくための優先順位を検討することが重要である。例えば、ハード面の取組は、「命を守るためのまちづくり」に関するものを優先するとともに、併せて復興まちづくり計画の事前策定や、復興イメージトレーニング等を実施することなどのソフト面での検討も含めて総合的に進める方法も有効と考えられる。地域の実情に応じた事前復興まちづくりの優先順位に関する検討が行われることが望ましい。
- ・事前復興まちづくりで優先される「命を守るまちづくり」に関しては、ブロック塀倒壊対策、家屋倒壊等に伴う道路閉塞対策等をはじめとする避難対策等に係るハード・ソフトの総合的な防災・減災対策との両立を前提として、例えば、①災害時において防災拠点としての機能を維持する必要がある公共施設（庁舎、警察署、消防署、学校等）に関しては、事前の高台（浸水しない区域）移転等を検討し、②要配慮者の迅速な避難の確保を図る必要がある要配慮者利用施設（病院、高齢者施設や児童福祉施設等）は事前の浸水しない区域への配置や高層化等を検討するなど、地域の実情に応じた対応を検討することが有効と考えられる。また、これらの施設の整備の際には、地盤状況を考慮することも重要である。
- ・公共施設の配置等については、被災時の相互連携を念頭に置き、中心部にコンパクトに集約・拠点化し、災害時に物資輸送等としての役割を果たす、いわゆる命の道となる高規格道路のインターチェンジ等に、速やかにアクセスできるよう配置することも有効と考えられる。
- ・事前復興まちづくりの検討に際しては、災害リスクが想定される地域であっても、現在の生業や、歴史文化が育まれてきた経緯などもあるため、住民を守るという視点と、まちを持続していくという観点から、地域社会における災害リスクの受容レベル等、多様な解決策があることを前提として、総合的に検討していくことが重要である。また、アンケートや座談会などを通じ、まちづくりのコンセプト等について、事前に地域の住民や事業者等の関係者間での十分な合意形成を行うことが重要である。
- ・事前復興まちづくりに当たり、大規模なまちの改変を行う場合は、旧市街地及び事業予定地の周辺地域に暮らす住民や勤務する者等の生活に影響を与える可能性がある。（例：庁舎の移転等により、周辺市街地の往来が減少し、賑わいの低下につながることが想定されるなど）。また、施設の移転等を行う場合は、その後の跡地利用も含めた検討が必要となる

事前復興まちづくりに活用可能な現行制度上の事業については、第3章（取組事例）の3に掲載しているので、適宜参照されたい。

## 5. 共通・その他

### ポイント

- ・津波災害からの復興まちづくりを円滑に進めていくためには、復旧・復興業務の基盤となる行政機能等の確保・維持や復旧・復興を進めていくための人材の確保等が重要となる。
- ・大規模な災害の場合、復興まちづくりは被災地が単独では対応できないことから、被災地が支援を受けることを想定して準備しておくことが必要である。

#### (1) 事前対応に当たっての留意点

(対応の例)

### 共通・その他

- ・行政機能等の確保・維持
- ・災害時の人材確保
- ・庁内体制の構築
- ・発注・契約手続の検討
- ・定期的な取組状況の確認

等

(留意点)

#### 【行政機能等の確保・維持】

- ・行政機能の維持や、災害時の活動拠点として機能させるため、庁舎の耐震化等に取り組む。
- ・津波浸水想定区域内に庁舎が位置する場合は、災害対策本部の設置等における代替施設を確保する。

#### 【災害時の人材確保】

- ・業務継続計画（B C P）を策定するとともに、策定した計画について、訓練の実施による実行性の確認や定期的な見直しを実施する。
- ・応援職員派遣について、復興まちづくりの段階で求められる職能や派遣期間を整理するとともに、業務ごとに応援要請先を整理しておく。
- ・災害時に速やかな応援依頼のため、国や県、協定に基づく他地方公共団体、UR職員の応援要請のための手続き等（応援要請文書の様式作成等）を明確にしておく。

なお、災害時の応援、支援を円滑に進めるためには、協定を締結した地方公共団体間での平時からの交流も効果的である。<sup>52</sup>

- ・また、大規模災害発生時に同時被災しない地域の地方公共団体との協定の締結や、複数の相手との協定の締結も重要である。<sup>53</sup>
- ・被災後には、行政の組織・体制も限られることから、復興まちづくりを検討する職員の不断のスキルアップ及び業務内容や知見の継承を念頭においた研修の実施等が重要である。

⇒事例番号②①：(独) 都市再生機構（中部支社）との協定（三重県四日市市）（P 63 参照）

#### 【府内体制の構築】

- ・発災後早期に検討を開始できるようにするために、復興所管部局や検討会議体の組成など府内体制について事前に構築しておく。<sup>54</sup>
- ・事前対応が進まない要因の一つとして、職員・人材の不足や府内調整が困難といったことがあげられている。府内の全職員が防災担当に関与する体制の構築や、被災経験のある市町村職員との交流機会を設ける等により、職員一人ひとりの意識高揚等に努めることが重要である。

#### 【発注・契約手続の検討】

- ・復興まちづくりの各段階で発注・契約手続に係る事務作業の軽減や短縮化を図るとともに、委託業者確保の確実性を高めるため、CM方式(コンストラクションマネジメント)や設計・施工一括発注方式の採用を検討するなど、復興まちづくりに係る事業の円滑化に資する発注・契約方式について検討しておくことが重要である。<sup>55</sup>

#### 【定期的な取組状況の確認】

- ・津波災害からの復興まちづくりに向けた事前対応の取組は、当初の実行後も、社会状況の変化等に対応し、定期的な確認や時点更新を行うことが重要である。なお、必要に応じ、本手引きに収録しているチェックリスト(2017版)も活用されたい（次頁参照）。

---

52 ガイダンス 2-15

53 ガイダンス 3-47

54 ガイダンス 2-13

55 ガイダンス 3-48

## 取組のチェックリスト（2018版）

- ・地方公共団体において、上述までの「1」～「5」の各取組の進捗状況を把握し、次の取組の検討を進めるにあたっての基礎資料として活用されることを想定し、取組のチェックリスト（2018版）を作成した。

### ■チェックリスト（2018版）の活用方法

チェックリスト（2018版）は、Step 1で取組の実施状況を、Step 2で各取組みの内容や配慮事項等を確認することとしています。

#### ○Step 1 事前対応の取組の実施状況の確認

- ・Step 1 の欄では、「1」から「5」までの事前対応として必要な取組を整理しています。
- ・記載内容を確認し、取組を進めている場合は、チェック欄の□にチェックしてください。また、役割を明確にするため「担当課」の記入欄を設けていますので、必要に応じて記入してください。
- ・シートの最下段で、項目ごとの進捗状況の結果を確認することが可能です。基本的に、全ての項目の取組を進めている状況が望ましいと言えます。

#### ○Step 2 内容及び配慮事項等の確認

- ・Step 2 の欄では、Step 1 で示した取組に関する内容及び配慮事項等を整理しています。
  - ・記載内容を確認し、対応している内容や配慮事項等については、チェック欄の□にチェックしてください。また、備考欄を設けていますので、必要に応じて担当課や関係する機関等を記入してください。
  - ・項目ごとのチェック数を確認することができます。市町村の状況によって、必要又は不必要的項目がありますので、参考値として確認してください。
- ・次頁以降に、チェックリスト（2018版）の様式と使用方法を示します。
- ・なお、チェックリスト（2018版）のファイルは、四国地方整備局 建政部 のHP内、「災害に強いまちづくり」のページからダウンロードすることができます。



四国地方整備局 建政部URL：

<http://www.skr.mlit.go.jp/kensei/index.html>

## ■ チェックリスト（2018 版）の様式

■四国における津波災害からの復興まちづくりに向けた事前対応の手引きに関するチェックリスト（2018版）（改訂案）

II 復興まちづくりに必要な制限の検討・実施				
① 建築制限の行動手順の流れを整理、理解しているか。	P18, 19		<input type="checkbox"/>	
	P18, 19		<input type="checkbox"/>	
	P18, 19		<input type="checkbox"/>	
② 特定行政庁との事前協議等を行っているか。	P18, 19		<input type="checkbox"/>	
IV 復興まちづくり計画等の策定				
① 復興計画・復興まちづくり計画の検討体制等を想定しているか。	P28		<input type="checkbox"/>	
② 復興まちづくりにおける事業用地等の検討を行っているか。	P28		<input type="checkbox"/>	
③ 平時から復興まちづくり計画等を検討しているか。	P30, 31, 32, 34		<input type="checkbox"/>	
V 共通・その他				
① 災害発生時における行政機能等の確保・維持に向けた対策に取組んでいるか。	P35		<input type="checkbox"/>	
庁舎、病院等の耐震化・老朽化対策等は実施しているか。	P35		<input type="checkbox"/>	
災害対策本部の代替施設は想定しているか。	P35		<input type="checkbox"/>	
② 業務継続計画（B C P）等を策定しているか。	P35		<input type="checkbox"/>	
計画に基づく訓練を実施しているか。	P35		<input type="checkbox"/>	
訓練等を通じた実行性の確認により、計画の見直しを行っているか。	P35		<input type="checkbox"/>	
③ 応援職員の受入体制を検討しているか。	P36		<input type="checkbox"/>	
④ 災害発生時の応援協定等の締結を行っているか。	P36		<input type="checkbox"/>	
締結先の市町村・機関等の連絡先を整理しているか。	P35		<input type="checkbox"/>	
同時被災しない地域の市町村等との協定の締結を行っているか。	P35		<input type="checkbox"/>	
定期的な連絡・交流を行っているか。	P35		<input type="checkbox"/>	
⑤ 多様な発注・契約方式等を検討しているか。	P36		<input type="checkbox"/>	
⑥ 定期的な見直し（次回のチェックリストの確認時期）の予定を決めているか。	P36		<input type="checkbox"/>	
■ 浸水想定エリアにある場合				
① 細項目		0 / 3	0.0%	
うち浸水深が浅い場合				
現敷地内での建替えも含め検討（土台のかさ上げ、止水壁、止水板の設置等）（自家発電機は水没しない階に設置等）				
うち浸水深が深い場合				
浸水しない高台等への移転の検討（高規格道路 IC 等も含めた交通アクセスや市民生活等に配慮）				
復興まちづくり計画への位置づけ（まちの行政機能）				
③ 細項目		0 / 4	0.0%	
うち				
必要な職能や派遣期間				
業務に応じた応援要請先				
応援要請のための手続き（応援要請文書の様式作成等）				
応援計画の作成（連絡や要請の手順、要員の集合・配置体制など）				

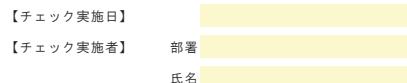
※避難施設の確保（津波避難路、津波避難タワー、避難所、備蓄倉庫、ヘリポート等）については、災害発生直後の一次避難までの対応であり「災害に強いまちづくりガイドライン」等を参考として優先して対応すること。

このチェックリスト（2018版）については、今後、東日本大震災により被災した地方公共団体へのヒアリング等により、内容の実行性を検討し、随時更新することを予定している。

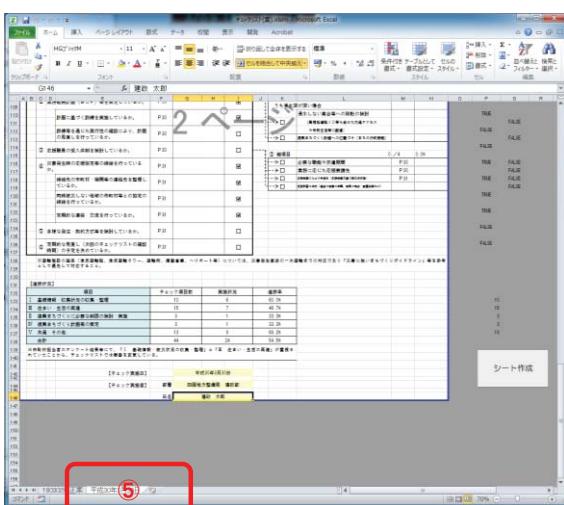
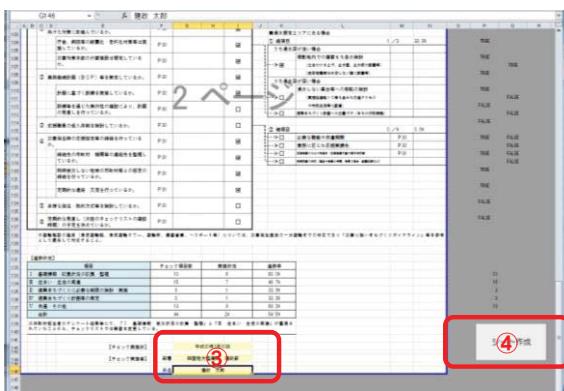
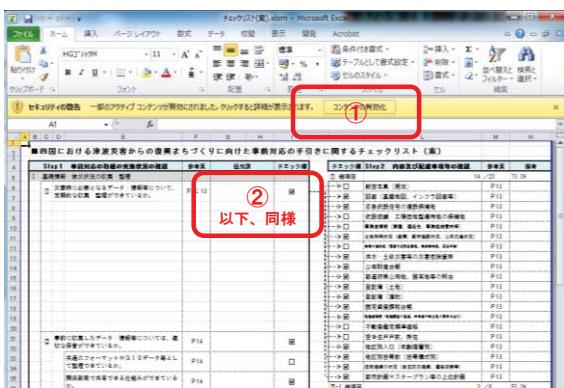
#### 【進捗状況】

項目	チェック項目数	実施状況	進捗率
I 基礎情報・収集状況の収集・整理	10	0	0.0%
III 住まい・生活の再建	15	0	0.0%
II 復興まちづくりに必要な制限の検討・実施	3	0	0.0%
IV 復興まちづくり計画等の策定	3	0	0.0%
V 共通・その他	13	0	0.0%
合計	44	0	0.0%

※市町村担当者のアンケート結果等にて、「I 基礎情報・被災状況の収集・整理」と「III 住まい・生活の再建」が重視されていたことから、チェックリストでは順番を変更している。



## ■ チェックリストの使用方法



① ファイルを立ち上げ、「コンテンツの有効化」ボタンを押してください。

② 「入力シート」の Step 1 と Step 2 の各項目を確認していただきながら、取組を行っている項目へのチェックや担当課の記入等を行ってください。

③ チェックが終了したら、「入力シート」の最下段にある、【チェック実施日】と【チェック実施者】を記入してください。

なお、【チェック実施日】の記入の際は、「平成●年●月●日」と記入するなど、「/」(スラッシュ)は使用しないでください。

※「/」を使用すると、④の際にエラーメッセージが出ます。

④ 全ての入力が終わったら、シートの最下段の右にある「シート作成」ボタンを押してください。

⑤ ③で記入した【チェック実施日】の名前のついたシートが作成されます。必要に応じて、出し等を行ってください。

なお、「シート作成」ボタンを押した際には、「入力シート」のチェック結果はクリアされます。次のチェックを実施し「シート作成」ボタンを押すことで、シートが増えていくこととなります。

※不必要的シートが作成された場合は、隨時、削除していただいて構いません。ただし、「入力シート」は絶対に削除しないでください。

## 第3章 取組事例

本章においては、第2章までに取り上げた「復興準備」にかかる取組事例とあわせて、防災・減災まちづくりや事前復興まちづくりの例として参考となると考えられる事例、事業及び技術的指針等を掲載する。

### 1. 復興準備に関する取組事例

#### 【「基礎情報・被災状況の収集・整理」にかかる取組事例】

取組事例	事例番号①：地籍調査の推進						
・宮城県名取市では、地籍調査が東日本大震災発災時点において93%と進んでいたことから、正確な地図が備えられており、境界調査、測量等の行程が省略され、費用・期間ともに大幅に縮減されるとともに、速やかな事業着手が可能となった。							
<p><b>【宮城県名取市】</b> 名取市：人口7.3万人、 地籍調査進捗率93% (宮城県88%) (平成24年度末現在)</p> <p><b>事業区域図</b></p> <p>地区の状況</p>							
<b>費用・期間の実績</b>	<b>仮に未実施だった場合の推計</b>						
☆移転先(買取対象は約10万m <sup>2</sup> ) 事業費 317万円 調査測量期間 2ヶ月 移転時期 26年7月より(予定)	☆移転先(買取対象は約10万m <sup>2</sup> ) 事業費 約570万円						
☆移転元(買取対象は約28万m <sup>2</sup> ) 事業費 888万円 調査測量期間 5ヶ月 契約開始時期 25年7月より	☆移転元(買取対象は約28万m <sup>2</sup> ) 事業費 約1,590万円						
調査測量期間 1年～1年半 (合わせて) ※ 推計値については、市への聞き取りによる							
地籍調査の成果として、登記所に正確な地図が備えられていることから、境界調査、測量等の工程が省略され、速やかな事業着手が可能になりました。							
<p><b>防災集団移転促進事業(用地測量関係)の事業費、期間</b></p> <table border="1"><tr><td>実施</td><td>約1,200万円、7ヶ月</td><td>経費縮減、事業の早期着手が可能に！ (費用約1千万円、期間半年から1年程度)</td></tr><tr><td>未実施</td><td>約2,200万円、1～1年半(いずれも推計)</td><td></td></tr></table>		実施	約1,200万円、7ヶ月	経費縮減、事業の早期着手が可能に！ (費用約1千万円、期間半年から1年程度)	未実施	約2,200万円、1～1年半(いずれも推計)	
実施	約1,200万円、7ヶ月	経費縮減、事業の早期着手が可能に！ (費用約1千万円、期間半年から1年程度)					
未実施	約2,200万円、1～1年半(いずれも推計)						
<p>地籍調査の成果を活用することにより、費用、期間ともに大幅な縮減効果。 大規模災害が発生した場合に、早期に復旧・復興が可能となるまちづくりの基盤に。</p>							
<p>■参考：活用した事業、財源等：—</p> <p>■問合せ先：—</p> <p>■関連HP：国土交通省公表資料 <a href="http://www.mlit.go.jp/common/001045619.pdf">http://www.mlit.go.jp/common/001045619.pdf</a></p>							

## 【「復興まちづくりに必要な制限の検討・実施」にかかる取組事例】

東日本大震災における取組事例	事例番号②：津波防災区域（建築基準法第39条に基づく災害危険区域）の設定（宮城県東松島市）								
<ul style="list-style-type: none"> <li>東松島市では、海岸堤防や防災緑地、かさ上げ道路や河川堤防の整備を行っても、一定の浸水が予測される区域について、建築基準法第39条に基づく津波防災区域の指定を行った。</li> <li>規制に当たっては「東松島市津波防災区域建築条例」と「東松島市津波防災区域建築条例施行規則」を制定した。</li> </ul>									
<b>【津波防災区域の種別】</b>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>規制の内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種区域</td><td>・住居などの居住用建物、医療施設や児童福祉施設などの建築が禁止される。</td></tr> <tr> <td>第2種区域</td><td>・住居などの居住用建物、医療施設や児童福祉施設などの建築が規制されるが、これらの建物であっても主要構造部が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、階数が2以上、地階を有さないなどの条件を満たした建築物は建築できる。</td></tr> <tr> <td>第3種区域</td><td>・住居などの居住用建築物、医療施設や児童福祉施設などの建築物を建築する場合、宅地の接する道路の高さから1階の居室の床面の高さを1.5m以上とすること、住宅の基礎を鉄筋コンクリート造とすることなど、一定の基準を満たす必要がある。</td></tr> </tbody> </table>		種別	規制の内容	第1種区域	・住居などの居住用建物、医療施設や児童福祉施設などの建築が禁止される。	第2種区域	・住居などの居住用建物、医療施設や児童福祉施設などの建築が規制されるが、これらの建物であっても主要構造部が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、階数が2以上、地階を有さないなどの条件を満たした建築物は建築できる。	第3種区域	・住居などの居住用建築物、医療施設や児童福祉施設などの建築物を建築する場合、宅地の接する道路の高さから1階の居室の床面の高さを1.5m以上とすること、住宅の基礎を鉄筋コンクリート造とすることなど、一定の基準を満たす必要がある。
種別	規制の内容								
第1種区域	・住居などの居住用建物、医療施設や児童福祉施設などの建築が禁止される。								
第2種区域	・住居などの居住用建物、医療施設や児童福祉施設などの建築が規制されるが、これらの建物であっても主要構造部が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、階数が2以上、地階を有さないなどの条件を満たした建築物は建築できる。								
第3種区域	・住居などの居住用建築物、医療施設や児童福祉施設などの建築物を建築する場合、宅地の接する道路の高さから1階の居室の床面の高さを1.5m以上とすること、住宅の基礎を鉄筋コンクリート造とすることなど、一定の基準を満たす必要がある。								
<p>■参考：活用した事業、財源等：—</p> <p>■問合せ先：宮城県 東松島市 復興都市計画課 (0225-82-1111)</p> <p>■関連HP：<a href="http://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp/kakuka/fukkou/toshi/tunami_area.html">http://www.city.higashimatsushima.miyagi.jp/kakuka/fukkou/toshi/tunami_area.html</a></p>									

**東日本大震災における取組事例** 事例番号③：災害危険区域の指定（岩手県宮古市）

- ・宮古市では、最大クラスの津波による浸水により、建物の被害が予想される区域を建築基準法第39条の規定に基づく災害危険区域に指定し、建築を制限することで、今後、津波が発生し浸水した場合でも住民の生命、財産を守り、地域全体が壊滅的な被害を受けないことを目指している。
- ・災害区域の指定にあたっては、予想浸水深に応じて、第1種から第3種の3段階に区分して建築制限の方針を定めている。
- ・建築制限は、「宮古市災害危険区域に関する条例（宮古市条例第26号）」にて行っており、条例制定の際には、市民の多様な意見を反映させるためにパブリックコメントを実施している。

**【災害危険区域の区域種別と建築制限】**

種別	区域種別	建築制限
第1種 区域	予想浸水深が2m以上の地 点を含む地形地物により区 画された区域	住宅等の建築禁止
第2種 区域	予想浸水深が1m以上2m未 満の地点を含む地形地物によ り区画された区域	宅地が面する道路の中心線のうち最も 低い位置から基礎の上端までの高さを 1.5m以上とするか、もしくは、強固な 建物で1階部分に居室を設けない構造 の住宅については建築を認める。
第3種 区域	予想浸水深が1m未満の地 点を含む地形地物により区 画された区域であって第1 種区域又は第2種区域に隣 接する区域	宅地が面する道路の中心線のうち最も 低い位置から基礎の上端までの高さを 0.5m以上とするか、もしくは、強固な 建物で1階部分に居室を設けない構造 の住宅については建築を認める。

■参考：活用した事業、財源等：－

■問合せ先：岩手県 宮古市 都市整備部 都市整備課（0193-62-2111）

■関連HP：[http://www.city.miyako.iwate.jp/toshi/saigai\\_kuikisite.html](http://www.city.miyako.iwate.jp/toshi/saigai_kuikisite.html)

**東日本大震災における取組事例** 事例番号④：第一次建築制限の適用（宮城県）

- ・宮城県及び石巻市（特定行政庁）は、発災後の概ね1ヵ月後の4月8日に、被災市街地の復興に向けた都市計画を定める間、その妨げとなる無秩序な建築行為を抑制するため、建築基準法第84条及び特例法に基づき建築制限する区域を指定した。
- ・その後、山元町は建築基準法の災害危険区域を指定し、それ以外の6市町は被災市街地復興特別措置法に基づく復興推進地域を指定し、建築制限を継続実施した。

【被災地の無秩序な建築行為を抑制するための建築制限】 (単位 : ha)

	建築基準法 第84条	東日本大震災建築制限特例法 <sup>(※1)</sup>	復興推進地域 <sup>(※2)</sup>
指定期間	H23.4.8～5.11	5.12～9.11	9.12～11.10
気仙沼市	669.8	465.1	266.7
南三陸町	175.7	175.7	175.7
女川町	273.6	206.9	144.3
東松島町	162.7	162.7	162.7
名取市	102.7	102.7	102.7
山元町	—	198.1	198.1
石巻市	434.1	543.4	94.0
7市町	1,818.6	1,854.6	1,144.2
			1,318.5

※1：「東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律」

※2：土地区画整理事業等を実施する必要のある区域を「被災市街地復興特別措置法」に基づき指定

参照：東日本大震災 1年の記録～みやぎの住宅・社会資本再生・復興の歩み～

■活用した事業、財源等：－

■問合せ先：－

■関連HP：<https://www.pref.miyagi.jp/site/ej-earthquake/indexjisinkirokusi.html>

## 東日本大震災における取組事例

事例番号⑤：被災市街地復興推進地域の指定  
(宮城県南三陸町)

- ・南三陸町では、志津川都市計画区域の一部について、災害に強い健全で良好な市街地形成を図るため、平成23年11月11日に被災市街地復興特別措置法に基づく被災市街地復興推進地域に指定した。
- ・同法の建築制限の期間は2年以内とされており、平成25年3月10日に制限を解除しているが、被災市街地復興土地区画整理事業区域や津波復興拠点整備事業区域等の都市計画決定がなされており、都市計画法の規定に基づく建築制限が適用される状況になっている。

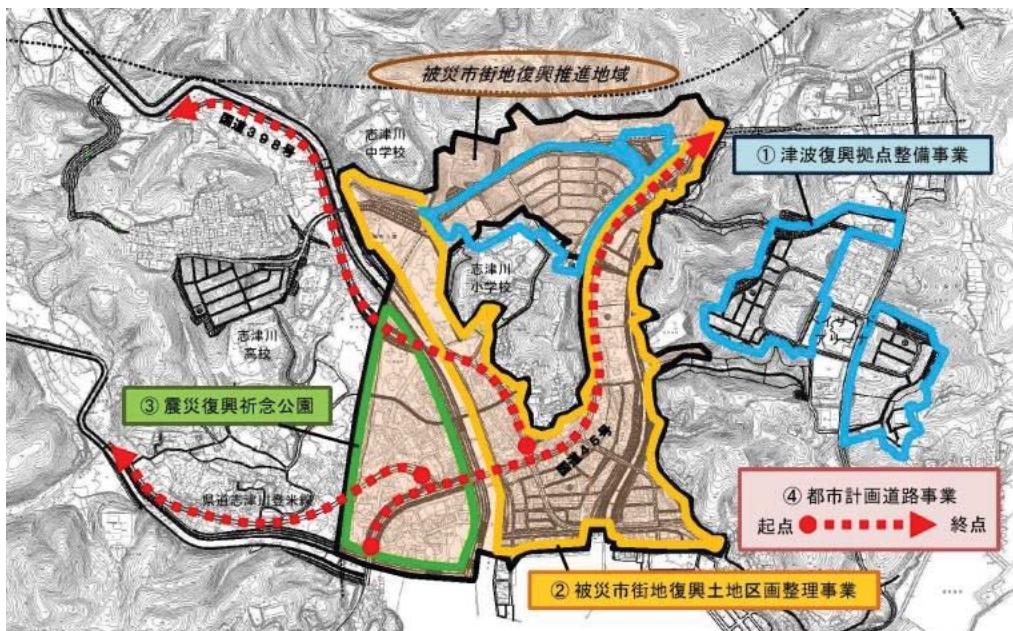


図 志津川市街地における都市計画による事業のイメージ図

※南三陸町HP参照

- 活用した事業、財源等：－
- 問合せ先：宮城県 南三陸町 復興市街地整備課 (0226-46-1382)
- 関連HP：<http://www.town.minamisanriku.miyagi.jp/index.cfm/6,2593,22,304.html>
- ・なお、東北地方の被災市街地復興推進地域の指定状況は、10都市、20地域、2,507.2haとなっている（平成26年3月31日時点）平成26年都市計画現況調査

## 【「住まい・生活の再建」にかかる取組事例】

東日本大震災における取組事例	事例番号⑥：応急仮設住宅の建設への対応 (宮城県)
<ul style="list-style-type: none"><li>・宮城県では、東日本大震災により 85,414 棟の全壊被害が発生し、406 団地、22,095 戸の応急仮設住宅の整備を実施しており、以下のように課題をまとめている。</li></ul> <p><b>【初動期】(抜粋)</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>✓ 被災市町村では、庁舎機能も被災しているため、正確な情報がなかなか、把握できなかった。</li><li>✓ ガソリン等燃料の確保が困難であったため、被災状況や当面の建設必要戸数の把握に時間を要した。</li></ul> <p><b>【建設期】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>✓ 津波浸水地域には原則として建設しないという大方針が、被災市町も含めて、なかなか理解されなかった。また、隣接する市町から多数の用地提供が寄せられたが、一歩内陸に引くという決断をなかなか下してもらえなかつた。</li><li>✓ 被災市町村内における建設用地の確保が非常に困難であり、特に北部沿岸部において建設完了までに相当の時間を要したため、完了時期の市町間のバラツキが生じ、結果として約半年間の期間を要した。</li><li>✓ 低平地にまとまった用地の確保が困難なため、小規模団地を多数建設せざるを得なかつた（最少 6 戸、平均 55 戸）</li></ul> <p><b>【完成後】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>✓ 被災者の状況把握が困難であり、そのため、住戸タイプ（1DK、2DK、3DK）の構成比率にミスマッチが生じた。</li></ul> <p><b>【その他】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>✓ 発災前に建設候補地をリスト化し、ライフライン等の調査、配置計画の作成まで準備しており、初動期はこのリストを活用したが、今回のような甚大な津波被害までは想定しておらず、沿岸部については候補地自体が被災して活用できない地区が多かつた。</li><li>✓ 市町村境を越えて建設した住宅の管理主体、住民登録の移動等のルールがない。</li></ul>	

参考：宮城県における応急仮設住宅の建設に関する報告～東日本大震災への対応状況～（宮城県土木部住宅課 平成 25 年 1 月）

■関連HP：<https://www.pref.miagi.jp/uploaded/attachment/126168.pdf>

## 取組事例

## 事例番号⑦：応急期機能配置計画の策定（高知県）

- ・高知県では、発災後の応急期に必要となる避難所や応急仮設住宅用地等の各機能の配置を各市町村で検討し、全市町村において「応急期機能配置計画」を作成し、対策を想定しておくとともに、市町村単位では不足する機能や広域で配置する方が効率的な施設（応急救助機関の活動拠点等）について広域調整を図ることとしている。
- ・また、各市町村の計画策定に係る経費に対して「高知県応急期機能配置計画策定事業費補助金」を創設し、市町村を支援している。

### 応急救助機関の活動拠点

消防・警察・自衛隊の応援部隊の活動拠点  
●警察、消防、自衛隊等の受入れ体制を整備（県救援計画）



### 応急仮設住宅建設用地

応急仮設住宅の建設用地  
●机上訓練の実施と対応策の検討  
●応急仮設住宅供給計画の見直しなど



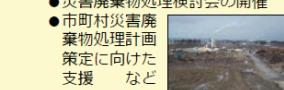
### 遺体検案・安置所、仮埋葬地

【検案所】警察等による検視や身元確認を行う場所  
【安置所】遺体を安置する場所  
【仮埋葬地】火葬体制が整うまで仮に土葬する場所  
●検案所、安置所、仮埋葬地選定支援  
●広域火葬訓練・研修会の開催  
●火葬場設備整備への助成（BCP作成支援）



### 災害廃棄物仮置場

発生したがれきや廃棄物を一時的に仮置  
●災害廃棄物処理検討会の開催  
●市町村災害廃棄物処理計画策定に向けた支援など



### 避難所



（写真提供：大船渡市）

### 医療救護所

初期救急医療に相当する応急処置等を行う施設



### 物資集積所

救援物資の受け入れ・配分・仕分け拠点  
●市町村物資集積拠点の選定  
●物資搬送の手順等を定めた物資配送計画の策定



## 発災後に配置が想定される機能

※南海トラフ地震対策行動計画（第3期 平成28年度～平成30年度） 平成28年3月 高知県 より

- 活用した事業、財源等：高知県応急期機能配置計画策定事業費補助金（県事業）
- 問合せ先：高知県 危機管理部 南海トラフ地震対策課（088-823-9317）
- 関連HP：<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/010201/2016051300370.html>

## 取組事例

## 事例番号⑧：住宅復興計画（骨子）の策定の取組

（静岡県浜松市）

- ・浜松市では、住宅復興計画（骨子）を策定し、被災後の復興事業に伴う復興用地や復興住宅確保などの計画を進めている。
- ・「浜松市地域防災計画、地震・津波対策編、第6章 復旧・復興対策計画、第8節 被災者の生活再建支援」において、「恒久住宅対策」を計画している。

- 出典：「浜松市地域防災計画」（浜松市、平成26年4月）

- 問合せ先：浜松市役所危機管理監危機管理課（053-457-2537）

- 関連HP：<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kiki/bousaikeikaku/m26008.html>

取組事例	事例番号⑨：女性の視点を応急仮設住宅の提供等に生かす取組 (高知県高知市)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高知市では、「高知市女性の視点による南海地震対策検討委員会」を設置し、女性だからこそ気づく災害対策の留意点について提言をまとめている（平成25年）。</li> <li>・まちづくりに関連する部分では、応急仮設住宅の提供や復興まちづくり計画への参画等について記載されており、他都市においても参考となると思われる。</li> </ul>
<b>&lt;応急仮設住宅の提供と運営管理に関する提言&gt;（抜粋）</b>	
<p><input type="checkbox"/> <b>四季やバリアフリーに対応した仕様（行政）</b></p> <p>応急仮設住宅は、長期間の使用も想定し、四季を通じた設計であるとともにバリアフリー対応の仕様を、県に要望する。</p> <p><input type="checkbox"/> <b>買物など日常生活の支援（団体・行政）</b></p> <p>応急仮設住宅からの移動手段がない高齢者や障害者、子育て家庭等の入居者の日常生活の利便性の向上や、買物の支援という観点から、移動販売や仮設の商業施設の設置、仮設住宅近隣へのバス停の新設、便数の増発など必要に応じた対応を行う。</p> <p><input type="checkbox"/> <b>女性・子どもの安全に関する対応（地域・行政）</b></p> <p>女性や子どもへの暴力等を防ぐために、死角のできにくいレイアウトや屋外照明を十分に設置する。また、防犯ブザーやホイッスルの携帯を呼び掛ける等、一人ひとりが防犯について意識するとともに、暴力等に関する啓発活動など、暴力を許さない環境づくりを行う。</p>	
等	
<p>■問合せ先：高知市防災政策課（088-823-9055）</p> <p>■関連HP：<a href="http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/135/jyoseihoukokusyo.html">http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/135/jyoseihoukokusyo.html</a></p>	

## 【「復興まちづくり計画等の策定」にかかる取組事例】

取組事例	事例番号⑩：震災復興都市計画指針（手引書）（高知県）							
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高知県では、南海トラフ地震等の大震災発生後の都市の迅速な復興のため、東日本大震災の課題等を踏まえ、県内の都市の復興体制の強化及び復興への対応力の向上を図ることを目的に、「震災復興都市計画指針（手引書）」を作成（平成28年3月）。</li> <li>・本指針は、「手続き編」「計画編」により構成されている。「手続き編」では、被災から復興まちづくりまでの都市計画のプロセスで必要となる建築制限（第一次、第二次）及び地区の復興まちづくり計画の作成に必要な作業について、調査方法、検討にあたっての考え方や基準、手続きの様式等を掲載し、県・市町村職員が円滑に業務を履行できるよう取り組んでいる。</li> </ul> <p style="text-align: center;">南海トラフ地震等の大震災発生</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">           ●第1段階            (発生後1ヶ月以内)         </td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">           被災建築物等の調査            復興地区区分の検討            都市復興基本方針策定・公表            第一次建築制限区域         </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">           ●第2段階            (発生後2ヶ月以内)         </td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">           都市復興基本計画（骨子案）策定・公表            第二次建築制限区域            または災害危険区域（移転促進区域）         </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">           ●第3段階            (発生後6ヶ月目途)         </td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">           都市復興基本計画策定・公表            地区の復興まちづくり計画の策定         </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;"> <b>的確かつ速やかな復興手続き（被災住民との合意形成）</b> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">指針に示されている被災後の取組の想定手順</p> <p style="text-align: center;">※高知県提供資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■活用した事業、財源等：県単独事業</li> <li>■問合せ先：高知県 土木部 都市計画課（088-823-9846）</li> <li>■関連HP：<a href="http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171701/2016031800050.html">http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171701/2016031800050.html</a></li> </ul>	●第1段階 (発生後1ヶ月以内)	被災建築物等の調査 復興地区区分の検討 都市復興基本方針策定・公表 第一次建築制限区域	●第2段階 (発生後2ヶ月以内)	都市復興基本計画（骨子案）策定・公表 第二次建築制限区域 または災害危険区域（移転促進区域）	●第3段階 (発生後6ヶ月目途)	都市復興基本計画策定・公表 地区の復興まちづくり計画の策定	<b>的確かつ速やかな復興手続き（被災住民との合意形成）</b>	
●第1段階 (発生後1ヶ月以内)	被災建築物等の調査 復興地区区分の検討 都市復興基本方針策定・公表 第一次建築制限区域							
●第2段階 (発生後2ヶ月以内)	都市復興基本計画（骨子案）策定・公表 第二次建築制限区域 または災害危険区域（移転促進区域）							
●第3段階 (発生後6ヶ月目途)	都市復興基本計画策定・公表 地区の復興まちづくり計画の策定							
<b>的確かつ速やかな復興手続き（被災住民との合意形成）</b>								

## 取組事例

### 事例番号⑪：震災復興都市計画全体訓練（高知県）

- ・高知県は、「高知県震災復興都市計画指針（手引書）」の【手続き編】及び【計画編】に基づき、被災状況調査、建築制限、地区の復興まちづくり計画の都市計画決定までの作業について、机上訓練を実施し、職員のスキルアップを図っている。
- ・平成27年度から、県及び市町村職員（計76名）が仮想被害（モデル地区）に基づき、2日間の日程で具体的な行動手順に沿った訓練を実施。あわせて、今後の課題等についても整理を行っている。

- 活用した事業、財源等：県の単独事業費
- 問合せ先：高知県 土木部 都市計画課（088-823-9846）
- 関連 HP：<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/171701/2016031800050.html>



訓練の様子

※高知県提供資料

## 東日本大震災における取組事例

事例番号⑫：復興に向けた景観デザインの検討  
(岩手県)

- ・岩手県では、震災からの復興の課程で、地域にふさわしい景観を形成し、住民が「ふるさとに住み続けたい」と思えるようなまちづくりを進めるため、「ふるさと景観再生の手引き」と「景観と暮らしのデザインガイド」を作成。
- ・検討体制や与条件確認のポイントも記載されており、景観に配慮した復興まちづくりの進め方の参考資料として活用できるものとなっている。
- ・なお、岩手県では、被災地における住民主体のまちづくりを支援するため、まちづくりの専門家派遣等の支援制度を設けている。

	中項目	詳細項目		中項目	詳細項目
① 海 岸 部	海岸線を守る	<input type="checkbox"/> 景観を乱すような地形の改変、樹木の伐採などを控える <input type="checkbox"/> 人工物は周辺の自然景観と調和を図る	③ 集 落 部	地形に寄り添う	<input type="checkbox"/> 斜面地では自然地形を利用し大規模のり面を発生させない
	防潮林を再生する	<input type="checkbox"/> 縁を提供することができる防潮林により、人工的な工作物とは違った景観を形成する		地域のつながりを守る	<input type="checkbox"/> 建物の色彩・デザインと垣・柵等の一体性を持つよう工夫する <input type="checkbox"/> 景観についてまとまりのある集落地を形成する
	産業空間の賑わいを演出	<input type="checkbox"/> 港と市街地との連続性を確保する <input type="checkbox"/> 海を眺望できる視点場を確保する		伝統文化に学ぶ	<input type="checkbox"/> 祭事が行われる場所を大切にする <input type="checkbox"/> 集落間のつながりを考慮する
② 市 街 地	眺めの良い場所をつくる	<input type="checkbox"/> 高台の展望スポットを作る <input type="checkbox"/> 海まで見通せる街並みを計画する	④ 高 台 の 新 住 宅 地	地域性を見出す	<input type="checkbox"/> 海が見える場所を設ける <input type="checkbox"/> 高台の緑豊かな環境にあわせた植栽を行う
	コンパクトな市街地形成	<input type="checkbox"/> 海岸部の埋め立てや市街地の拡大が起こる以前のまちの姿を参考にする		めりはりをつけ	<input type="checkbox"/> 街路に曲線を用いたり緑道の設置などにより街区構成に“めりはり”を持たせる
	まちの骨格を継承する	<input type="checkbox"/> かつての目抜き通りを大切にする <input type="checkbox"/> 江戸時代からの街道を大切にする		日常的に親しまれる施設をつくる	<input type="checkbox"/> 施設を作る際には、安全と日常の快適性を両立させて、景観への配慮も行う
	中心市街地を再生する	<input type="checkbox"/> 駅前広場や横丁などの人が集まる空間を確保する <input type="checkbox"/> 水辺や街路樹を設ける <input type="checkbox"/> 電柱類の地中化又は裏配線などを検討する			

表 ふるさと景観再生の手引きの地域区分ごとの景観配慮事項

出典：景観と暮らしのデザインガイド 岩手県沿岸地域の復興に向けた景観形成の考え方

■問合せ先：岩手県 県土整備部 都市計画課（電話番号 019-629-5892）

■関連HP：<http://www.pref.iwate.jp/toshigesui/machizukuri/23155/027245.html>

## 東日本大震災における取組事例

事例番号⑬：住民参加による土地利用の検討  
(宮城県岩沼市)

- ・玉浦西地区は、津波被害を受けた沿岸部の6地区からの集団移転のため、防災集団移転促進事業により新たに整備される地区である。
- ・整備にあたり、移転する市民、移転先周辺の市民、学識経験者、アドバイザーによる委員会を設置し、アンケート調査やワークショップによりまちづくり方針や土地利用計画、施設の配置方針、まちづくりのルール（地区計画）等を作成した。
- ・この検討を踏まえ、地域の原風景の再生を目的に、当該地域の文化的景観でもある防風林「居久根（いぐね）」を設けることとした。この財源の確保にあたり、（公財）都市緑化機構・（一財）第一生命財団による「緑のデザイン賞」による助成に応募。国土交通大臣賞を受賞し、緑化に関する財源を得た。



市民による土地利用計画の検討 検討結果を反映した玉浦西地区イメージ図  
(岩沼市資料「玉浦西のあゆみ～想いは未来へ～」より引用)

■活用した事業、財源等：防災集団移転促進事業

緑のデザイン賞（現：緑の環境プラン大賞）

■問合せ先：宮城県 岩沼市 復興・都市整備課（電話番号 0223-22-1111）

■関連HP：<https://www.city.iwanuma.miyagi.jp/bosai/fukko/seibi/documents/tamauranisi.pdf>

## 取組事例

## 事例番号⑭：復興イメージトレーニング（徳島県）

- ・徳島県は、被災後の市街地復興計画の策定に向けた訓練を実施することにより、復興まちづくりの課題を抽出するとともに、職員のスキルアップを図っている。
- ・本トレーニングでは、復興シナリオを都市計画と被災者個人の生活再建の双方の観点から議論・比較し、実現可能性や課題を検討している。

### ■トレーニングの流れ

#### 【第1部】市街地復興シナリオの検討

- ・市街地の被災状況を設定し、計画を策定する行政の視点でシナリオを作成



トレーニングの様子

#### 【第2部】生活再建シナリオの検討

- ・世帯属性、各世帯の被災状況等を設定し、被災住民になりきって、生活を再建するシナリオを作成



検討結果の一例

#### 【第3部】生活再建シナリオを踏まえた市街地復興シナリオの検討

- ・2つのシナリオを比較し、実現可能性や課題を検討

※徳島県提供資料

### ■活用した事業、財源等：なし（徳島県小松島市をモデル地区とし国土交通省と連携して実施）

### ■問合せ先：徳島県 県土整備部 都市計画課（088-621-2565）

## 取組事例

### 事例番号⑯：事前復興まちづくりに関する住民意向調査 (徳島県美波町)

- ・美波町では、町内全世帯を対象に、地震発生から復興までの対応に関する意向調査を実施。
- ・1次避難、2次避難、長期避難生活、再建の各段階で、避難所や応急仮設住宅、被災後の住宅再建を希望する場所に関する意向に加え、被災前の高台への移転希望について把握を行っている。
- ・避難所や応急仮設住宅用地等が不足することが明確な中で、今後、意向調査の結果を踏まえ、地区別の住民懇談会を実施し、各段階での対策を住民とともに検討することとしている。

■問合せ先：徳島県美波町 消防防災課 (0884-77-3619)

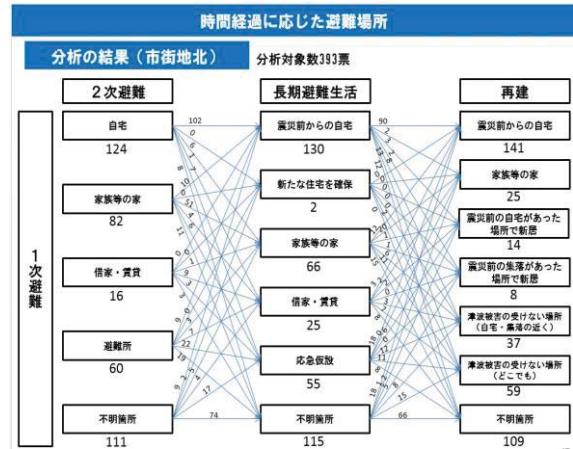


図 2次避難、長期避難生活、再建における生活場所の希望の状況

※美波町提供資料

## 取組事例

事例番号⑯：まちづくり方針における復興準備の位置づけ  
(愛知県名古屋市)

- ・名古屋市は、より一層安全で震災に強い市街地の形成に向け、地震・火災対策の充実を図るとともに、新たに津波等を考慮した震災に強いまちづくりを推進することを目的に、「震災に強いまちづくり方針」を策定(平成27年1月)。
- ・方針のひとつに「速やかに回復できる都市づくり」を掲げ、応急救助空間や広域防災拠点の確保などと併せて、「復興準備の仕組みづくり」の取組を位置づけており、復興イメージトレーニングの実施とこれを踏まえた市街地復興計画マニュアルの検証を行うこととしている。

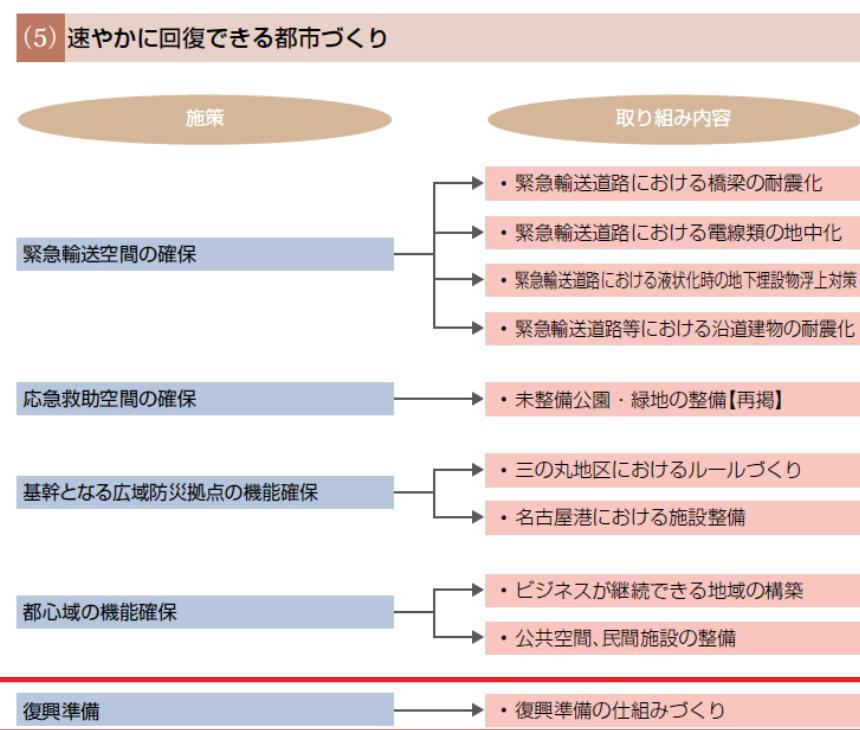


図 「震災に強いまちづくり方針」における復興準備の位置づけ

※参照：震災に強いまちづくり方針（名古屋市 平成27年1月）

■活用した事業、財源等：—

■問合せ先：名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課都市計画係

(052-972-2712)

■関連 HP <http://www.city.nagoya.jp/shisei/category/53-10-9-21-0-0-0-0-0.html>

## 取組事例

事例番号⑯：東日本大震災前からの土地区画整理事業による  
高台団地の整備  
(高知県土佐清水市)

- ・高知県土佐清水市では、平成2年度から平成29年度にかけて、「清水第三区画整理事業」として市街地北側の高台の整備を進めている。
- ・東日本大震災前からの事業であるが、南海トラフ地震により、市街地の大部分が浸水想定区域に含まれることから、新たな高台移転地として「防災・安全まちづくり」の実現をめざした取組として進められている。  
(面積：36.5ha、総事業費：79.0億円)



図 計画地の概要

参照：土佐清水市提供資料（2015年時点撮影）

- 活用した事業、財源等：土地区画整理事業
- 問合せ先 土佐清水市役所まちづくり対策課内 清水第三土地区画整理組合  
(0880-82-1255)
- 関連 HP <https://www.city.tosashimizu.kochi.jp/kurashi/section/machidukuri/006.html>

## 取組事例

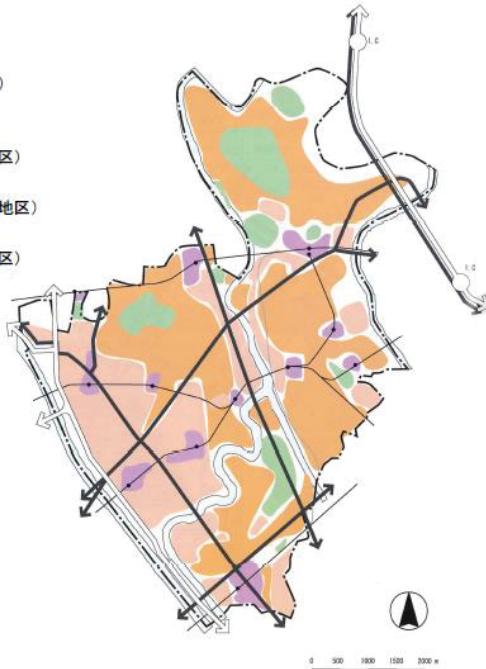
事例番号⑯：都市計画マスタープランにおける復興まちづくりの位置づけ  
(東京都葛飾区)

- 葛飾区では、葛飾区都市計画マスタープラン（平成23年7月）において、まちづくりの基本方針に「震災復興まちづくりの方針」を付加し、事前の復興計画の策定の方針等を示している。

### □葛飾区都市計画マスタープラン 平成23年7月「震災復興まちづくりの方針」

#### 凡 例

- 基盤整備型修復地区  
(面的な市街地整備により復興を検討する地区)
- 修復・改善型復興地区  
(既存の道路等の都市基盤を生かした  
市街地の改善・修復により復興を検討する地区)
- 誘導・個別再建型復興地区  
(まちづくりのルールのもとで復興を検討する地区)
- 拠点整備型復興地区  
(都市機能の集積拠点として復興を検討する地区)



3 300 1000 1500 3000 m



### 震災復興まちづくりの目標イメージ

出典：葛飾区都市計画マスタープラン（平成23年7月、葛飾区）

■出典：葛飾区都市計画マスタープラン

■問合せ先：東京都葛飾区

■関連HP：<http://www.city.katsushika.lg.jp/information/1000084/1006017/1006171.html>

## 取組事例

### 事例番号⑯：復興まちづくりイメージ

(和歌山県)

- ・和歌山県では、南海トラフ地震等の大規模災害への事前の備えとして、市町村において復興計画の事前検討を進めていくための指針となる「復興計画事前策定の手引き」を策定している。同手引きでは、「なだらかな平地が広がる地域」や「山地が迫り平地が狭小な地域」などの復興まちづくりのイメージが示されている。

- 海岸堤防を整備した上で、駅周辺などの中心部は盛土により浸水を抑制し現地再建
- 盛土部より海側は原則非可住地として、公園や産業ゾーンを検討
- 非可住地となった従前居住地の移転先として、高台の運動公園や新たな造成地に住宅地を検討
- 海岸沿いの景勝地は、展望や親水の場として、公園を検討
- 応急仮設住宅・仮設店舗用地の候補地として、新たに整備される高速道路IC付近を検討
- がれき集積用地の候補地として、新たに公園・緑地となる海岸沿いの用地を検討



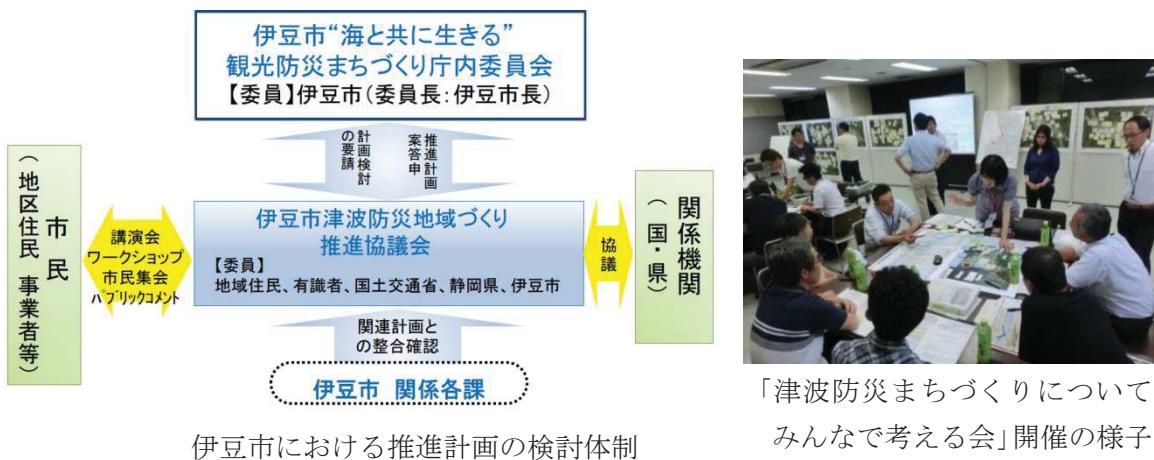
<山地が迫り平地が狭小な地域の事例>

- 出典：「復興計画事前策定の手引き」(和歌山県、平成30年2月)
- 問合せ先：和歌山県 総務部 危機管理局 防災企画課
- 関連HP：<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011400/hukkoukeikakujizensakutei.html>

## 取組事例

事例番号②：津波防災地域づくり推進計画～環境・観光・防災のバランスのとれたまちづくりに向けて（静岡県伊豆市）

- ・伊豆市土肥地域は、自然環境や観光資源に恵まれているものの、人口減少や少子高齢化が著しい状況にある。
- ・このため、地域の活性化を見据え、防災と観光を相対するものとして捉えず、「環境・観光・防災」のバランスがとれた推進計画の策定を進めている。
- ・策定にあたっては、法定協議会を設置するほか、市民ワークショップやパネル展示型説明会等を実施し、地域住民等と緊密な意見交換を実施。
- ・合わせて、津波防災地域づくり法に基づく「津波災害特別警戒区域」の指定についても検討。正しい情報発信を積極的に進めるべく、区域の愛称などの検討や、地元の観光協会と連携した観光客の避難訓練などを実施。観光と防災が両立するまちづくりを進めている。



※伊豆市 HP 参照

■活用した事業、財源等：—

■問合せ先 静岡県 伊豆市 総務部 防災安全課 消防・防災スタッフ

(0558-72-9867)

■関連 HP：「現在、策定中 伊豆市”海と共に生きる”観光防災まちづくり推進計画」 <http://www.city.izu.shizuoka.jp/form1.php?pid=6554>

## 【「共通・その他」にかかる取組事例】

### ○庁舎・病院等の公共施設の移転や建替え等の対策

取組事例	津波浸水想定区域内に位置する庁舎の高台移転 (高知県黒潮町)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・南海トラフの巨大地震及び巨大地震に伴う津波等の災害に対する防災対策・復旧復興拠点として町民の安全・安心を確保するため、平成30年1月に高台への庁舎の移転を行っている。</li> <li>・従来の黒潮町役場本庁舎は津波浸水想定区域にあり、高台への移転によって速やかな災害対策本部の設置等が可能となる。</li> </ul>	<p>庁舎の高台移転のイメージ (色で表示した部分は浸水想定区域である。)</p> <p>※黒潮町提供資料</p>

■問合せ先：高知県 黒潮町 情報防災課（0880-43-2111）

取組事例	市役所の建替え (高知県高知市)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高知市役所は、耐震性が確保されておらず、老朽化やバリアフリー化の対応も必要となっていたことから、防災・安全交付金を活用し、耐震性のある新庁舎への建替えが実施されている。</li> </ul>	<p>新庁舎のイメージ</p> <p>※高知市提供資料</p>

■活用した事業：防災・安全交付金 住宅・建築物安全ストック形成事業

■問合せ先：高知県高知市 総務部 新庁舎建設事務所（088-823-9065）

■関連 HP：<http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/165/kensetsukoji-hp.html>

**取組事例****公共施設の高台整備**

(三重県大紀町)

- ・三重県大紀町錦地区では、南海トラフ巨大地震により最大津波高 16mの津波が予測されている。
- ・大紀町役場錦支所は、海拔約 31mの高台に整備されており、地震・津波に備えている。また、発電機や燃料の確保なども進めている。



高台に移転した錦支所

右側写真：中土佐町の議会だより (H28.8.12) <http://www.town.nakatosa.lg.jp/download/?t=KHN&id=147&fid=1700>

**■問合せ先：三重県大紀町 錦支所 防災安全課 (0598-73-3318)****取組事例****津波浸水対策を講じた病院の整備**

(愛媛県八幡浜市)

- ・八幡浜市立病院については、L 1 クラスの津波浸水深より高い場所に位置するものの、L 2 クラスの津波では最大で約 3.3m の浸水が想定される。
- ・発生頻度は低いが甚大な被害をもたらすL 2 クラスの津波に対しては、病院機能の被害を最小化し、最低限の機能を継続することを主眼とする「減災」の考え方のもと、想定最高津波水位を超える 2 階以上に病院の重要機能を配置し、災害時の医療機能の維持と利用者の安全の確保を図っている。

## &lt;主な対策の内容&gt;

- 建物の免震・耐震構造化
- 2階以上に病院の重要機能  
(透析、手術等) を配置
- 非常用発電機や飲料・医療用水等の屋上への配置
- 屋上ヘリポートの整備 等



\* 2013年6月愛媛県地震被害想定調査結果（第一次報告）において、八幡浜市の最高津波水位はT.P9.0mと想定されています。

※八幡浜市提供資料

**■活用した事業：愛媛県医療施設耐震化整備事業費補助金、病院事業債、過疎対策事業債****■問合せ先：愛媛県市立八幡浜総合病院事務局 (0894-22-3211)****■関連 HP : <http://yawatahama-cgh.jp/>**

**取組事例****公共施設等の高台移転**

(和歌山県串本町)

- ・和歌山県串本町では、長年かけて作られてきた市街地を短期的に移転させるのは困難かつ非現実的であることから、長期的に安全な市街地形成を目指して、段階的な公共施設等の高台移転を進めている。
- ・これまで、町の公共施設（くしもと町立病院、串本町消防防災センター、学校給食センター）、国・県の施設（串本海上保安署、東牟婁振興局串本建設部）、民間施設（保育所や福祉総合センター）の高台移転等が進められている。



左：高台への串本町立病院の整備、右：高台への消防防災センターの整備

※串本町津波防災地域づくり推進計画参照

**■高台移転の取組状況**

時期		名称	活用した補助金等
H23.11	町	くしもと町立病院	地域医療再生事業補助金、ほか過疎対策事業債を充当
H24.12	町	串本町消防防災センター	合併特例債
H26.3	民	上野山保育所	安心こども基金・保育所緊急整備事業、ほか町補助金（過疎債を充当）
H26	県	串本警察署代替指揮所	
H28.1	町	串本学校給食センター	学校給食費交付金（ほか起債を充当）
H28.2	民	串本町福祉総合センター	町補助金（起債を充当）
H28.7	国	串本海上保安署	
H28.10	県	東牟婁振興局串本建設部	
計画中	町	統合小学校	
計画中	町	認定こども園	
計画中	町	庁舎	住宅・建築物安全ストック形成事業、合併特例債を充当

**■問合せ先：和歌山県串本町 総務課 (0735-62-0555)****■関連 HP : <http://www.town.kushimoto.wakayama.jp/>****串本町津波防災地域づくり推進計画**[http://www.town.kushimoto.wakayama.jp/contents-data/bousai\\_syobo/tsunami\\_bousai.pdf](http://www.town.kushimoto.wakayama.jp/contents-data/bousai_syobo/tsunami_bousai.pdf)国土交通省公表資料 <http://www.mlit.go.jp/common/001092684.pdf>

## ○住宅提供や職員派遣の協定の例

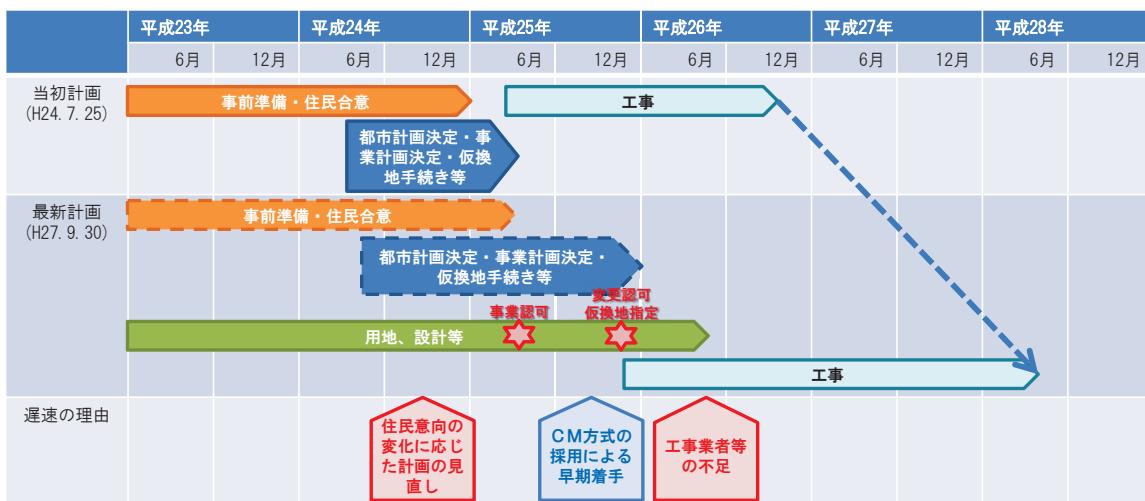
取組事例	事例番号②①：(独) 都市再生機構（中部支社）との協定 (三重県四日市市)
	<ul style="list-style-type: none"><li>・三重県四日市市では、(独) 都市再生機構中部支社と「災害時における協力に関する協定（賃貸住宅の提供及び応急仮設住宅建設の技術協力等）」を締結している。</li><li>・この協定により、四日市市内で大規模な災害が発生した場合等において、応急対策、復旧事業及び復興事業を円滑に進めるため、機構が所有する賃貸住宅の提供や応急仮設住宅の設計、監理及び検査等業務への機構職員の派遣を行うこととしている。</li></ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p>1 協定の目的 四日市市内で大規模な災害が発生した場合等において、UR都市機構が、四日市市からの要請に基づき、応急対策、復旧事業及び復興事業の円滑な実施に協力するため、あらかじめ必要な事項を定めることとした。</p><p>2 協定の主な内容 (1) UR賃貸住宅の提供 (2) 次の業務に関する機構職員の派遣 　イ) 応急仮設住宅の設計、監理及び検査等の業務 　ロ) 仮設住宅等の暫定入居に係る入居関係事務</p><p>3 協定締結日 平成25年3月28日（木）</p></div> <p>■問合せ先 三重県 四日市市 危機管理監 危機管理室（059-354-8119） ■関連 HP 災害時応援協定の締結について（平成25年3月26日 記者会見資料） <a href="http://www5.city.yokkaichi.mie.jp/menu79111.html">http://www5.city.yokkaichi.mie.jp/menu79111.html</a> 四日市市が締結する応援協定・覚書き一覧表 <a href="http://bousai2.city.yokkaichi.mie.jp/home/06_banner/01_bousai_si_ryosyu/pdf/04_shiryou/1-15.pdf">http://bousai2.city.yokkaichi.mie.jp/home/06_banner/01_bousai_si_ryosyu/pdf/04_shiryou/1-15.pdf</a></p>

## ○円滑な事業実施に向けた取組の例

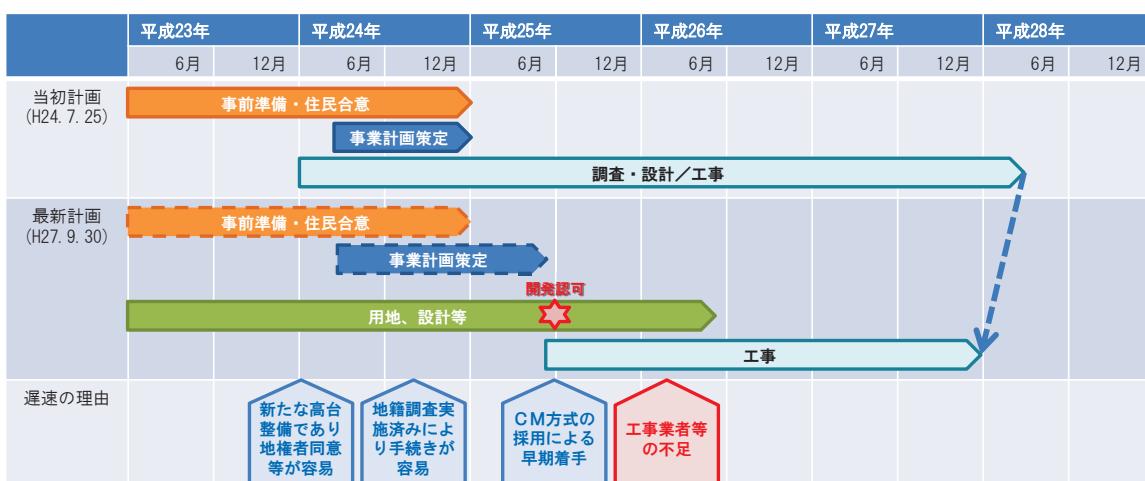
### 東日本大震災における取組事例 参考：事業期間の短縮・遅延の例

- ・東日本大震災からの復興では、住民の意向への対応や、発注方式の工夫等により、事業期間が遅延した例、短縮した例があった。

#### ■ 事業期間が遅延した例



#### ■ 事業期間が短縮した例



※遅延の理由欄のうち、青字は期間が短縮した理由、赤字は期間が遅延した理由

※なお、上記の図は、東日本大震災の復興状況に関し、当検討会が岩手県・宮城県内の8市町の建設・危機管理・復興部局へのヒアリング調査を踏まえて整理したものである。

※工程計画は、社会資本の復旧・復興ロードマップ（岩手県公表資料）を参照

■関連 HP : <http://www.pref.iwate.jp/anzen/machizukuri/18200/index.html>

## 2. その他の取組事例

### (1) 防災・減災に向けた施設整備等の状況

#### 【単独の施設整備による災害リスク低減】

##### ○津波避難タワー

取組事例	津波避難タワーの整備	(高知県中土佐町)
<ul style="list-style-type: none"><li>・中土佐町は、津波浸水が予測され、人口や行政機能等が集積している久礼地区における避難困難地域の解消に向け、2基の津波避難タワーを整備。</li><li>・移動が困難な避難者の支援を行うため、タワー内に避難用ゴンドラを設置するほか、住宅地からスロープによるアクセスが可能となっている。</li><li>・内装に木材を使用するなど景観に配慮するとともに、常時開放し住民の憩いの場として活用されるなど、日常に親しめるよう配慮されている。グッドデザイン賞 2016 受賞。</li></ul>		<p>第1号津波避難タワー</p>

※中土佐町提供資料

##### ■活用した事業、財源等：

緊急防災・減災事業債、高知県津波避難対策等加速化臨時交付金

■問合せ先：高知県 中土佐町 総務課 危機管理室 (0889-52-2211)

■関連 HP : <https://www.town.nakatosa.lg.jp/bosai/>

※なお、緊急防災・減災事業債は、地方公共団体が引き続き喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいくよう、平成29年度から平成32年度までの間、継続することとされた。

※津波避難タワーの事例については、平成29年に四国防災共同教育センターが公表している「地域を知る防災 南海トラフ地震津波対策 四国の津波避難タワー等現地調査報告書(現地探訪用)」に四国地域の事例が多数掲載されている。

(<http://www.kagawa-u.ac.jp/dpec/bousaifood.html>)

**取組事例****歩道橋型津波避難タワー**

(静岡県吉田町)

- ・静岡県吉田町では、全国で初めてとなる道路上の津波避難タワーを整備した。
- ・横断歩道橋と津波避難施設を兼ねた鉄骨造の兼用工作物。液状化対策として地中約30~40mの杭を打ち込んでいる。
- ・道路の上空に津波避難施設を整備したのは、用地買収に必要な時間や費用を抑え、工期短縮による早期建設を図るためである。
- ・なお、平成25年4月1日の道路法施行令の一部改正により、津波避難施設を道路区域内に占用物件として整備することが可能となっている。



歩道橋型津波避難タワー

※静岡県HP参照

**■活用した事業、財源等：都市防災総合推進事業（国）****■問合せ先：静岡県 吉田町 防災課（0548-33-1111）****■関連HP：静岡県HP <http://www.nf.pref.shizuoka.jp/blog/author/yosida/>****○避難路****取組事例****自主防災組織による避難路整備**

(高知県土佐清水市)

- ・高知県土佐清水市中浜地区では、自主防災組織が避難路を整備し、メンテナンスも行うことで防災意識の持続を図っている。
- ・避難路は21本、総延長は約1.6kmに及び、集落を囲むように整備されている。
- ・また、各避難場所までの道のりを示した標識を約40箇所に設置しているが、全て手づくりとなっている。
- ・市では、「土佐清水市自主防災組織育成強化事業費補助金交付要綱」を定め、避難路・避難場所の簡易な整備に要する費用（資機材、機材のリース代等）の支援を行っている。



津波避難路を整備する住民

※高知県提供資料

**■活用した事業、財源等：高知県地域防災対策総合補助金****■問合せ先：高知県 土佐清水市 危機管理課（0880-87-9077）****■関連HP：<https://www.city.tosashimizu.kochi.jp/kurashi/section/kikikanri/012.html>**

## ○命山

取組事例	命山の整備	(徳島県小松島市)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小松島市では、南海トラフ巨大地震の津波から住民の命を守るために、西日本で初めての独立盛土形式の津波避難施設（＝命山）の整備を行った。</li> <li>・スロープや手すり、街路灯を備え、頂上広場（約 460 m<sup>2</sup>）に約 920 人を収容できる。</li> <li>・津波避難施設の管理に関しては、「小松島市津波避難施設の設置及び管理に関する条例」を定め、日常的な清掃等の管理は地域住民等の協力を得ることとしている。また、平常時ににおいて、地域住民の防災訓練その他の防災に関する行事又は地域活性化に資する行事等に利用することとしている。</li> </ul> <p>■活用した事業、財源等：都市防災総合推進事業（国）、進化する「とくしまゼロ作戦」緊急対策事業費補助金</p> <p>■問合せ先：徳島県 小松島市 危機管理課（0885-32-2227）</p> <p>■関連HP：<a href="http://www2.city.komatsushima.tokushima.jp/reiki/reiki_honbun/s200RG00000716.html">http://www2.city.komatsushima.tokushima.jp/reiki/reiki_honbun/s200RG00000716.html</a></p>		小松島ニュータウン地区津波避難施設 <small>※徳島県提供資料</small>

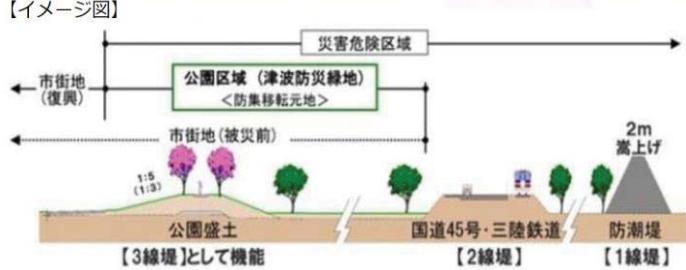
## ○津波避難ビル

取組事例	津波避難ビルの指定	(愛媛県八幡浜市)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・八幡浜市では、津波から身を守るために、直ちに「高い場所」に避難することが原則であるものの、避難行動要支援者を含む地域住民等が安全かつ迅速に避難するために津波避難ビルの指定を進めている。</li> <li>・津波避難ビルの指定にあたっては、堅固な中高層建築物等として、23 施設（八幡浜市街地 17 施設、保内町 5 施設、大島 1 施設）を指定（平成 28 年 12 月末現在）し、HP 等で情報発信を行っている。</li> </ul> <p>■活用した事業、財源等：－</p> <p>■問合せ先：愛媛県八幡浜市 総務企画部 総務課（0894-22-3111）</p> <p>■関連HP：<a href="http://www.city.yawatahama.ehime.jp/docs/2014080500174/">http://www.city.yawatahama.ehime.jp/docs/2014080500174/</a></p>		津波避難ビルの HP での情報発信 <small>※八幡浜市HP参照</small>

## ○防災公園

取組事例	防災公園の整備	(徳島県阿南市)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・阿南市橋地区に、災害時に避難所として活用できる阿南市橋地区防災公園が整備された。</li> <li>・四国で初となる特定利用斜面保全事業として、徳島県が実施する急傾斜地崩壊対策工事と合わせて、市が災害時の一時避難場所となる防災公園整備工事を一体的に実施した。</li> <li>・公園には、避難備蓄倉庫や芝生広場、災害時にかまどとして利用できるベンチ等を整備している。</li> </ul> <p>■活用した事業、財源等：特定利用斜面保全事業、都市防災総合推進事業（国）      ■問合せ先：徳島県阿南市 建設部 公園緑地課（0884-22-9293）      ■関連HP：徳島県HP <a href="http://www.pref.tokushima.jp/docs/2015120400133/">http://www.pref.tokushima.jp/docs/2015120400133/</a></p>		 <p>橋地区防災公園 ※徳島県HP参照</p>

## ○津波防災緑地

取組事例	津波防災緑地の整備	(岩手県野田村)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災で津波被害を受けた岩手県野田村では、津波浸水地で住宅などが建築できない災害危険区域において、津波の減衰機能を有し、平常時は村民らの憩いの場としても活用できる約 19ha の「津波防災緑地（十府ヶ浦公園）」を復興事業により整備した。同村の災害危険区域では、防潮堤（海拔 14m）、国道 45 号と三陸鉄道の鉄路（同 7.6m）、公園内の盛り土（同 8~12m）の「三つの堤防」により、津波の勢いを減衰する効果を図っている。</li> <li>・計画設計段階では、「地域に愛され、日々の暮らしの中で、人々が訪れる公園づくり」を目標とし、同公園の整備に向けたワークショップでは、老若男女から幅広い参加を募り、様々な意見を反映し、平成 29 年 8 月に全面開園した。</li> <li>・同公園は、地元の町内会や企業など 14 団体が公園の維持管理（施設点検、トイレ掃除、草刈り、花壇整備など）に協力することで、行政の維持管理コストを抑えている。このような官民協働で維持管理する持続可能な仕組みが評価され、平成 30 年 5 月に、「第 2 回インフラメテナス大賞（優秀賞）」を受賞している。</li> </ul> <p>【イメージ図】</p>  <p>■活用した事業：復興交付金      ■問合せ先：岩手県 野田村 復興むらづくり課      ■関連HP：<a href="http://www.vill.noda.iwate.jp/machinamisaiseihann/320.html">http://www.vill.noda.iwate.jp/machinamisaiseihann/320.html</a></p>		 <p>十府ヶ浦公園全景</p>

## ○津波シェルター

### 取組事例

### 津波シェルターの整備

(高知県室戸市)

- ・室戸市都呂（つろ）地区では、全国初の崖地用津波シェルターの建設が行われた。  
(シェルターを選択した理由)
- ・津波の到達時間が 16 分と短く、短時間での避難が必要（タワーでは垂直避難に時間を要し、避難困難範囲が生じる）
- ・高齢化が進んでおり、体力的な負担の少ない避難施設が必要  
(津波シェルターの特徴)
- ・崖に縦横の穴を掘ったもので、自力で高台に上るのが困難な高齢者でも避難しやすいといった特徴を有している。
- ・横穴（高さ 3.5m、幅 3m、奥行き 33m）と縦穴（直径 2.5m、高さ 23.9m）を組み合わせた L 字型の形式であり、71 人収容できる。

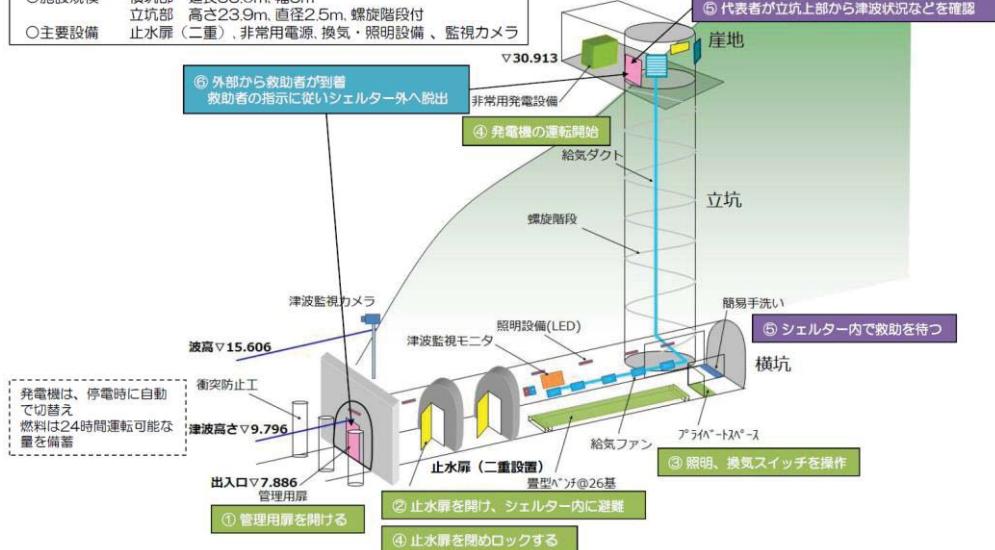


崖地用津波避難施設

※高知県提供資料

#### ■ 避難時の運用

○型式	崖地用（平地が少なく、背後の山を有効利用）
○収容人員	71人
○工事費	296百万円（総事業費：353百万）
○施設規模	横坑部 延長33.0m、幅3m 立坑部 高さ23.9m、直径2.5m、螺旋階段付
○主要設備	止水扉（二重）、非常用電源、換気・照明設備、監視カメラ



#### ■活用した事業、財源等：県単独事業

■問合せ先：高知県 室戸市 防災対策課 (0887-22-5132)

■関連 HP : <http://www.city.muroto.kochi.jp/hopweb/joho/html/index.htm>

## 【まちづくりの観点からの災害リスク低減】

### ○まちづくりの事例

#### 東日本大震災における取組事例

明治の災害の教訓を踏まえたまちづくり  
(岩手県大船渡市)

- ・岩手県大船渡市吉浜地区は、明治三陸津波において壊滅的な被害を受けたことから、低地の平野部の市街地を高台に移転し、跡地は農地として活用するよう土地利用を見直した経緯を有する地区である。
- ・東日本大震災の津波災害の発生時、同地区における移転先の高台市街地については壊滅的な被害を免れている。
- ・現在は、かつての津波災害の教訓とこれを踏まえたまちづくりの一つの姿について、現地に建立された碑やホームページ等により情報発信されている。



左：吉浜津波記憶石「奇跡の集落」　右：吉浜集落の被災状況

※高知大学 原教授提供写真

■関連 HP : <http://tsunami-ishi.jp/ofunato-yosihama/>

## 東日本大震災における取組事例

学校の復興とまちづくりの連携(部局間の連携による復興支援)

- ・東日本大震災により被災した学校施設の復興とまちづくりの連携を推進し、学校の安全・安心な立地、学校と地域との関わりの深化を図るとともに、環境への配慮及び防災対策等を推進するため、文部科学省と農林水産省、国土交通省が連携し、被災自治体の取組に対する総合的な支援が行われている。

### ○安心・安全な立地の確保

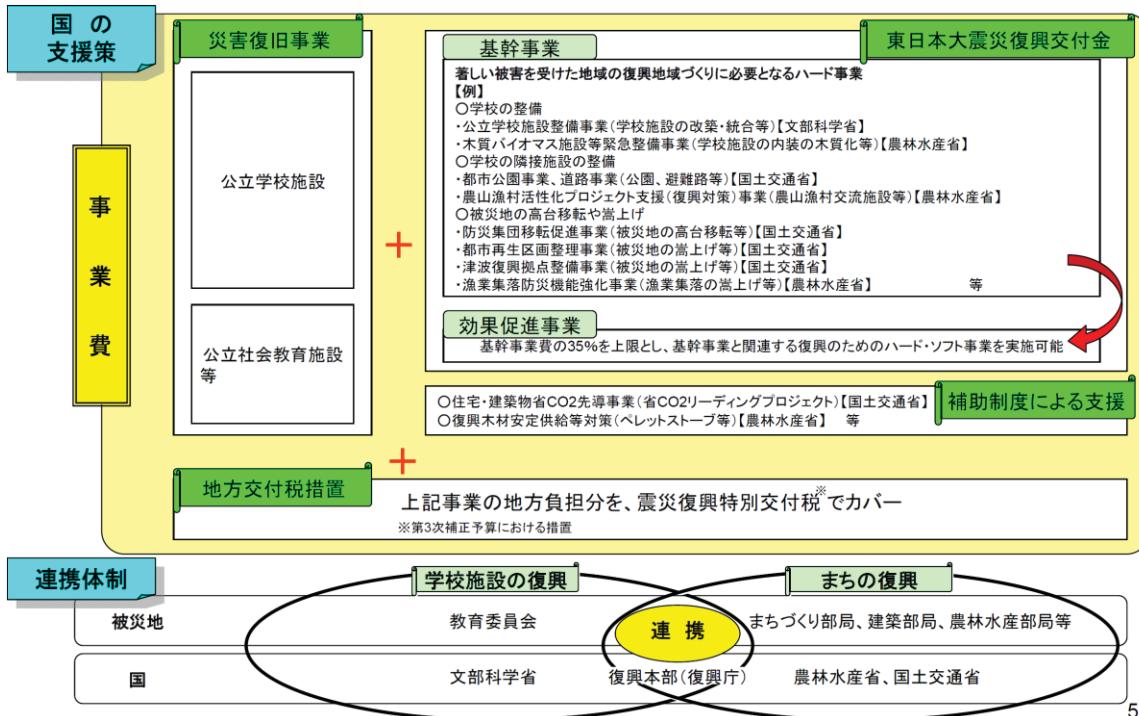
被災地の復興に関する検討と連動させながら、学校の安全・安心な立地を確保するため、3省が連携し総合的に支援。

### ○地域コミュニティの拠点形成

学校施設と公益的施設とが相互に連携・機能補完することにより、学校における地域コミュニティの拠点機能を強化するため、3省が連携し、学校施設と公益的施設との複合化を総合的に支援。

### ○防災機能・エコ対策の強化

学校施設の復興に当たって、災害時の拠点となる学校施設の防災機能の強化やエコ対策を図るため、3省が連携し、学校施設における防災施設・設備の整備や省エネ、ゼロ・エネルギー化、木質化等を総合的に支援。



■関連 HP :「学校の復興とまちづくり」文部科学省、農林水産省、国土交通省

<http://www.mlit.go.jp/common/000184789.pdf>

## 東日本大震災における取組事例

### 防災集団移転促進事業の移転元地の活用 (岩手県大船渡市他)

- ・防災集団移転促進事業を活用して市町村が買収した土地（移転元地）及びその周辺の区域は、災害危険区域に指定され、津波に対して脆弱な構造の住宅の建築が制限される。
- ・東日本大震災の被災市町村では、移転元地及びその周辺の区域を有効に活用し、以下のような復興まちづくり・地域づくりにつなげている。

#### ○漁業従事者のための資材置き場、干場、網置場等として整備（岩手県大船渡市）

##### 【概要】

- ・防災集団移転促進事業で高台に移転した移転元地等において、漁業集落防災機能強化事業を活用し、漁業者そのための養殖資材置き場や干場、網置場等を整備



##### 【背景】

- ・地区の要望、事業の必要性、実現方策、行政と住民の役割分担などについて、市で素案を作成し、地区代表者と協議。
- ・防集事業で買い取った公有地が点在していることから、民有地との交換等を行い、漁港隣接地に公有地を集約。集約した土地に漁協等が共同利用の漁具倉庫、作業小屋、駐車場等を整備。

#### ○企業用地および都市公園として整備（宮城県東松島市）

##### 【概要】

- ・市が事業主体として、移転元地等を企業用地として整備（約 40ha）し、物流業等の利用を計画。土地区画整理事業を活用し、大区画の企業用地を整備予定。
- ・企業用地の整備に合わせ、隣接地に、地域住民の憩いの場としての緑地（約 7.2ha）と、津波避難のための防災公園（約 4ha）を、復興交付金の基幹事業である都市公園事業及び効果促進事業を活用して整備（宮城県事業）。



##### 【背景】

- ・石巻港に隣接し、企業用地のポテンシャルが高い。企業や県へのヒアリングにより、用地があれば進出したいという企業を多数把握。
- ・被災前は、海浜部に矢本海浜緑地があったが、陸側への避難が長大となるため、適正な面積に減少した上で緑地を再整備し、地域住民のレクリエーション活動を被災前と同様に確保。併せて、緑地利用者と企業従業員のために、津波発生時の一時避難地として防災公園（築山）を整備。

#### ■関連 HP：復興庁 防災集団移転促進事業の移転元地等を利活用する場合の支援施策パッケージ

<http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-15/index.html>

## 東日本大震災における取組事例

高速 IC や鉄道駅の配置を踏まえた移転の検討  
(宮城県石巻市)

- ・宮城県石巻市の新蛇田地区では、L2 津波による浸水が想定される地区の移転先として、高速 IC ・鉄道駅付近に新しい市街地を形成している。



18



■出典：「復興計画事前策定の手引き」（和歌山県、平成 30 年 2 月）

## 東日本大震災における取組事例

コミュニティ形成に配慮した公営住宅の供給  
(岩手県大槌町)

- ・ 岩手県大槌町では、大ヶ口地区における東日本大震災からの復興に向けた公営住宅の整備において、コミュニティを育むため、地区内を横断する東西方向の通路の整備や、既存の市街地との接点に集会所・コミュニティ広場の設置などを盛り込んだ配置計画を作成した上で公営住宅を整備している。



(配置計画)

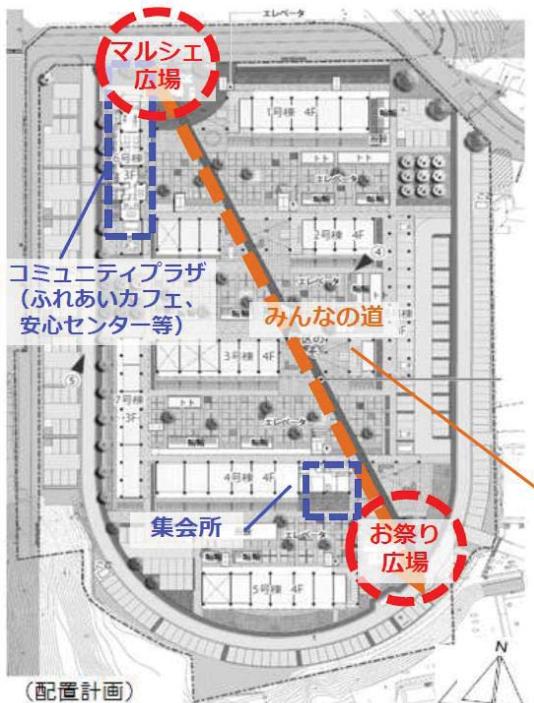


■参考：(独)都市再生機構提供資料

## 東日本大震災における取組事例

入居者間のコミュニティを育む工夫を盛り込んだ災害公営住宅の整備  
(宮城県女川町)

- ・宮城県女川町では、災害公営住宅の整備にあたり、
  - 地域コミュニティの拠点となる『コミュニティプラザ』の併設
  - 『マルシェ広場』と『お祭り広場』をつなぐ『みんなの道』の整備
  - 広く取られた緑豊かな中庭をはじめ、エントランスなど至る所にベンチの設置など、入居者間のコミュニティを育むための様々な工夫を盛り込んでいる。

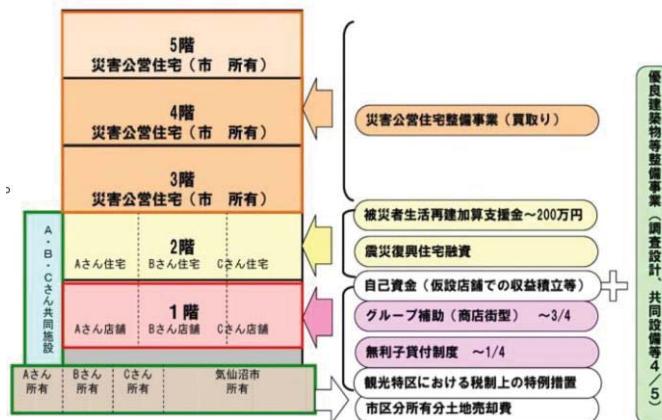


■参考：(独)都市再生機構提供資料

## 取組事例

### 店舗と災害公営住宅をセットにした商店街の復興 (宮城県気仙沼市)

- 津波の被害を受けた地域において商店街を再興するため、商店街利用者となる住民の住まいの確保と店舗の整備を一体的に実施。
- 複数の地権者及び事業参加者が、それぞれ所有する土地・建物を共同で利用して、商業店舗と住宅を複合した施設を建設（建替え）する。
- 官民連携の共同建て替えであり、以下のような効果・メリットを有している。



官民連携の共同建て替え事業イメージ

※参照：震災復興官民連携支援事業 事例集（国土交通省 総合政策局、平成 28 年 3 月）

市	・ 土地等の取得が難しい中心市街地への公営住宅の整備を早期に実現できる。
地域住民 (地権者)	・ 交付金および市による公営住宅買取資金により、自身の店舗再建のための負担を抑えることができる。

■参考：活用した事業、財源等：優良建築物等整備事業

■問合せ先：宮城県 気仙沼市

■関連 HP : <http://www.mlit.go.jp/common/001037736.pdf>

## 取組事例

## 国土強靭化地域計画の策定

(徳島県美波町)

- ・徳島県美波町では、徳島県内の市町村では最も早く、美波町国土強靭化地域計画の策定を行っている。
  - ・「美波町の“強み”を活かした強靭化におけるリーディングプロジェクト」の一つとして、「I 高台整備構想を主とする事前防災・減災対策」を位置付けている。

#### ■美波町の“強み”を活かした美波の強靭化におけるリーディングプロジェクト

本町がこれまでに取組んできた全国においても特徴的・先導的な防災・減災対策等は、これまでの、また、これから強靭な美波町をつくりあげるために重要な取組みである。そこで、以下の3つのプロジェクトを「美波の強靭化におけるリーディングプロジェクト（重点施策）」として位置付け、更なる推進を図るものとする。

### 【プロジェクトの一例】

## ■計画の推進と進捗管理

国、徳島県、町、事業者、自主防災組織による「防災体制」

計画の進捗管理  
と見直し

- ・計画の遂行管理と見直しを行うための体制を整備
- ・推進方針で設定した重要業績指標の目標値を用い

## 美波町国十強勵化地域計画概要版

※美波町提供資料

■問合せ先：徳島県美波町 消防防災課（0884-77-3619）

## (2) 避難訓練等のソフト施策の工夫

取組事例	防災マップの多言語化	(徳島県牟岐町)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・徳島県牟岐町では、津波避難マップの作成にあたり、英語版と中国語版のマップも作成し、外国人の円滑な避難の支援に努めている。</li> <li>・色弱者に配慮した色づかいや表現方法を採用した。           <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 色弱者でも比較的見やすい色を使用</li> <li>✓ 津波避難ビルには斜線を入れ避難場所と判別しやすくする 等</li> </ul> </li> </ul>		
		
<p>図 英語・中国語の津波避難マップ</p>		
<p>※牟岐町 HP 参照</p>		
<p>■活用した事業、財源等：都市防災総合推進事業、「とくしま－0（ゼロ）作戦」緊急対策事業</p> <p>■問合せ先：徳島県 牟岐町 総務課（0884-72-3411）</p> <p>■関連 HP : <a href="http://www.town.tokushima-mugi.lg.jp/docs/2012031400016/">http://www.town.tokushima-mugi.lg.jp/docs/2012031400016/</a></p>		

取組事例	バス等の一次避難場所としての活用に関する協定 (徳島県阿南市)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・バスを一時避難場所として活用する取組として、阿南市・阿南市津乃峰町自主防災会合同会議・津乃峰小学校PTA・海部観光の4者による「避難所等施設利用に関する協定」を結んでいる。</li> <li>・地区には避難場所となる防災公園があるが、児童や高齢者等の避難行動要支援者を優先的に、海部観光が所有する車庫施設及びバス車両へ避難誘導させることとしている。</li> </ul>	 <p>海部観光（一時避難場所）</p> <p>※阿南市提供資料</p>
<p>■問合せ先：徳島県阿南市 防災部 防災対策課 (0884-22-9191)</p>	

取組事例	地区防災計画の策定 (高知市下知地区)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高知市下知地区では、住民主導のもと、下知地区減災連絡会を発足させ、現在では2,100世帯をカバーする17の自主防災組織が加入し、防災セミナーや防災訓練、自主防災組織の組織化などを実施している。</li> <li>・復興が遅れれば、若い人達の流出を招き、地域全体が衰退する懸念から、事前復興計画を防災計画に織り込み、被災後すみやかに行動できるようにした。</li> <li>・なお、下知地区防災計画は、揺れ対策、津波対策、避難所対策、長期浸水対策等の個別計画を盛り込んだ総合計画として、3ヵ年で策定することとしている。</li> <li>・復興のイメージは、“子供たちが伸び伸びと遊べる、どこか懐かしいまち、下知”をコンセプトとしている。</li> </ul>	
<p>■活用した事業、財源等：内閣府モデル事業 (H27) 高知市地区防災計画策定支援事業 (H28、H29)</p>	
<p>■問合せ先：高知市地域防災推進課 (088-823-9040)</p>	
<p>■関連HP：(内閣府) <a href="http://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/">http://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/</a> (地区防災計画学会) <a href="https://gakkai.chiku-bousai.jp/">https://gakkai.chiku-bousai.jp/</a></p>	

取組事例	防災地域担当制の取組	(高知県中土佐町)
・高知県中土佐町では、住民とともに防災対策に取組むことを目的に、平成26年度から町職員の防災地域担当制を導入した。町内を21班に分け、地域担当職員をそれぞれ配置している。		
<b>【地域担当職員の役割】</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災情報の収集や提供、地域と行政との連絡調整</li> <li>・地域における防災課題の発掘</li> <li>・それぞれの地域にあった防災計画策定への支援</li> <li>・その他防災対策全般に関する支援</li> </ul>		
<p>■問合せ先：高知県 中土佐町 総務課 危機管理室（0889-52-2211）</p> <p>■関連HP：<a href="http://www.town.nakatosa.lg.jp/bosai/">http://www.town.nakatosa.lg.jp/bosai/</a></p>		

取組事例	シェイクアウトえひめ（県民総ぐるみ地震防災訓練）（愛媛県）
・愛媛県では、県民や事業者の地震発生時の安全確保行動の確認や防災意識の向上を目的に、えひめ防災週間（12月17日～23日）にあわせて、地震発生時の安全確保行動の確認や防災意識の向上を図るために、「シェイクアウトえひめ（県民総ぐるみ地震防災訓練）」を実施している。	
・この訓練は、その場で、「(1) まず低く=DROP！」→「(2) 頭を守り=COVER！」→「(3) 動かない=HOLD ON！」の安全確保行動を約1分間行うもので、誰でも、どこでも参加することができる。	
	
<p>※愛媛県HP参照</p> <p>・参加登録者数は322,418人（平成28年12月18日17時最終、平成27年度は301,991人）となっている。</p>	
<p>■活用した事業、財源等：自助・共助防災対策実践促進事業（県事業）</p> <p>■問合せ先：愛媛県 県民環境部 防災局 防災危機管理課（089-912-2335）</p> <p>■関連HP：<a href="https://www.pref.ehime.jp/bosai/shakeout28/kunren.html">https://www.pref.ehime.jp/bosai/shakeout28/kunren.html</a></p>	

**取組事例****避難所運営リーダー育成研修**

(愛媛県)

- ・愛媛県では、南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合、避難所において大きな混乱が予想されることから、避難所の運営体制の強化を図ることを目的に、避難所の開設・運営を行うリーダーとなる人材の育成に向けた研修を実施している。
- ・自主防災組織役員や防災士等を対象として、以下のような研修内容で実施している。

講義「災害発生時の避難所の開設・運営の方法や注意点について」

避難所運営ゲーム（HUG）の実施

意見交換 等



研修の開催状況

※愛媛県提供資料

- 活用した事業、財源等：避難所運営リーダー育成事業（県事業）
- 問合せ先：愛媛県 県民環境部 防災局 防災危機管理課（089-912-2319）
- 関連HP：<https://www.pref.ehime.jp/h15350/hinanshounei.html>

### 3. 東日本大震災の市街地復興に活用された各事業手法の概要

防災集団移転促進事業		土地区画整理事業	漁業集落防災機能強化事業	津波復興拠点整備事業
事業概要	被災した地域において、住民の居住に適切でないと認められる区域内の住居の集団移転を支援する事業	広範かつ甚大な被災を受けた市街地の復興に対応するため、それぞれの地域の復興ニーズに的確に対応し、被災市街地復興土地区画整理事業等により緊急かつ健全な市街地の復興を推進する。	被災地の漁業集落において、安全・安心な居住環境を確保するための地盤高上げ、生垣基盤や防災安全施設の整備等を実施し、災害に強い漁業地域づくりを推進する。	復興の拠点となる市街地（一団地の津波が終堤点市街地形成施設）を用地買収方式で緊急に整備する事業に対して支援を行う事業。
補助対象	○住宅団地（住宅団地）に関連する公益的施設を含む）の用地取得及び造成に要する費用（移転者等に分譲する場合も分譲価格（市場価格）を超える部分は補助対象） ○移転者の住宅購入に対する補助に要する経費（借入金の利子相当額） ○住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会施設等の公共施設の整備に要する費用 ○移転促進区域内の農地及び宅地の買取に要する費用（当該移転促進区域内のすべての住宅用途に係る敷地を買い取る場合に限る） ○移転者の住居の移転に関する費用 ○移転者の住居の移転に対する補助に要する経費 ○計画策定費	○緊急防空空地整備事業 土地区画整理事業予定地において、緊急防空空地の用地を取得するのに要する費用（減額補償地区以外も対象） ○都市再生事業計画案作成事業 土地区画整理事業を実施するための事業計画の策定に要する費用 ○被災市街地復興土地区画整理事業 区画道路、公園等の公共施設を用地買収方式で整備した場合の事業費等を限度額として事業を支援 ・津波防災整地費：津波により甚大な被害を受けた地域において、一定以上の計画人口密度（40人/ha）などの必要な要件を満たした場合に限り、防災上必要な土地の嵩上げ費用（津波防災整地費）を限度額に追加	①漁業集落の地盤高上げ・切盛土 ②漁業集落排水施設や集落道等の生活基盤の整備、漁港との連絡道の整備 ③高台等の避難地、避難路等の生活安全施設の整備	①津波復興拠点整備計画策定支援に要する費用： 計画策定費、コードイネート費 ②津波復興拠点のための公共施設等整備： 地区公共施設整備、津波防災拠点施設整備等 ③津波復興拠点のための用地取得造成
補助要件	・住宅団地の規模が5戸以上（移転しようとする住居の数が1戸を超える場合には、その半数以上の戸数。） ※別途、地方負担率減措置を講じる。	・300人以上5,000人以下の漁業集落 ※ただし、過疎地域等の指定を受けている地域において、では人口の下限値を50人へ緩和 ・漁家比率1位又は漁業依存度1位の集落 (注) 上記要件に合致しない集落については具体的な要望を踏まえて検討	・津波により甚大な被災を受けた地域において、一団地の津波防災拠点市街地形成施設※として定められていること等。 ※津波が発生した場合においても都市機能を維持するための拠点とするため、一団地の津波防災拠点市街地形成施設を都市計画法に基づく都市施設として位置づけ、収用の対象とする制度を法律制度として新設	参照：復興交付金 基幹事業（復興庁）
交付団体	都道府県・市町村 都道府県・市町村等	都道府県 市町村	都道府県 市町村 国：1／2、市町村：1／2 ※別途、地方負担率減措置を講じる。	都道府県・市町村 都道府県・市町村 国：1／2、市町村：1／2 ※別途、地方負担率減措置を講じる。
事業実施主体	都道府県・市町村 都道府県・市町村等	都道府県 市町村	都道府県 市町村 国：1／2、市町村：1／2 ※別途、地方負担率減措置を講じる。	
基本国比率	国：3／4、地方公共団体：1／4 ※別途、地方負担率減措置を講じる。			

#### 4. 関係機関の技術的指針等

技術的指針	津波に強いまちづくりの検討に係る手引き (独立行政法人都市再生機構 平成25年9月)
<b>■作成の目的等</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>UR都市機構は、南海トラフ等を震源とする巨大地震による津波被害が想定される地方公共団体への支援強化を図るため、津波防災まちづくりに関する検討の流れや対策の考え方等を取りまとめた「津波に強いまちづくりの検討に係る手引き」を策定した。</li><li>本手引きは、地方公共団体が津波防災まちづくりに関する計画を策定するに当たって、その参考として活用いただくことを目的として、津波防災まちづくりに必要となる対策のうち、主にハード対策を中心に取りまとめたものである。</li></ul>	
<b>■手引きの構成</b>	
<ol style="list-style-type: none"><li>1. 手引き作成の目的と利用方法</li><li>2. 津波に強いまちづくりの検討の全体像</li><li>3. 津波に強いまちづくりの検討の視点</li><li>4. 津波に強いまちづくりの検討<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 基礎情報の収集整理</li><li>(2) 想定被害の評価</li><li>(3) 浸水深、津波到達予想時間による市街地の分類</li><li>(4) 津波に強いまちづくりの目標</li><li>(5) 巨大地震に備える</li><li>(6) 対策1 津波から身を守れる場所に逃げる（1次避難）</li><li>(7) 対策2 避難生活を送れる場所でしのぐ（2次避難）</li><li>(8) 対策3 津波被害を回避すべき施設を守る</li><li>(9) 対策4 甚大な被害が想定される居住地域等の安全性を確保する</li><li>(10) 事前復興まちづくり計画</li></ol></li></ol>	
<b>■参考 URL :</b> <a href="http://www.ur-net.go.jp/produce/tsunami-bosai/">http://www.ur-net.go.jp/produce/tsunami-bosai/</a>	

## 技術的指針

## 地震・津波災害に強いまちづくりガイドライン

(国土交通省中部地方整備局 平成 26 年 2 月)

### ■作成の目的等

- ・中部圏は、南海トラフの巨大地震による甚大な人的被害や建物被害が想定されていることから、大規模な地震・津波災害等からまちを守り、被害を最小化（減災）できる地震・津波災害に強いまちづくりへの取り組みが必要である。そのため、中部圏の各市町村の地震・津波災害に強いまちづくりの参考書となるガイドラインの策定に取り組んだ。

### ■ガイドラインの構成

- 第1章 ガイドライン策定の目的と利用方法
- 第2章 中部圏の地震・津波災害に強いまちづくりに係る現状と課題
- 第3章 地震・津波災害に強いまちづくりの進め方
- 第4章 地震・津波災害に強いまちづくりに必要な基本認識
- 第5章 「地震・津波災害に強いまちづくりの基本方針」の策定方法
- 第6章 課題と今後について

### ○地震・津波災害に強いまちづくりの施策集

- 【基本事項1】安全で確実な避難の確保
- 【基本事項2】地震・津波に強い都市構造の構築
- 【基本事項3】災害に強い組織・人をつくる

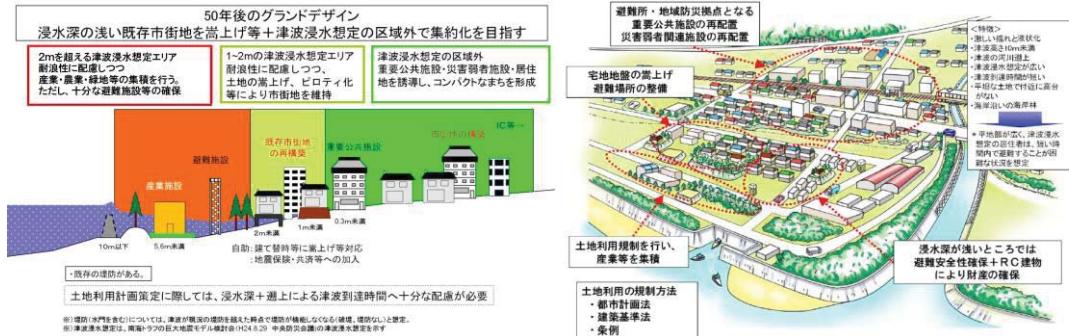
### ■特徴

#### ○とりまとめの視点

- ・大きく2つの視点でガイドラインを検討。
  - ①人命を守るために津波避難を中心として早急に取り組むべき短期施策の視点
  - ②まちづくりとして、50年先をイメージした将来あるべき姿を共有しつつ時間かけて取り組むべき長期施策の視点

#### ○グランドデザインの検討

- ・海岸平野部、内湾低平地部、半島・島しょ部という地域特性ごとに、50年先の地震・津波被害に遭わない構造の土地利用を検討。



50年後のグランドデザイン（海岸平野部の事例）

### ■参考 URL : [http://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/machi\\_seibika/TunamiSaigai.html](http://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/machi_seibika/TunamiSaigai.html)

## ■作成の目的等

- ・国民の生活水準の向上や社会経済の複雑化により、災害発生直後からの被災地域の再建・復興を重視した総合的な対策を推進し、的確な計画のもとに迅速な復興を図ることが求められている。
- ・そのため、主に発災後の利用を想定して復旧・復興に関する手順や参考情報を示したハンドブックとして、被災地方公共団体における迅速かつ円滑な復旧・復興への取り組みを支援することを目的として作成したものである。

## ■ハンドブックの構成

概要 「復旧・復興ハンドブック」の概要

### 第一章 復興への条件整備

#### 1.1 復興に関連する応急対応

#### 1.2 計画的復興への条件整備

### 第二章 分野別復興施策

#### 2.1 すまいと暮らしの再建

#### 2.2 安全な地域づくり

#### 2.3 産業・経済復興

## ■特徴

### ○対象とする範囲

- ・被災地の再建に係る諸対策のうち、「復旧対策」「復興対策」を中心としつつ、「応急対策」のうち復旧・復興対策に関連の深い項目、また、それらを円滑に進めるための「事前対策」を対象として作成。

### ○「時系列・部署別・施策別対応表」の整理

- ・各復興施策を「どの部署が」、「いつ頃」取り組むべきかが分かるように、災害発生後の時間経過に沿った着手時期と関係部署を記載し、復興の全体像を把握できるように整理。

項目	部署名	緊急対応期	応急復旧期(避難期)	本格復旧・復興準備・始動期	本格復興期
1. 復興への条件整備					
1.1 復興に関連する応急対応					
施策1：被災状況等の把握					
(1) 応急対応のための調査	防/建/水/警/消	→	【1-1-1-1】		
(2) 二次的被害の拡大防止に関する調査	防/建/教	→	【1-1-1-2】		
(3) 法制度の適用に関する調査	総	→	【1-1-1-3】	→	【1-1-1-3】
(4) すまいと暮らしの再建に関する調査	総/防/建/保/振 /商/農/教/消	→		→	【1-1-1-4】
施策2：災害廃棄物等の処理					
(1) 被災家屋の解体・堆積物の撤去	建/環/保	→	【1-1-2-1】		
(2) 災害廃棄物等の処理	建/環/保	→	【1-1-2-2】		

施策別・部署別・時系列対応表（抜粋）

### ○災害対策事例集との連携

- ・各施策に係る参考事例について、別冊の「災害復興対策事例集」の施策事例のコード番号・ページ番号等を掲載し、施策事例の内容を容易に検索することに配慮。

■参考 URL : [http://www.bousai.go.jp/kaigirep/houkokusho/hukkousesaku/saigaitaiou/output\\_html\\_1/images/dept/cao\\_fukkou/handbook.pdf](http://www.bousai.go.jp/kaigirep/houkokusho/hukkousesaku/saigaitaiou/output_html_1/images/dept/cao_fukkou/handbook.pdf)

## 技術的指針

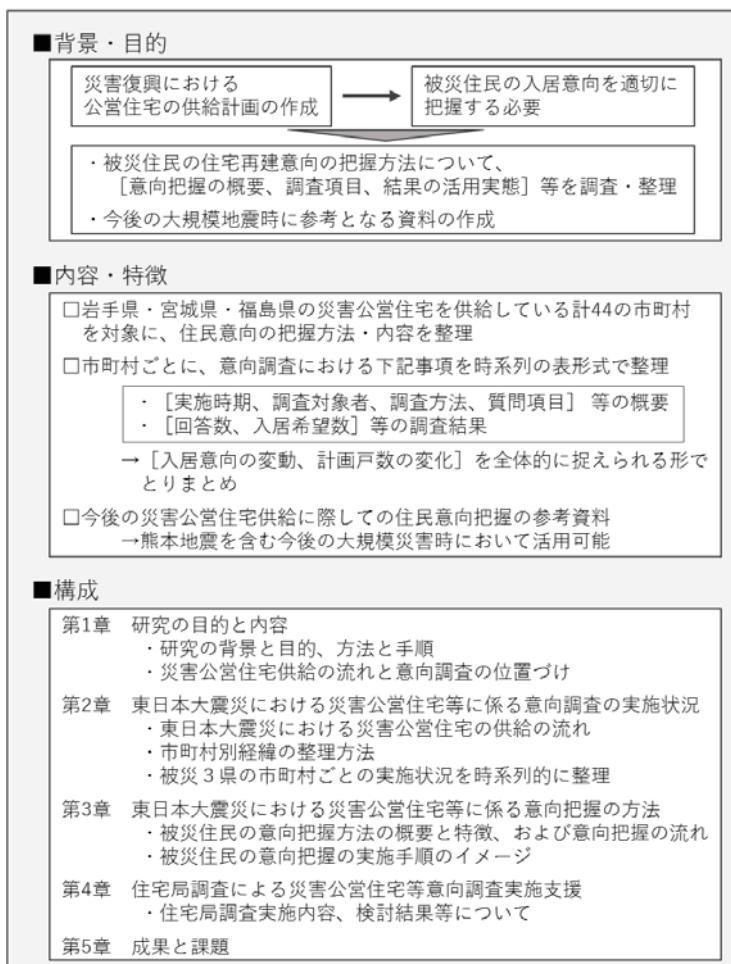
東日本大震災における災害公営住宅の供給促進のための計画に関する検討－災害公営住宅等に係る意向把握方法に関する研究－（国土技術政策総合研究所 国立研究開発法人建築研究所 平成29年1月）

### ■作成の目的等

- ・東日本大震災における災害公営住宅の供給において、入居対象者等の住宅再建（災害公営住宅入居を含む。）に係る意向把握の概要（対象者、時期、調査方法）と調査項目の詳細、調査結果の活用実態を調査・整理することにより、多様な被災状況下における災害公営住宅等に係る事項把握調査の早急な実施に当たっての参考に供することを目的とする。

### ■内容・特徴

- ・東日本大震災からの復興において災害公営住宅の供給を行っている岩手県・宮城県・福島県の計44の市町村を対象に、意向把握の方法や内容について調査・整理してとりまとめ。
- ・今後発生が懸念される大規模災害への対応等において、また現在災害公営住宅の供給計画の検討が進められている熊本地震の被災市町村において、参考となる資料として活用可能。



(国総研資料 No.946、建築研究資料 No.179)

■参考 URL : <http://www.nilim.go.jp/lab/bcg/siryou/tnn/tnn0946.htm>

## 技術的指針

東日本大震災の被災地における復興まちづくりの進め方(合意形成ガイダンス) (国土交通省都市局・住宅局 平成24年6月)

### ■作成の目的等

- 被災者の合意形成を図りながら復興に向けた現実的な事業計画を作り上げていく手続きに決まった方法があるわけではないが、集団移転や市街地の面整備による復興事業を円滑かつ早急に実施する観点から、事業主体として留意すべき点をまとめたガイダンスを作成した。

### ■ガイダンスの構成

はじめに

復興まちづくりのための合意形成プロセス

- 協働の進め方等について了解を得る
- 復興計画に掲げられた復興方針を説明する
- 被災者とともに復興方針を確定する
- まちづくりに対する被災者の希望や意見を把握する
- 被災者とともに「まちづくりの基本方針」を定める
- 住まいの再建に要する概算費用を提示する
- 住まいの再建方法を選択してもらう
- まちづくり計画案を作成して被災者と協議する
- 協議結果を反映してまちづくり計画案を修正する
- 協議と修正を繰り返してまちづくり計画を完成する

### ■特徴

#### ○モデルケースとして10のプロセスを設定

- モデルケースとして10のプロセスが設定され、留意点等を整理。
- モデルケースを参考にしながら、地区の状況に応じた工夫を行うことが重要。

#### ○様式案等の例示

- プロセスごとに使用する様式等の案が例示。

様式の事例

■参考 URL : [http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi01\\_hh\\_000005.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi01_hh_000005.html)

(参考6-1) 住まいの再建に対する支援策の提示方法の例 その1

住まいの再建方針	住宅団地内に移転			住宅団地以外に移転					
	①敷地内購入・住宅新築	②敷地内購入・住宅改修	③敷地外賃貸借	④敷地内購入・住宅新築	⑤敷地内購入・住宅改修	⑥公営住宅に入住	⑦賃貸住宅に入居	⑧マンション等の家に購入	⑨複数の家に購入
被災者生活再建支援	○	○		○	○		○	○	
公営住宅賃貸借	○	○		○	○				○
特別地域の対応	○	○	○	○	○	○	○	○	○
敷地内賃貸に対する補助	○			△				△	
住宅改修に対する補助	○	○		△	△			△	
引越費用補助	○	○	○	○	○	○	○	○	○
税 不動産取得税 登録免許税	○	○		○	○			○	
税 住宅建物税 地代減免	○	○		○	○			○	

(注)△は、制度によって基準まで満たしたものには補助の対象とならない。

支 握 事 件	支 握 内 容
被災者生活再建支援	200万円(賃貸住宅は60万円) 単身世帯の場合には150万円(賃貸住宅は37.5万円)
公営住宅賃貸借	当初5年間の会利0%導
特別地域の対応	高い段階で低落の下勧め認定を基に決定
敷地内賃貸に対する補助	ローン利子相当額(最大264万円)
住宅改修に対する補助	ローン利子相当額(最大44万円)
引越費用補助	引越代金費(最大36万円)
税 不動産取得税 登録免許税	平成33年3月末までに被災代替家庭を取得した場合、被災家庭の床面積相当分の不動産取得税が免除(被災代替家庭の敷地については並行敷地面積相当分の不動産取得税が免除)
税 登録免許税	平成33年3月末までに被災代替家庭及びその敷地を取得した場合、登録免許税が免除
税 住宅建物税	平成33年3月末までに被災代替家庭を取得した場合、当初4年間は1/2、その後2年間は1/3を減額
市 の 資 産 生 地 建 物 支 援	市のための条例に適合する住宅(最大100万円)
支 握 期	当初10年間1/2を減額

技術的指針	所有者の所在の把握が難しい土地に関する検索・利活用のためのガイドライン（第2版）（所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会（事務局：国土交通省政策統括官付）平成29年3月）等
<b>■作成の目的等</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者の所在の把握が難しい土地について、所有者の探索方法と所有者を把握できない場合に活用できる制度、解決事例等を整理した市区町村等の職員向けのガイドラインをとりまとめ。</li> </ul>	
<b>■ガイドラインの概要</b>	
<p>①所有者探索の基本は、登記情報、住民票の写し等、戸籍、聞き取り調査        ⇒第1章 一般的な所有者情報の調査方法を整理（探索の手順をフローチャート等でわかりやすく提示）</p>	
<p>②必要な探索を尽くしても所有者又はその所在が判明しなかった場合には、土地の利活用のための制度を活用        ⇒第2章 個別制度の詳細（不在者財産管理制度、相続財産管理制度、訴訟等、土地収用法に基づく不明裁決制度、認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例等）</p>	
<p>③①による探索、②の制度の活用を基本としつつ、当該土地の状況、当該土地を利用する主体及び事業の内容ごとに探索方法や解決方法は異なる。        ⇒第3章 土地の状況別の所有者情報の調査方法と土地所有者が把握できなかった場合の解決方法</p>	
<p>⇒第4章 事業別の所有者情報の調査方法と土地所有者が把握できなかった場合の解決方法</p>	
<p>④東日本大震災の被災地における、所有者の所在の把握が難しい土地の取得の加速化の取組は、運用改善により対応したものも多いことから、平時における用地取得等の参考にもなる。        ⇒第5章 東日本大震災の被災地における用地取得加速化の取組</p>	
<p>⑤費用、補助制度、相談窓口等、円滑な探索や制度活用のための基礎的情報の整理        ⇒第6章 所有者の探索や制度活用に係る費用と相談窓口等について</p>	
<p>⑥所有者情報に関する市区町村の担当部局を中心に取り組まれることが望ましい対策の整理        ⇒第7章 所有者の所在の把握が難しい土地を増加させないための取組（死亡届時のきめ細かな案内、土地への関心が高まる機会を活用した相続登記に係る普及啓発、所有者情報の円滑な活用等）</p>	
<p>★解決事例について、豊富に掲載（事例集）</p>	
<b>■参考 URL : <a href="http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/iten/shoyusha.guideline.htm">http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/iten/shoyusha.guideline.htm</a></b>	

なお、所有者不明土地の増加に伴う課題に対応するため、所有者の探索を合理化する仕組みや所有者不明土地を円滑に利用する仕組みを含む「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案」が平成29年3月に閣議決定されている。

### ■法律案の概要

#### (1) 所有者不明土地を円滑に利用する仕組み

反対する権利者がおらず、建築物（簡易な構造で小規模なものを除く。）がなく、現に利用されていない所有者不明土地について、以下の仕組みを構築。

- 公共事業における収用手続の合理化・円滑化（所有権の取得）

（国、都道府県知事が事業認定した事業について、収用委員会に代わり都道府県知事が裁定）

- 地域福利増進事業の創設（利用権の設定）

（地域住民等の福祉・利便の増進に資する事業について、都道府県知事が公益性を確認し、一定期間の公告に付した上で、利用権（上限10年間）を設定（所有者が現れ明渡しを求めた場合は、期間終了後に原状回復、異議がない場合は延長可能）

#### (2) 所有者の探索を合理化する仕組み

○ 土地の所有者の探索のために必要な公的情報について、行政機関が利用できる制度を創設

○ 長期間、相続登記等がされていない土地について、登記官が、長期相続登記等未了土地である旨等を登記簿に記録すること等ができる制度を創設

#### (3) 所有者不明土地を適切に管理する仕組み

○ 所有者不明土地の適切な管理のために特に必要がある場合に、地方公共団体の長等が家庭裁判所に対し財産管理人の選任等を請求可能にする制度を創設

■参考 URL : [http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo02\\_hh\\_000106.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo02_hh_000106.html)

## 参考資料

### 【用語集】

語句	説明
漁業集落防災機能強化事業	被災地の漁業集落において、安全・安心な居住環境を確保するための地盤嵩上げ、生活基盤や防災安全施設の整備等を実施する事業。
コンパクト・プラス・ネットワーク	人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること。
設計・施工一括発注方式	設計・施工一括発注方式とは、構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計を施工と一括で発注することにより、民間企業の優れた技術を活用し、設計・施工の品質確保、合理的な設計、効率性を目指す方式
地区防災計画	地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に関する行動計画として作成するもの。平成25年の災害対策基本法の改正により地区防災計画制度が位置付けられた。
津波復興拠点整備事業	東日本大震災からの復興の拠点となる市街地（津波防災地域づくりに関する法律における「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」として都市計画決定されたもの）を用地買収方式で緊急に整備する事業。
土地区画整理事業	土地区画整理事業は、被災した市街地の復興を図るため、公共施設と宅地を計画的かつ一体的に整備することのできる事業。 <a href="https://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/shuhou/kukakuseiri/kukakuseiri.htm">https://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/shuhou/kukakuseiri/kukakuseiri.htm</a>
被災建築物応急危険度判定	応急危険度判定は、大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかる二次的災害を防止することを目的としている。
復旧　と　復興	本手引きでは、以下の意味として区分して用いる。 ○復旧　…　被災した河川、道路等の公共土木施設や学校等の公共施設、ライフライン等を被災前と同じ機能に戻すこと ○復興　…　被災地において、被災前の状況と比較して、「安全性の向上」や「生活環境の向上」、「産業の高度

語句	説明
	<p>化や地域振興」が図られる等の質的な向上を目指すこと。</p> <p>■復旧・復興ハンドブック（内閣府（防災担当）、平成28年3月）</p>
復興計画／復興まちづくり計画	<p>復興計画は、県の復興方針に即して、復興計画の区域や期間、目標、人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する方針、目標を達成するために必要な復興整備事業等をとりまとめたもの。</p> <p>復興まちづくり計画は、復興計画で記載した復興整備事業の実現に向けた計画として、地区別に復興まちづくりにおける基幹となる土地区画整理事業や防災集団移転促進事業等をとりまとめたもの。</p>
防災集団移転促進事業	防災集団移転促進事業は、災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を目的とした事業。  <a href="http://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/tobou/g7_1.html">http://www.mlit.go.jp/crd/city/sigaiti/tobou/g7_1.html</a>
CM方式	CM (Construction Management) 方式とは、建設生産・管理システムの一つであり、発注者の補助者・代行者であるコンストラクションマネージャー (CMR) が、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計の検討や工程管理、品質管理、コスト管理などの各種のマネジメント業務の全部または一部を行うもの
L1とL2クラスの地震	<p>L1クラスの地震は、一定の頻度（数十年から百数十年に一度程度）発生するマグニチュー8程度の規模の地震。</p> <p>L2クラスの地震は、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震。</p>

## 【参考文献】

- 津波被害からの復興まちづくりガイダンス（国土交通省都市局 平成 28 年 5 月）  
[http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi\\_tobou\\_fr\\_000027.html](http://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_fr_000027.html)
- 津波に強いまちづくりの検討に係る手引き（独立行政法人都市再生機構 平成 25 年 9 月）  
<http://www.ur-net.go.jp/produce/tsunami-bosai/>
- 地震・津波災害に強いまちづくりガイドライン（国土交通省中部地方整備局 平成 26 年 2 月）  
[http://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/machi\\_seibika/TunamiSaigai.html](http://www.cbr.mlit.go.jp/kensei/machi_seibika/TunamiSaigai.html)
- 復旧・復興ハンドブック（内閣府（防災担当） 平成 28 年 3 月）  
[http://www.bousai.go.jp/kaigirep/houkokusho/hukkousesaku/saigaitaiou/output\\_h\\_tml\\_1/images/dept/cao\\_fukkou/handbook.pdf](http://www.bousai.go.jp/kaigirep/houkokusho/hukkousesaku/saigaitaiou/output_h_tml_1/images/dept/cao_fukkou/handbook.pdf)
- 応急仮設住宅整備の事前検討のためのポイント(案)（国土交通省四国地方整備局）  
<http://www.skr.mlit.go.jp/kensei/sumaizukuri/06sumainoanzen/sumainoanzen.html>
- 東日本大震災における災害公営住宅の供給促進のための計画に関する検討－災害公営住宅等に係る意向把握方法に関する研究－（国土技術政策総合研究所 国立研究開発法人建築研究所 平成 29 年 1 月）  
<http://www.nilim.go.jp/lab/bcg/siryou/tnn/tnn0946.htm>
- 東日本大震災の被災地における復興まちづくりの進め方（合意形成ガイダンス）（国土交通省都市局・住宅局 平成 24 年 6 月）  
[http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi01\\_hh\\_000005.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi01_hh_000005.html)
- 所有者の所在の把握が難しい土地に関する検索・利活用のためのガイドライン（第 2 弾）（所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会 平成 29 年 3 月）  
<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/iten/shoyusha.guideline.html>
- 東日本大震災の被災地における市街地整備事業の運用について（ガイダンス）（国土交通省都市局 平成 25 年 9 月）  
[http://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi\\_urbanmainte\\_tk\\_000003.html](http://www.mlit.go.jp/toshi/city/sigaiti/toshi_urbanmainte_tk_000003.html)
- 地域を知る防災 南海トラフ地震津波対策 四国の津波避難タワー等現地調査報告書（現地探訪用）（四国防災共同教育センター 平成 29 年 3 月）  
<http://www.kagawa-u.ac.jp/dpec/bousaifood.html>
- 津波避難施設の整備に関する基本的考え方（仙台市 平成 25 年 3 月）  
<https://www.city.sendai.jp/hinan/kurashi/anzen/saigaitaisaku/torikumi/hinan/kihon.html>

## 【本手引きの検討体制】

○災害に強いまちづくり検討会（平成 30 年度）

所 属	役 職	氏 名	備考
高知大学 防災推進センター	教 授	原 忠	座長
阿南市	市 長	岩浅 嘉仁	
美波町	町 長	影治 信良	
坂出市	市 長	綾 宏	
東かがわ市	市 長	藤井 秀城	
八幡浜市	市 長	大城 一郎	
上島町	町 長	宮脇 馨	
久万高原町	町 長	河野 忠康	
愛南町	町 長	清水 雅文	
安芸市	市 長	横山 幾夫	
宿毛市	市 長	中平 富宏	
香南市	市 長	清藤 真司	
大豊町	町 長	岩崎 憲郎	
中土佐町	町 長	池田 洋光	
黒潮町	町 長	大西 勝也	
徳島大学大学院 社会産業理工学研究所	准教授	奥嶋 政嗣	
徳島大学大学院 社会産業理工学研究部	助 教	渡辺 公次郎	
香川大学 創造工学部 創造工学科	准教授	野々村 敦子	
愛媛大学 防災情報研究センター	准教授	二神 透	
高知大学 理工学部 地球環境防災学科	講 師	坂本 淳	
徳島県県土整備部	政策監補兼県 土整備部長	瀬尾 守	
香川県県土木部	部 長	葛西 剛	
愛媛県県土木部	部 長	杉本 寧	
高知県県土木部	部 長	村田 重雄	
国土交通省 四国地方整備局	局 長	平井 秀輝	
国土交通省 四国地方整備局	企画部長	荒瀬 美和	
国土交通省 四国地方整備局	建政部長	稻村 行彦	

○復興準備に係る担当者会議

本手引きは、以下の実務担当者による検討等を踏まえ作成したものである。

徳島県 都市計画課

美波町 消防防災課

愛媛県 都市計画課

八幡浜市 総務課危機管理・原子力対策室

高知県 都市計画課

黒潮町 まちづくり課

独立行政法人都市再生機構 西日本支社 都市再生業務部

四国地方整備局 建政部 都市・住宅整備課

(アドバイザー)

高知大学 防災推進センター 教授 原 忠

<四国における津波災害からの復興まちづくりに向けた事前対応の手引き改訂履歴>

○平成29年3月：

- ・南海トラフ巨大地震による甚大な津波被害（主にL2クラスの災害を想定）に備えて、事前に被害を想定し、速やかな復興まちづくりが行われるよう、地方公共団体の担当者が意識を共有し、業務を進める上での手がかりとして利用されることを目的に、「四国における津波災害からの復興まちづくりに向けた事前対応の手引き」を作成。

○平成30年3月：

- ・復興まちづくりに向けた施策の重要性について、地方公共団体へアンケートを行い、その結果を参考にして、施策の優先度を明らかにし取組の進捗状況を簡便に確認するチェックリストを新たに作成するとともに、手引きに記載している留意点・事例を更新。

○平成31年3月：

- ・南海トラフ巨大地震に備えた事前復興まちづくりの先進的な取組事例や、東日本大震災からの復興まちづくりの取組状況を踏まえ、事前復興まちづくりを進めるにあたっての留意点等について、記載内容を充実する改訂を実施。

**「四国における津波災害からの復興まちづくりに向けた事前対応の手引き」**  
**(平成31年3月)**

問合せ先：国土交通省四国地方整備局 建政部 都市・住宅整備課  
087-851-8061（代）